# 千曲市歴史的風致維持向上計画

-千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く-



















長野県 千曲市 令和4年5月

## 目 次

序	章·		1
	1	計画策定の背景と目的	1
	2	計画期間	2
	3	計画の策定と体制及び経緯	3
第:	1 章 丿	歴史的風致の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1	自然環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	2	社会環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
	3	歴史的環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16
	4	千曲市の文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	5	千曲市の歴史に係る主な人物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	6	千曲市の食文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
筆:	)音:	千曲市の維持向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
<i>7</i> , .		善光寺街道にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		武水別神社にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		戸倉上山田温泉にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	北国街道にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6	雨宮坐日吉神社にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	7	あんずの里にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
	8		
	9	千曲川流域にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
笙:	3音:	千曲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ············· 9	14
N) \		歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		歴史的風致の維持及び向上に関する方針····································	
		計画実現のための推進体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
笙 4	1音:	重点区域の位置及び区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
<b>713</b> -		<u> </u>	
		<b>重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	
		- 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果······12	
		良好な景観形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	

第	5 章	ַל ל	文化財の保存及び活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	29
		1	千曲市全体に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
		2	重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
第(	6章	Ē Į	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	38
		1	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
		2	歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
第:	7 章	ī į	歴史的風致形成建造物に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	153
		1	歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
		2	歴史的風致形成建造物の管理の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154

## 資料編

#### 序章

#### 1 計画策定の背景と目的

千曲市は、長野県の北部、長野盆地南端の千曲川中流域に位置しており、本市の中央部を千曲川が北流し、両岸には歴史的遺産がある。

千曲川右岸地域には、国指定の史跡「埴科古墳群 森将軍塚古墳」や、重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」、あんずの里などがある。

左岸地域には、名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、稲荷山地区の重要伝統的建造物群保存地区はじめ、平安時代から名高い「更級」「冠着山(姨捨山)」等の歴史的地名や、開湯百年の歴史を持つ戸倉上山田温泉があり、歴史や文化が豊かである。

また、古代から交通の要衝として栄えた地で、今では長野自動車道や上信越自動車道、北陸新幹線などの高速交通網が通る。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展、地域経済の低迷や財政規模の縮小などを背景とし、重要文化的景観の「姨捨の棚田」での後継者不足や耕作放棄、また重要伝統的建造物群保存地区の稲荷山においても歴史的建物の減少が顕著となり、早急な保護、活用策が求められている。

このような状況の中「千曲市総合計画 後期計画」において、「千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く」を将来像とし、その実現に向けた基本目標の一つに「ふるさとの自慢を未来に継ぐまち」を位置づけ、貴重なふるさとの歴史遺産や文化の適切な保全や保護、活用を図り、市民一人ひとりがそれらを再認識するとともに、継承し、地域の新たな活力を生み出すまちづくりを積極的に取り組むものとした。

その取り組みの一つとして、千曲川左岸地域一帯を「歴史・文化ゾーン」として位置づけ、歴史的遺産や伝統行事などの歴史的風致の維持向上を図り、本市の地域的特色を広く市内外に周知し、その保全と地域振興を図ることとした。

本計画は、このような本市を取り巻く状況に対応するため、平成20年(2008)に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年5月23日法律第40号)」(以下、「歴史まちづくり法」という。)に基づき、受け継がれてきた貴重な歴史的風致を明らかにして、地域の特性や魅力を有効かつ適正に活用し、さらなる魅力の発見による地域振興を図り、市民相互の交流や来訪者をもてなす観光等により地域の活性化が推進され、「ふるさとの自慢を未来に継ぐまち」として発展することを目的とするものである。

### 2 計画期間

本計画の期間は、平成28年度(2016)から令和7年度(2025)の10年間とする。 なお、社会情勢の変化、文化財や歴史的風致の状況により、必要のある時は計画期間及び内容を随時適切に見直すこととする。

#### 3 計画の策定と体制及び経緯

#### (1) 計画策定の体制

本計画の策定は、プロジェクトチームにおいて策定された素案を基に、庁内の関係各課で組織される「歴史的風致維持向上計画策定に関する企画政策会議」に意見を求めながら、学識者や有識者等から構成される「千曲市歴史的風致維持向上協議会」において専門的な見地から内容の検討を行い、計画案の作成を行った。

作成した計画案は、市民への意見募集や、法定協議会における検討を踏まえ、市長による決定を行った。

#### 千曲市歴史的風致維持向上計画策定体制

意見

提案

#### 千曲市

## 歴史的風致維持向上協議会

【計画案の検討】

構成: 学識者経験者、文化財所有者、

まちづくり団体、

行政(長野県、千曲市)等

「歴史まちづくり法」第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条第1項の規定に基づく、本市の歴史的風致向上計画の作成等に関する協議等を行うため、同法第11条第1項の規定に基づく協議会

#### 庁内組織

## 歴史的風致維持向上計画 策定に関する企画政策会議

#### 【計画案の検討】

- · 総務部(行政経営課、危機管理防災課)
- · 企画政策部(総合政策課)
- · 市民環境部(生活安全課)
- ·経済部(産業振興課、農林課、観光課)
- ·建設部(建設課、都市計画課、下水道課)
- ・教育部(教育総務課、歴史文化財センター 生涯学習課)

報告♠



#### プロジェクトチーム

【計画案の検討・作成】

- ・歴史文化財センター
- · 経済部農林課
- 建設部都市計画課

市民

意見募集

意見

報告意見

市議会、市教育委員会、 市文化財保護審議会、 都市計画審議会、景観審議

### 市長 歴史的風致維持向上計画の決定

認定申請

主務大臣 文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

認定

歴史的風致維持向上計画の認定

表 1. 千曲市歴史的風致維持向上協議会委員名簿 (平成 27 年 12 月 16 日現在)

選出	[		
区分	分野	氏 名	所属団体等
	歴史	井原今朝男	千曲市文化財保護審議会 会長
224	歴史	笹澤 浩	千曲市文化財保護審議会 委員
学識経験者	建築	吉澤 政己	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長
経験	地域遺産	米山 淳一	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員
	農村計画· 農業土木	木村 和弘	千曲市景観審議会 会長
· 団 体 等	都市計画	藤居 良夫	千曲市景観審議会 委員
,,	都市計画	滝沢 英雄	千曲市都市計画審議会 会長
	観光	武井音兵衛	千曲市観光協会 会長
	稲荷山	田中 清江	NPO 法人稲荷山蔵の会 会長
地 域	姨捨	佐藤 基	千曲市棚田保全推進会議 会長
	戸倉上山田	石井喜久江	戸倉上山田商工会女性部 部長
	長野県	高橋 功	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 課長
行政		五明 弘一	長野県長野地方事務所建築課 課長
行政機関	千曲市	北島 利幸	千曲市建設部 部長
		堰口 真吾	千曲市教育委員会 教育部 部長

#### 表 2. 千曲市歴史的風致維持向上協議会 第 4 期委員名簿

任期: 令和3年12月16日から令和5年12月15日まで(2年)

選出区分	分野	氏 名	所属団体等		
	歴史	井原 今朝男	千曲市文化財保護審議会 会長		
	建築	吉澤 政己	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長		
	地域遺産	米山 淳一	千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会 委員		
学識経験者	景観	吉澤 政己	千曲市景観審議会 会長		
₩   者	建築	梅干野 成央	信州大学工学部 准教授		
	<b>建</b> 梁 	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	千曲市景観審議会 委員		
	都市計画	武井 音兵衛	千曲市都市計画審議会 会長		
	観光	中澤 聖子	一般社団法人信州千曲観光局		
民間諸団体	稲荷山・桑原・ 八幡地区	髙村 さと子	稲荷山まちづくり推進会議		
間諸団体	更級•姨捨地区	森 正文	千曲市棚田保全推進会議 顧問		
体のの	戸倉上山田温泉 地区	若林 美子	戸倉上山田商工会 女性部副部長		
関	長野県	久保 友二	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 課長		
関連行政機の職員	長野県	金子 裕	長野県長野建設事務所建築課 課長		
と で 戦員の職員	千曲市	湯本 永一	千曲市建設部 部長		
関	千曲市	島田 栄一	千曲市教育委員会教育部 部長		

#### (2) 計画の策定(変更)の経緯

平成 26 年度

5月23日 部長会議(計画策定及び企画政策会議の設置を了承)

8月26日 第1回歴史的風致維持向上計画策定に関する企画政策会議(庁内会議)

平成 27 年度

6月22日 千曲市景観審議会

7月 9日 第1回歴史的風致維持向上計画策定に関する企画政策会議(庁内会議)

8月28日 千曲市景観審議会

12月16日 第1回歴史的風致維持向上協議会

1月29日 第2回歴史的風致維持向上協議会

2月10日 第2回歴史的風致維持向上計画策定に関する企画政策会議(庁内会議)

2月17日

~3月18日 パブリックコメント

平成 28 年度	
4月28日	認定申請
5月19日	認定
平成 29 年度	
6月26日	第1回歴史的風致の維持及び向上に関する企画政策会議(庁内会議)
8月 2日	第1回歷史的風致維持向上協議会
2月16日	第2回歷史的風致維持向上協議会
平成 30 年度	
6月20日	第1回歴史的風致の維持及び向上に関する企画政策会議(庁内会議)
7月19日	第1回歷史的風致維持向上協議会
2月19日	第2回歴史的風致維持向上協議会
2月26日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和元年度	
7月23日	第1回歴史まちづくり推進会議(庁内会議)
8月22日	第1回歷史的風致維持向上協議会
2月21日	第2回歴史的風致維持向上協議会
3月13日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和2年度	
6月25日	第1回歴史まちづくり推進会議(庁内会議)
7月31日	
~8月31日	第1回歴史的風致維持向上協議会(書面開催)
令和3年度	
4月30日	
~5月31日	第1回歴史的風致維持向上協議会(書面開催)
6月29日	第1回歴史まちづくり推進会議(庁内会議)
8月 3日	第2回歴史的風致維持向上協議会
8月27日	歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
令和4年度	

第1回歴史まちづくり推進会議(庁内会議)

第1回歷史的風致維持向上協議会

4月28日 5月25日

#### 第1章 歴史的風致の背景

#### 1 自然環境

#### (1) 位置及び気候

千曲市は長野県の北部に位置し、長野市・坂城町等に接し、千曲川の両岸に広がる平地と、その背後に連なる山地からなり、市域は東西 15km、南北 12km に広がり、総面積は 119.79km²となっている。

平成 15 年 (2003) に旧更埴市・戸倉町・上山田町が合併し発足した、千曲川中流域の地方都市である。

気候は内陸性の気候で、平地部の年平均気温は 12~13℃と比較的冷涼である。また、日照時間が長く晴天率も高く、四季の変化がはっきりしており、農業に良い影響を与えている。一方、降水量は年間 800 mm程と少なく、そのため農業用のため池が各地に存在している。

新潟県

埼玉県

東京都神奈川県

富山県

愛知県

石川県

福井県



版山路於温泉村

図 2-1 千曲市の位置図



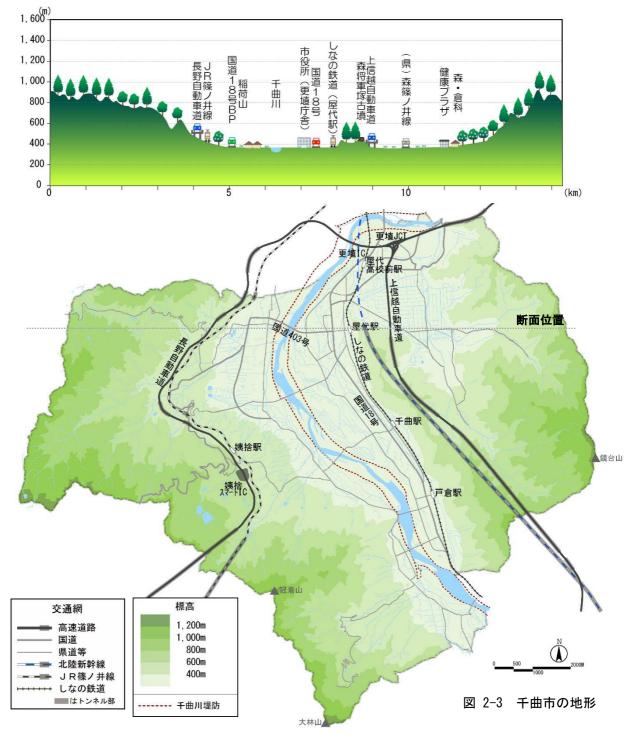
図 2-2 月別気温と降水量 [『千曲市統計書 2014 年版』]

#### (2) 地形

#### ①地形の概要

千曲市は長野盆地(善光寺平)と上田盆地の間に位置し、中央部を北流する千曲川の両岸に広がる沖積地と、その東西の山麓に形成された扇状地、その背後の峰を連ねる山地で形成されている。西は三峰山(1,311m)・冠着山(1,252m)、東は鏡台山(1,269m)、南西の大林山(1,333m)をはじめとする山々に挟まれている。このため、標高の最高地点は大林山の1,333m、最低地点は千曲川の353mと高低差のある特徴的な地形となっている。

千曲川右岸の東部山地は急峻で標高が高く、左岸の西部山地は三峰山の姨捨土石流 堆積物に覆われていることから比較的緩い傾斜面となっている。



#### ②千曲川

千曲川は信濃川水系の一部とされ、埼玉県・山梨県・長野県の県境に位置する甲武信ヶ岳の長野県側斜面(南佐久郡川上村)を源流とし、新潟県境の栄村までの214kmをいい、新潟県域では「信濃川」と呼称され日本海まで流れる全長367kmの、日本で一番長い川である。千曲市域では、上流の坂城町境から下流の長野市境まで、約13kmを流れている。

千曲川は千曲市の市名の由来でもあり、千曲川との関わりは本市の歴史と文化には欠かすことができない。千曲川の川筋が大きく変わったとされる天文12年(1543)の大洪水にはじまり、明治8年(1875)までの約300年にわたる記録では、およそ3年に1度の割合で、千曲川が大洪水を起こしていることがわかる。

田畑や多くの人家の流出など洪水被害の記録が残されており、また洪水から家屋を 守る石垣が、今も稲荷山地区や土口地区に残されている。

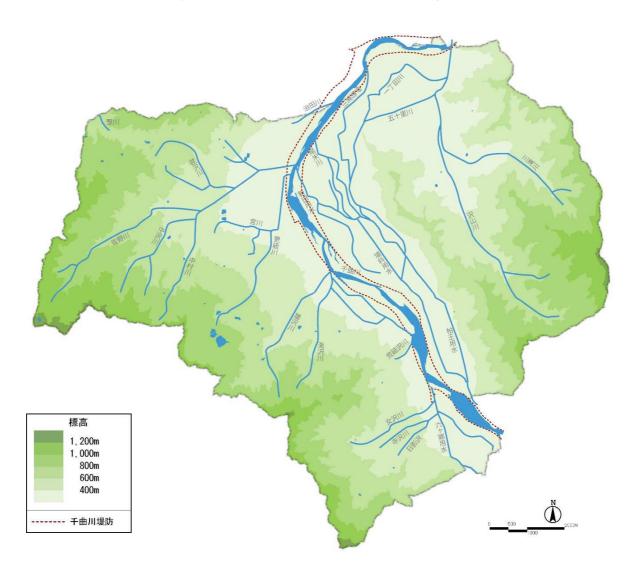


図 2-4 主要な河川

#### 2 社会環境

#### (1) 千曲市の変遷

千曲市は、明治初期に存在した 22 町村が明治 22 年(1889)の市制・ 町村制施行により 13 町村に合併し た。

さらに、合併・分村などを経て昭和30年(1955)に戸倉町・上山田町、昭和34年(1959)に更埴市が発足した。

平成15年(2003)には、平成の大 合併により更埴市・埴科郡戸倉 町・更級郡上山田町の3市町が合 併し、「千曲市」が誕生した。

千曲市の名称は、市域中央を流れる千曲川に由来して名づけられた。

表 2-1 市町村合併の変遷 (略表)

女 2 1 中町町日所の友定(昭教)						
明治初期	明治22年 町村制施行時	昭和の合併	平成の合併			
倉科村	倉科村 倉科村					
屋代村	屋代町					
西船山村	压[/吨]					
四加口四个	杭瀬下村					
雨宮村						
土口村	雨宮懸村	更埴市				
生萱村		<b>火</b> 堰川				
森村	森村					
東船山村	埴生村		千曲市			
稲荷山町	稲荷山町					
桑原村	桑原村					
八幡村	八幡村					
内川村	内川村					
黒彦村	五加村					
向八幡村						
若宮村		戸倉町				
羽尾村	更級村	广启叫				
須坂村						
下戸倉村	戸倉村					
磯部村	广启刊					
上山田村						
新山村	上山田村	上山田町				
力石村						

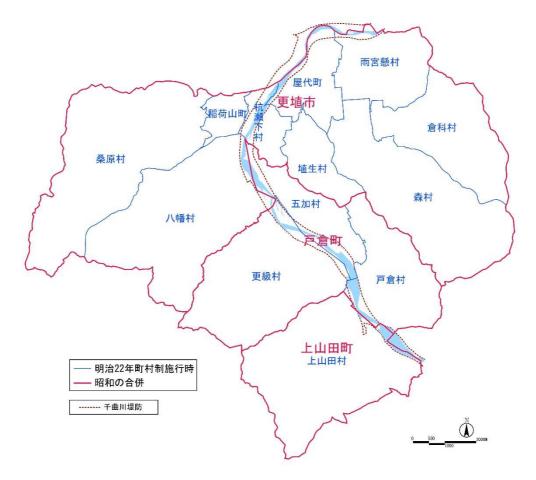


図 2-5 現在の千曲市域と市町村合併の経緯

#### (2) 人口

#### ①人口の推移

人口は、昭和 45 年(1970)以降増加傾向にあったが、平成 12 年(2000)をピークに減少傾向がみられ、平成 22 年(2010)では 62,068 人となり、平成 27 年(2015)7月現在 60,435 人である。

年齢3区分人口は、平成22年(2010)時点で年少人口(0~14歳)が8,345人(13.5%)、 生産年齢人口(15~64歳)が36,648人(59.1%)と、前回国勢調査時と比較すると 減少傾向となっている。

一方、老年人口(65歳以上)は17,004人(27.4%)と大幅な増加傾向を示しており、少子高齢化が進んでいる。



図 2-6 人口、世帯数の推移 [『国勢調査』]

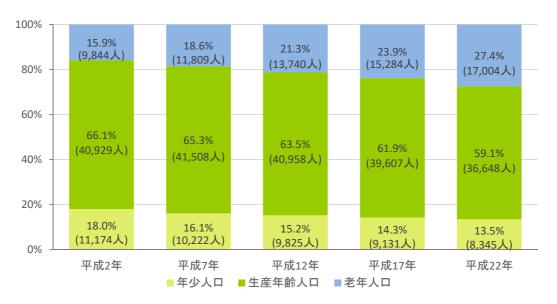


図 2-7 年齢 3 区分人口の推移 [『国勢調査』]

#### ②人口分布

人口分布は、千曲川の右岸・左岸地域ともに千曲川に沿った平地部に集中している。 また、右岸地域には約39,000人と、総人口の2/3が居住している。

500m四方あたりの人口が 1,000 人以上を超えている区画は 3 区画で、戸倉駅南側の 1 区画と稲荷山地区の 2 区画がある。右岸地域は、国道 18 号や大西線沿いに比較的高密度の傾向であり、左岸地域では各地区の主要地方道長野上田線沿いにまとまった居住傾向であるといえる。

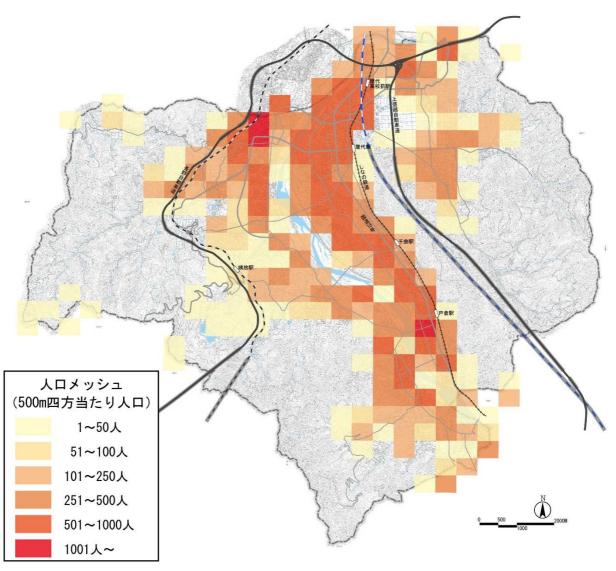
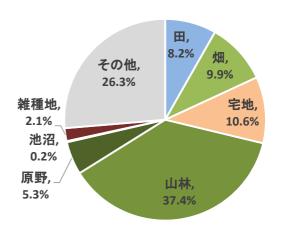


図 2-8 人口分布 [『平成22年国勢調査』]

#### (3) 土地利用

千曲市の面積は、119.79km<sup>2</sup>である。 その土地利用は、山林が37.4%を占め最も多く、次いでその他(道路・水路・公園等)が26.3%、農用地(田・畑)が18.1%、宅地が10.6%となっている。

また、市域の約 49.2% (5,900ha) が 都市計画区域に、約 12.1% (1,452ha) が用途地域に指定されている。



**図 2-9 地目別土地面積** [『千曲市統計 2014 年版』]

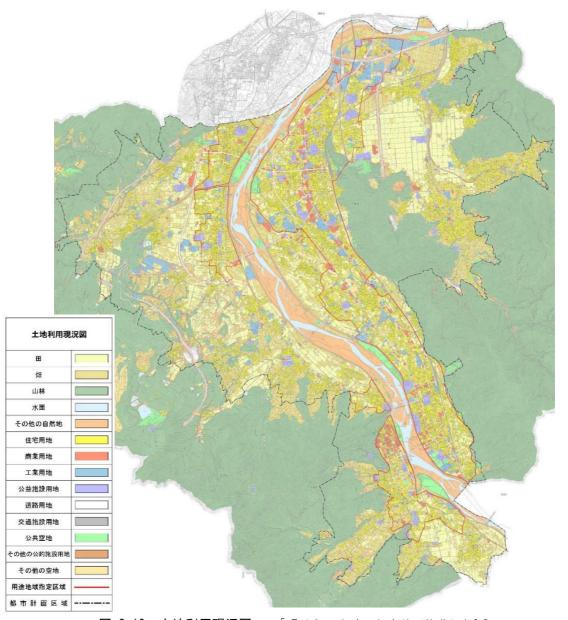


図 2-10 土地利用現況図

[『平成22年度 都市計画基礎調査』]

#### (4) 産業

就業人口は、平成7年(1995)以降減少傾向を示しており、特に、1次・2次産業の就業者が減少しており、3次産業の就業者の比率が市全体の6割を占める状況となっている。

これを産業別大分類でみると、2次産業の製造業が全体の26%と最も多く、次いで3次産業の卸売・小売業が16%と、これらで市全体の約4割を占めている。

1次産業の農業は大幅な減少傾向を示しているが、主力である水稲、りんごなどの栽培とともに、特産のあんずをはじめ果物・加工品などと温泉による地域資源の連携や、特産品化、「信州千曲ブランド」等の地域ブランドの構築など、6次産業化を推進した産業づくりを進めている。



写真 千曲市特産「あんず」



図 2-11 就業人口の推移 [『国勢調査』]

	衣 2⁻2	リリ性的		湖盆』」		
	区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	農業	4,051	3,982	3,389	3,251	2,217
	林業・狩猟業	18	17	18	14	2,217
	漁業・水産養殖業	14	9	5	1	8
	合計	4,083	4,008	3,412	3,266	2,225
第二次産業	鉱業	18	28	30	8	8
	建設業	2,920	3,654	3,175	2,702	2,220
	製造業	11,240	10,270	9,595	8,518	7,781
	合計	14,178	13,952	12,800	11,228	10,009
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	62	71	86	66	83
	運輸・通信業	1,318	1,363	1,540	1,782	1,821
	卸売業・小売業	5,453	6,302	6,538	5,219	4,640
	金融•保険業	644	714	660	542	557
	不動産業	140	128	137	136	266
	サービス業	6,646	7,693	7,990	9,609	9,336
	公務	882	944	938	834	892
	合計	15,145	17,215	17,889	18,188	17,595
	総合計	33,406	35,175	34,101	32,682	29,829

表 2-2 産業別就業人口の推移 [『国勢調査』]

※分類不能を除く

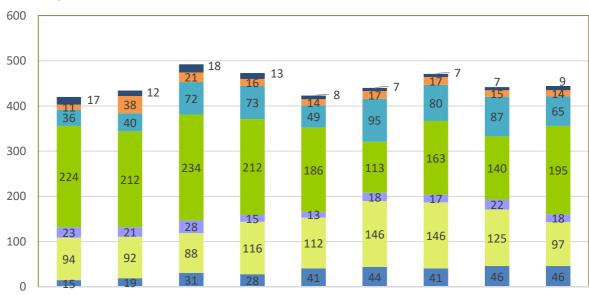
#### (5) 観光

千曲市の主な観光地は、戸倉上山田温泉をはじめとしてあんずの里、武水別神社、科野の里歴史公園、姨捨の棚田などがあり、年間40万人を超える人が訪れている。また、4月に行われるあんず祭りや、戸倉上山田温泉夏祭り・千曲川納涼煙火大会、千曲川のつけ場やアユ釣りなど、四季折々の自然やイベントにも多くの人が訪れている。

観光に関する市民アンケートで 70%以上の市民から親戚、知人、人に勧められる 観光資源として、戸倉上山田温泉、姨捨の棚田、武水別神社、森将軍塚古墳・古墳 館と、おしぼりうどんが挙げられている。

首都圏、北陸新幹線沿線の県を対象にした「戸倉上山田温泉・千曲市GAP調査(平成 26 年)」における戸倉上山田温泉・千曲市のイメージとしては、「温泉街」、「千曲川」、「美しい自然」、「歴史がある」などのイメージが上位に位置づけられる。

#### 利用者数(千人)



平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年

- ■おばすて田毎の月 ■武水別神社
- ■千曲高原
- ■あんずの里

- ■科野の里歴史公園■城山城跡公園
- ■さらしなの里

図 2-12 観光地利用者数 [『千曲市統計』]



写真 あんずの里



写真 武水別神社



写真 姨捨の棚田

#### (6) 交通網

千曲市は、千曲川沿いのルートや水運、古代の東山道と北陸道を結ぶ東山道支道にはじまり、近世江戸時代には北国街道、北国西往還(善光寺道)、谷街道が交わる要衝の地であった。その後、近代明治期には東西を結ぶ鉄道の篠ノ井線・信越本線が相次いで開通した。現在も、高速交通網として長野自動車道と上信越自動車道が合流する更埴ジャンクションがあり、北陸新幹線が通過している。市内には更埴インターチェンジと、姨捨スマートインターチェンジの2つのインターチェンジがある。

また、一般道路は、北国街道・北国西往還・谷街道などを原型とした国道 18号・国道 403号が、現在も幹線的機能を有している。さらに、国道バイパス八幡一稲荷山間、坂城一上山田間が一部供用されている。

公共交通網は、しなの鉄道4駅とJR 篠ノ井線の1駅が存在する。また、平成24年(2012)3月に廃線となった長 野電鉄屋代線の代替として運行するバス路線と、市が運営する循環バス8路線、東部地区のデマンド型乗合タクシーが市民の足となっている。



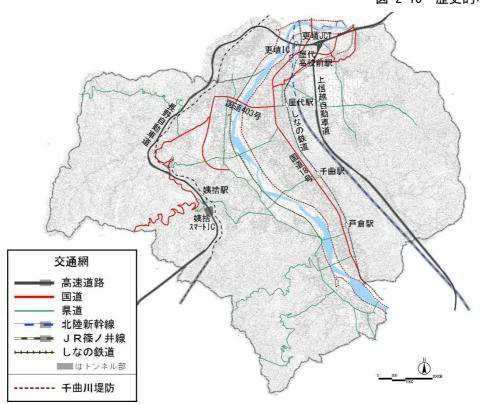


図 2-14 市内の交通網(公共交通、道路網)

#### 3 歴史的環境

#### (1) 原始-千曲川の恵み-

#### ①旧石器時代

千曲市における最初の人びとの足跡は、旧石器人(1万数千年前)の生活痕跡としての遺跡が、千曲川の両岸の山間部大田原地区(左岸)佐野山遺跡、森地区(右岸) おかやま 沢山遺跡で確認されている。

その後、生活の場は徐々に平地の沖積地に近づき、森県山遺跡(森地区)、中村遺跡(東級地区)、新山山ノ神遺跡(上山田地区)などが、台地や扇状地先端の崖錐上に見つかっている。

本市の旧石器時代は、和田峠(長和町・下諏訪町)産などの黒耀石を石器素材とした東日本に広く分布する石器群であることから、当時から千曲川沿いのルートなど広く交流があったことが推定される。

#### ②縄文時代

縄文時代には、住居を造って定住するようになり、 千曲川の自然堤防上や扇状地先端部など千曲川沿い の平地部に集落遺跡が展開する。縄文時代の遺跡と しては、千曲川右岸の屋代地区の地表下4mに発見 された縄文時代中期の大集落の屋代遺跡群をはじめ、 された縄文時代中期の大集落の屋代遺跡群をはじめ、 では、土口遺跡(土口地区)がある。左岸では地尻 といけるなり、大池南遺跡(八幡地区)、三島・ 幅田遺跡(更級地区)、新屋遺跡(上山田地区)があ



写真 地表下4mの縄文時代 の集落(屋代遺跡群) [長野県埋蔵文化財センター]

る。このうち縄文時代早期の池尻・大池南遺跡などは山地に位置しており、前期~後期の屋代遺跡群は沖積地、後期の日ノ尾・土口遺跡は自然堤防上、中期~後晩期の三島・幅田遺跡は雄沢川、後期の新屋遺跡は女沢川によって堆積された扇状地上に位置している。

千曲川の沖積地に生活の場が展開されるようになった背景には、千曲川の豊かな漁猟があったものと考えられる。屋代遺跡群の住居跡からは、サケの魚骨が見つかり、 当時の千曲川に関わる生活の様子を知ることができる。

#### ③弥生時代

千曲川流域の善光寺平(長野盆地)において、稲作農耕を受け入れたのは、自然堤防上に営まれた集落遺跡である篠ノ井遺跡群(長野市)や、屋代遺跡群の人びとであった。ともに自然堤防上に居住し、その後背湿地において稲作を行った。屋代地区に展開する屋代田んぼの地下からは、当時の小区画水田跡が見つかっている。

当地方の弥生時代後期を代表する文化として、箱清水遺跡(長野市)から出土した 土器を標式とした箱清水文化がある。これは、千曲川水系に広がる単なる土器文化 分布圏を超えて、いわば文化圏、「クニ」と呼べる地域集団であった。

#### ④古墳時代

弥生時代から古墳時代にかけては、国家形成期であり、近畿地方の有力者と関係を深めた各地の有力者の墓(前方後円墳)が築かれ、統一国家へと歩んでいく様子を市内の古墳からもみてとれる。特に、弥生時代の周溝墓や礫床墓などの集団墓から、古墳時代には山上に隔絶した規模の古墳が築かれるようになる。



写真 森将軍塚古墳

4世紀代に築かれた県下最大の前方後円墳である森将軍塚古墳(屋代地区)を最初に、4世紀後半に造られた有明山将軍塚古墳、5世紀前半の倉科将軍塚古墳、土口将軍塚古墳(ともに埴科古墳群、国指定史跡)が次々に築かれている。5世紀後半以降になると、善光寺平での前方後円墳の築造は姿を消し、代わって伊那谷の飯田市周辺に前方後円墳が築かれるようになる。市内では、塚穴古墳(稲荷山地区)、北山古墳(生萱地区)、白塚古墳(森地区)などの横穴式石室を設けた6~7世紀代の小円墳が築かれた後、しだいに古墳は築かれなくなり古墳時代は終焉する。

#### (2) 古代ー信濃国の中心ー

奈良時代の和銅6年(713)に、好字二字令により「科野国」が「信濃国」と表記されるようになったが、その後も「科野」も使われることもあった。

本市域は、当時 10 郡から構成される信濃国の中で「シナ」地名をもつ「更級郡」「埴科郡」にまたがっており、 人口が最も多く中心的な役割を果たす地であったと考えられている。

屋代遺跡群の発掘調査において、多量の木簡群が発見された。その中に「符更科郡司等可□」と記された国符木簡があることから、屋代地区に初期国衙(役所)関連施設の存在が推察されている。



写真 屋代遺跡群出土木簡 「長野県立歴史館]

また、『三代実録』の貞観8年(866)2月2日条には、「信濃国埴科郡屋代寺」が定額寺(準官寺)に格上げされたことが記され、雨宮地区にある雨宮廃寺であると考えられている。

こうした役所や寺など、当時の主要な施設が設けられた背景には、千曲川の水運や東山道支道(信濃国と越後国を結ぶ道)が通っていたと推定され、古代から交通の要衝であったことがうかがわれる。

当時の人々の生活については、平安時代後期の『日本紀略』に「仁和4年(888)、信濃国大水ありて山崩れ河溢れる」と記載される地震(仁和3年〈887〉8月)を伴った大きな被害があったことが記録されている。この大洪水は、仁和3年(887)の地震で八ヶ岳の天狗岳の山体崩壊により千曲川がせき止められ、翌年6月に決壊したもので、屋代地区では厚いところで3mもの洪水砂が堆積している。

#### (3) 中世ー村上氏・屋代氏等領主の台頭ー

#### ①荘園の発達と村上氏

平安時代以降、当地域には御厨・荘園や公領があった。市内では、九条城興寺領として倉科庄(倉科地区)・加納屋代四箇村(屋代地区)、石清水八幡宮領としておたにしょう 小谷庄(八幡地区)、伊勢神宮領として村上御厨(坂城町・上山田地区)などの荘園のほかに、国衙領の船山郷(埴生地区・五加地区)である。この地域の開発が活発になされ、中央政権とのつながりが密接であったことを物語っている。

この頃、源盛清が都から村上郷に配流され、その子為国は「村上氏」を称した。村上氏の支族には、屋代氏・山田氏らがあり、村上氏とともに鎌倉幕府の御家人となった。

室町時代には、船山郷に船山守護所が置かれ、室町幕府方と旧鎌倉幕府方の合戦が度々おこなわれたことが『市河文書』(山形県本間美術館蔵)に記されている。南北朝の動乱の中、後醍醐天皇の皇子宗良親王(南朝方)が、更級郡姨捨山(冠着山)近くの更級の里に、一時居を構えたことが伝えられ、更級地区には、「築地御所」と呼ばれるところがある。

応永7年(1400)に起こった守護との対立「大塔合戦」では、村上氏を総大将とする国人勢が勝利し、村上氏は支配域を拡大した。

#### ②戦国時代の争いと屋代氏

戦国時代には、信濃への甲斐の武田信玄の 侵攻に対し、村上氏などが救援を求めた越 後の上杉謙信との5回にわたる戦い「川中 島の合戦」が起こった。こうした中、在地 の屋代氏は武田氏に味方し、所領の継承を 図った。山城の屋代城(屋代地区)や荒砥城 (上山田地区) が築かれたのはこの頃であ る。武田氏が織田信長に滅ぼされ、また織 田信長が本能寺で自害すると、屋代氏は北 信濃を支配した上杉氏に組入り更級・埴科 両郡にまたがる領主となり所領を保持した。 上杉景勝が、稲荷山城(稲荷山地区)を築 いたのはこの頃である。その後、屋代氏は 上杉氏から徳川方に離反し、この地を去り、 徳川家の家臣となって近世大名へと成長し ていった。

戦国時代においては、在地の領主は臣従する領主を替え、所領や一族を守った姿を屋 代氏の動向から読み取れるものである。



写真 屋代城跡 ▽印



写真 再現された荒砥城

#### (4) 近世-松代藩領・幕府領・上田藩領に分轄-

#### ①分轄統治

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦の後、徳川家康が江戸に幕府を開いた江戸時代になると、千曲市域のほとんどの地区(更級地区・上山田地区も含めて)は真田氏が治める松代藩領となった。しかし、稲荷山地区は仙石氏(後に松平氏)が治める上田藩領内の川中島飛領に分かれた。北国街道沿いの松代藩と上田藩の接する交通の要衝である埴科郡の一部の小島から以南の埴生地区・戸倉地区は、幕府領として治められるという複雑な様相となった。

#### ②宿駅制と交通

千曲市域では、前の戦国時代を通して甲斐や越後への往来のために、街道や宿ができていたとみられる。江戸時代になり宿駅制度は、東海道から中山道へと順次整えられた。千曲市を通っていた主な街道は、北国街道、北国西往還(善光寺街道)、谷街道(松代道)である。

北国街道は、中山道と北陸道を結ぶ街道で「北国往還」とも呼ばれ、五街道に次ぐ 重要な街道に位置付けられていた。中山道の信濃追分宿(軽井沢町)から分かれ、 信越国境を越え高田(新潟県上越市)で北陸道に接続し、出雲崎宿まで続く街道で 佐渡の金銀を江戸に運ぶ輸送路としての役割があった。

北国西往還は、中山道の洗馬宿(塩尻市)で分かれ、篠ノ井追分宿で北国街道に接続し、善光寺までの街道である。

谷街道は、矢代宿 (江戸時代には、「屋代」を「矢代」と表記)から松代を通り、 越後国十日町に至る。

これらの街道は、参勤交代、 善光寺や戸隠神社、伊勢神宮 への信仰の道でもあった。

宿場は、北国街道に矢代宿・ 下戸倉宿・上戸倉宿、寂蒔に間の宿、北国西往還に稲荷山 宿、桑原に間の宿が設けられ た。谷街道には、雨宮宿が 設けられたが伝馬の取次が主 であった。

千曲川には、7か所の渡し場が設けられた。杭瀬下渡しは 矢代宿と稲荷山宿とを結び、 矢代渡しは北国街道の重要な 渡し場であり、北国西往還と も結ばれていた。

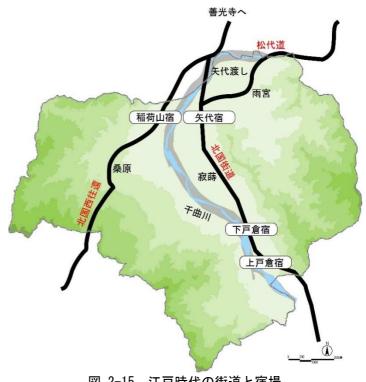


図 2-15 江戸時代の街道と宿場 [『更埴市史』]を参考に作成

#### ③千曲川のはん濫と善光寺地震

#### 千曲川のはん濫

江戸時代にも仁和4年(888)の「仁和の洪水」同様に、千曲川の洪水の記録が残されている。天文12年(1543)から明治8年(1875)までの約300年間にわたる記録によると、天文12年(1543)の洪水により舟山郷(屋代地区の栗佐を含む埴生地区一帯)が流失し、千曲川の河筋が大きく変化したとの記録や、寛保2年(1742)の「戌の満水」と呼ばれる大洪水で、「矢代以南残らず浸水、死者1,220人など」と災害の様子が記録されている。

一方では、国役普請(幕府補助)や郡役普請(藩補助)、自普請(村負担)による堤防の修理や田畑の復興を行った記録も残る。また、千曲川の洪水により川筋が変わり、村境争論もしばしば記録に残っている。

このような千曲川のはん濫は、家財の 流失、耕地の荒廃はもちろん、人畜の 被害ばかりでなく不作、凶作をもたら して農民を苦しめ、修復に莫大な労力 と経費を要したのである。

#### 善光寺地震

弘化4年(1847年5月8日午後10時頃)、信濃から越後にかけて起こった大地震は「善光寺地震」と呼ばれ、日本の地震の記録の中では著名なものの一つである。その規模はマグニチュード7.4、震度7以上という大地震であった。

稲荷山宿は、千曲市域では最も大きな被害を受けたところである。その被害についての記録では、宿の大部分の家



写真 仁和の洪水砂層 [屋代地ノ目遺跡]

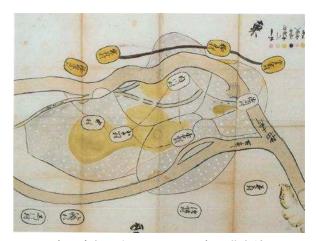


写真 寛保 2 年 (1742) の戌の満水絵図 [『戸倉町誌』(村山家蔵) より]

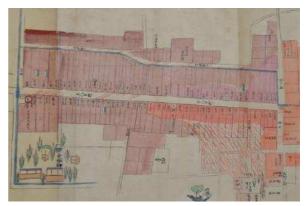


写真 弘化の地震による稲荷山宿の火災被害図 [松林家蔵

屋ほか建物が倒壊し、その後町内の4か所から出火して大火事となり、3日間燃え続け、町のほとんどが焼失してしまったと記されている。

#### (5) 近・現代一鉄道と道路で発展ー

#### ①明治維新の新体制

慶応4年(1868) 1月の鳥羽伏見の戦いから始まった戊辰戦争は、北信濃では飯山戦争(旧幕府軍と信濃諸藩兵の戦い)等を経て、明治4年(1871) 7月に廃藩置県が断行された。松代藩は松代県となり、11月の府県制3府72県の再編により東北信6郡を管轄する長野県に編入された。さらに、明治9年(1876) 8月には筑摩県の中南信4郡を合わせて、旧信濃国10郡が「長野県」となった。明治22年(1889)の市制・町村制の施行で、現千曲市域では稲荷山町・屋代町ほか9村となった。次いで、明治24年(1891)施行の郡制により千曲川左岸地域の更級郡と、右岸地域の埴科郡に二分されることになった。

#### ②綿から養蚕・製糸へ

換金作物として綿花が栽培され、その綿花や綿糸は稲荷山に集荷された。やがて、 生糸の輸出に伴い養蚕・生糸製造へ転換し、稲荷山の繁栄の基となった。

明治14年(1881)稲荷山銀行が創業され、金融業も盛んとなり明治17年(1884)の県下の商業地等級では、一等の深志(松本)・上田・長野、二等の小諸・飯田に次いで稲荷山は三等に、屋代は六等に位置付けられていた。

明治後半には養蚕が盛んとなり、千曲川の自然堤防上の屋代から雨宮一帯の「屋代桑園」は、県下で有数の桑園地帯となっていた。また、風穴を利用した蚕種製造、 埴生村の有明社・埴科社などの製糸工場での製糸業が発達した。

#### ③鉄道の発展による街の変化

明治21年(1888)に信越線長野-上田間が開通し、屋代駅が開業した。明治26年 (1893)には直江津-高崎間が全線開通した。明治24年 (1891)には屋代駅と稲荷山を結ぶ道路が完成し、屋代駅周辺に運送・旅館・食堂・商店が立ち並びはじめ、昭和期に商業地の中心が屋代駅周辺に移っ

ていく契機となった。

一方、明治33年(1900)塩尻-篠ノ井間を結ぶ篠ノ井線が開通し、給水や列車のすれ違いのために姨捨駅が設置された。稲荷山町では、町の衰退の懸念から住民の反対もあり、また技術上困難なこともあり、稲荷山駅は隣接の塩崎地籍(長野市)に開設された。物資輸送が鉄道主体になり、これまで商業地として発展してきた稲荷山から、屋代駅や篠ノ井駅がその中継地となり、街の様相が大きく変わることとなった。

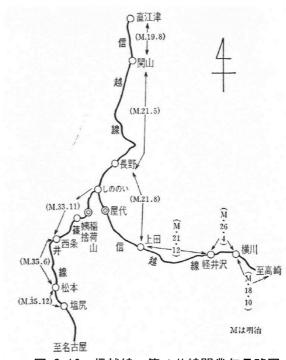


図 2-16 信越線・篠ノ井線開業年月略図 [『更埴市史』]

なお、戸倉駅の開業は、明治 45 年 (1912) のことである。大正 11 年 (1922) には、 千曲川右岸の河東地域に河東鉄道の屋代-須坂間が開業した。



写真 昭和初期の屋代駅前



写真 明治 33 年 10 月 25 日 姨捨駅の開業 「『更埴市史』〕

#### ④戦後の町村合併

昭和20年(1945)第二次世界大戦の敗戦以降、社会状況の変化や自治体財政の窮迫から、町村合併が進められた。昭和28年(1953)には「町村合併促進法(昭和28年10月1日法律第258号)」が施行され、昭和29年(1954)10月1日に埴生町・杭瀬下村が合併し「埴生町」となった。昭和30年(1955)に屋代町・杭瀬下村・雨宮縣村・森村が合併し「埴科屋代町」となったが、6月1日に「屋代町」に名称変更を行い、翌年9月30日に倉科村を編入した。

同じく昭和30年(1955)、稲荷山町・桑原村が合併し「稲荷山桑原町」となり、12 月1日「稲荷山町」と名称変更を行った。

戸倉上山田地区では、更級村・戸倉町が合併し、続いて7月1日に五加村・戸倉町が合併し「戸倉町」となった。また、上山田地区ではカ石村と上山田町が合併し「上山田町」となった。

昭和31年(1956)には、「新市町村建設促進法(昭和31年6月30日法律第164号)」が施行され、昭和34年6月1日埴科郡の屋代町・埴生町、更級郡の稲荷山町・八幡村が合併し、両郡名をとり「更埴市」が誕生した。

平成11年(1999)「市町村の合併の特例に関する法律(平成11年7月16日法律第26号)」に基づき、平成15年(2003)9月1日に更埴市・戸倉町・上山田町の1市2町が合併した「千曲市」が発足し、平成の合併としては県下最初の合併となった。

#### 4 千曲市の文化財

千曲市内には、令和2年(2020) 2月1日現在で合計149件(国指定等文化財45件、長野県指定文化財18件、千曲市指定文化財86件)の文化財が指定等されている。その分布は、市の中央部を北流する千曲川により二分された、左岸の川西地区に多くの文化財が所在しているのが本市の特徴である。

表 2-3	千曲市の指定文化財件数
<b>衣 Z-3</b>	十曲川の伯正人に別計数

(令和2年2月1日現在)

指定区分	種別	件数	内 訳
	重要文化財	7	建造物2、彫刻2、古文書1、考古資料2
	重要無形民俗文化財	1	
	史跡	1	
	名勝	1	
	特別天然記念物	1	
国	重要文化的景観	1	
	重要伝統的建造物群保存地区	1	
	登録有形文化財	31	建築物25、工作物2、土木構造物4
	記録作成等の措置を講ずべき無	1	
	形の民俗文化財	1	
	小計	45	
	   県宝	15	建造物1、彫刻5、工芸品1、歴史資料2、
	L pla		考古資料5、古文書1
県	史跡	2	
	天然記念物	1	
	小計	18	
	有形文化財	46	建造物4、石造物4、彫刻15、工芸品2、 古文書8、考古資料8、歴史資料5
	無形文化財	1	
市	無形民俗文化財	3	
111	史跡	15	城館跡4、古墳9、井戸跡1、古道1
	名勝	4	
	天然記念物	17	
	小計	86	
合 計		149	

#### (1) 国指定等文化財

国指定等文化財は、古くは史跡の古墳時代の古墳 から、重要文化財の平安時代の仏像や社寺建築、 重要無形民俗文化財の民俗芸能、名勝と重要文化 的景観の姨捨の棚田、重要伝統的建造物保存地区 など多岐にわたっている。

建造物では、室町時代の禅宗様式の寺院建築の ちしきじおおみどう 智識寺大御堂と、江戸時代に大隅流の宮大工柴宮 ちょうざえもん 長左衛門によって建てられた多彩な彫刻で飾られ た「水上布奈山神社本殿」(戸倉地区)がある。



写真 智識寺 大御堂

重要文化財の彫刻では、平安時代の像高3mに もくぞうじゅういちめんかんの人りゅうぞう およぶ木造十一面観音立像(上山田地区 智識寺) と、鎌倉時代の作風にならった江戸時代の秀作と もくぞうめいぜんみょうおうざぞう される木造愛染明王坐像(稲荷山地区 長雲寺) がある。

ほかに、長野県立歴史館に所蔵されている重要 文化財には、「日向林 B遺跡出土品」の石器群(旧 石器時代、信濃町)や、「吉田川西遺跡土壙出土品」 の土器群(平安時代、松本市)、平安時代の古文書 「鳥羽院庁下文」などもある。

重要無形民俗文化財の「雨宮の神事芸能」は、「雨宮の御神事」「獅子踊り」とも呼ばれる、雨宮坐日吉神社の祈年祭に行われる豊作祈願の神事芸能である。以前は屋代・森・倉科・生萱・土口の旧5か村でも行われていたが、現在は雨宮地区だけで3年ごとの4月29日に行われている。千曲川支流の沢山川に架かる斎場橋から、4頭の獅子が逆さづりとなる「橋懸り」は、祭りの最大の見せ場となっている。

また、千曲川左岸の八幡・更級・五加地区には、 記録選択の無形の民俗文化財の「武水別神社の 時人行事」が毎年欠かすことなく400年も継続されている。「大頭祭」「おねり」とも呼ばれる新嘗祭 の行事である。

史跡の「埴科古墳群 森将軍塚古墳」は、昭和40年代に発掘調査が行われ、長大な竪穴式石室を設けた全長約100mの前方後円墳であることが明らかになった。また周辺での埋め立て用土砂採取により崩壊するところを市民・研究者・行政が一体となった保存運動によって守られ、昭和46年(1971)に国の史跡として保存された経緯をもつ。昭和56年(1981)から平成3年(1991)にかけて全面的な発掘調査が行われ、古墳築造当時の姿に復原整備された。

名勝の「姨捨(田毎の月)」は、農耕地が国の文



写真 重要文化財 「長雲寺木造愛染明王」



写真 重要無形民俗文化財 「雨宮の神事芸能」橋懸り



写真 史跡「埴科古墳群 森将軍塚古墳」



写真 名勝「姨捨(田毎の月)」 重要文化的景観「姨捨の棚田」

化財に指定された最初の棚田である。重要文化的景観に選択された「姨捨の棚田」は、名勝指定地を含めた 64.3ha の範囲で、聖山高原を背に善光寺平を一望する標高 460~560mほどの傾斜面に面積約 40ha、約 1,500 枚の棚田が耕作されている。

姨捨は、古く平安時代から文学・絵画などの題材に取り上げられ、文学・歴史的な景観を形成している。姨石や松尾芭蕉の句碑などが残る長楽寺を展望地点として、 そこから望まれる四十八枚田と、姨石を展望地点としてそこから望むことの可能な約6haの棚田が名勝に指定され、保存が図られている。

重要伝統的建造物群保存地区に選定された「千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区」は、天正期に成立し、江戸時代には宿場町として機能しつつ、19世紀初期以降商業地として発展した商家町で、江戸時代以来の地割を良く残すとともに、江戸時代末期から昭和戦前にかけて建てられた特色ある伝統的建造物を良く残し、我が国にとって価値が高いものである。

登録有形文化財には、建造物の「笹屋ホテル別 荘」「坂井銘醸主屋や蔵」「長野銘醸酒蔵等」「寿 高原食品四階倉庫」「瀧澤家住宅」、土木構造物 の「龍洞院架道橋」「滝沢川橋梁」「荏沢川石堰提」 がある。

笹屋ホテル別荘は昭和7年(1932)、戸倉上山 田温泉に建てられた旅館建築で、建築家遠藤新 の設計による木造和風旅館建築である。畳敷き の座敷と一段下げた椅子置きの広縁から庭に至 る客室構成は、後の観光旅館に大きな影響を与 えた。現在「豊年虫」と名付けられ、戸倉上山 田温泉のホテル客室として使われている。

坂井銘醸主屋や蔵は、北国街道沿いの下戸倉宿 (戸倉地区) にある。基本構造を残しながら内部を改修・改装して、事務所・店舗として使われおり、外観的には茅葺屋根、曲屋、式台等には江戸時代中期建築の面影を良く残している。

長野銘醸酒蔵等は、善光寺街道沿いの桑原宿外れの中原(八幡地区)に元禄2年(1689)創業とする和田酒店を前身とした酒造所である。現在、約58,000㎡の敷地に、江戸末期に建てられた土蔵造り2階建て約530㎡の酒蔵をはじめ、貯蔵蔵、米蔵、粕蔵のほか、大正5年(1916)に建てられた事務所などの建物があり、今も酒造りが行われている。



写真 重要伝統的建造物群保存地区 「千曲市稲荷山」



写真 登録有形文化財 「笹屋ホテル別荘」客室



写真 登録有形文化財 「坂井銘醸主屋や蔵」



写真 登録有形文化財 「長野銘醸酒蔵ほか」

#### 第1章 歴史的風致の背景

寿 高原食品四階倉庫は、しなの鉄道戸倉駅前に建つ木造4階建、切妻造、瓦葺の倉庫である。大正4年(1915)、戸倉倉庫株式会社によって建てられたもので、一定の間隔で多数の窓を配置した外観は、繭倉庫の建築を引き継いだものと考えられる。明治45年(1912)に戸倉駅が開業した直後で、鉄道を利用した物資の輸送にはこうした倉庫が必要であったとみられる。現在、寿高原食品株式会社の倉庫として使われている。

瀧澤家住宅は、磯部地区に所在する。瀧澤家は、江戸時代に現在の場所に居を構え、組頭などを務めてきた。主屋と土蔵は、江戸時代中期、長屋門は江戸時代後期の建築であり、萱葺きの外観と屋敷構えが良好に残る建物群である。

稲荷山・桑原地区にある龍洞院架道橋・滝沢川橋梁は、ともに明治33年(1900) に鉄道篠ノ井線開通に合わせて建設された鉄道施設で、石積みと煉瓦積みによるアーチ構造をした橋である。

桑原地区の佐野川支流の荏沢川に設けられた石堰提は、明治15年(1882)から17年(1884)にかけて内務省の直轄事業で築かれた、我が国初期の砂防施設の一つである。



写真 龍洞院架道橋



写真 滝沢川橋梁

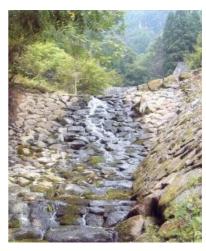


写真 荏沢川石堰堤



写真 寿高原食品四階倉庫



写真 瀧澤家住宅

#### (2) 長野県指定文化財

長野県指定文化財のうち、有形文化財を「長野県宝」という名称で指定している。 県指定では、県宝指定の仏像や建造物、考古資料のほかに、県史跡の中世の館跡や 城跡、県天然記念物の武水別神社の社叢など18件がある。

建造物の武水別神社の「摂社高良社本殿」は、 同神社に残る一番古い建物で、室町時代に建て られたものである。

彫刻は5件あり、うち3件は観龍寺(森地区)に納められている。平安時代の「木造千手観音坐像」「木造十一面観音立像」「木造聖観音菩薩立像」(平成10年<1998>盗難)があるほかに、戸倉地区に仏像2件がある。

工芸品では、武水別神社 (八幡地区) に嘉吉3年(1443)銘の「銅製釣燈籠」がある。考古資料では、更級地区若宮の箭塚遺跡から見つかったとされる弥生時代の「細形銅剣」がある。

ほかに、長野県立歴史館に所蔵されている県宝には、考古資料で旧石器時代の石器「下茂内遺跡出土品」(佐久市)、縄文時代の土器「動物装飾付釣手土器」(富士見町 払沢遺跡)、奈良時代の「屋代遺跡群出土木簡」(屋代地区)、平安時代の「社宮司遺跡出土木節」(屋代地区)、平安時代の「社宮司遺跡出土木造六角宝幢」(八幡地区)がある。古文書・歴史資料では、室町時代の「絹本墨書 大文字の旗」、近世の「清水家文書」、近代の行政資料の「長野県行政文書」がある。

史跡名勝天然記念物の県史跡には、戦国時代の「武水別神社神主松田家館跡」があり、県 天然記念物として「武水別神社社叢」がある。

「武水別神社神主松田家館跡」は、周囲に土塁や堀を巡らせた東西約70m、南北約90mの方形の屋敷地である。現在も西側と南北の一部に土塁が残り、東側には堀も確認できる。戦国時代の館の姿をよくとどめている。

武水別神社社叢は、大きなケヤキを中心に約 25種、400本の木が茂り、境内を荘厳な雰囲 気にしている。



写真 県宝「摂社高良社本殿」



写真 県宝「観龍寺木造千手観音坐像」



写真 県宝「社宮司遺跡出土六角宝幢」 [長野県立歴史館]

#### (3) 千曲市指定文化財

千曲市指定文化財は86件で、その内訳は有形文化財の彫刻15件、建造物4件、考 古資料8件、歴史資料5件、石造物4件、古文書8件、美術工芸品2件、無形文化 財1件、無形民俗文化財3件、史跡名勝天然記念物が36件ある。

有形文化財の建造物の「屋代小学校旧本館」(屋代地区)は、明治5年(1872)の学制に基づき、明治21年(1888)に建築された学校である。当時、地元の大工たちが見よう見真似で建てた洋風建築で、「擬洋風建築」と呼ばれている。明治の文明開化の時代を象徴する、県下で数少ない明治期の学校建築である。

戦国時代の古文書の「屋代家文書ほか一括」は、 戦乱の中で在地の豪族屋代氏が、武田信玄・上杉 謙信・徳川家康と領主を替えて生きのびた様子を 物語るものである。

考古資料には、平安時代後期の「五輪堂遺跡第2 号火葬墓出土遺物」(屋代地区)や、「経筒」(戸倉地区 経ヶ峰経塚出土)がある。県宝「社宮司遺跡出土木造六角宝幢」や、未指定の経塚なども数多くあり、この地に仏教文化が、浸透していたことがわかる。

市指定の民俗芸能・風俗慣習には、「上山田大々御神楽」(上山田地区)、「水上布奈山神社の御柱祭」(戸倉地区)、「稲荷山祇園祭」(稲荷山地区)、「大池の百八灯」(大池地区)があり、各地区等で保存会を作り地域の伝統行事の継承に努めている。

市指定史跡の「屋代城跡」(屋代地区)、「荒砥城跡」「入山城跡」(上山田地区)は、屋代氏などが活躍した山城である。

市指定天然記念物の「中原のリンゴ国光原木」(八幡地区)は、明治初めにリンゴの苗木が輸入され、中原の和田郡平が増殖した1本で、県下最古のリンゴの樹である。また、「セツブンソウ群生地」は、戸倉地区と倉科地区の2か所に群生しており、2月から3月に春一番を告げる白い小さな花が咲く。本市では、市花に定めて保護を図っている。



写真 屋代小学校旧本館



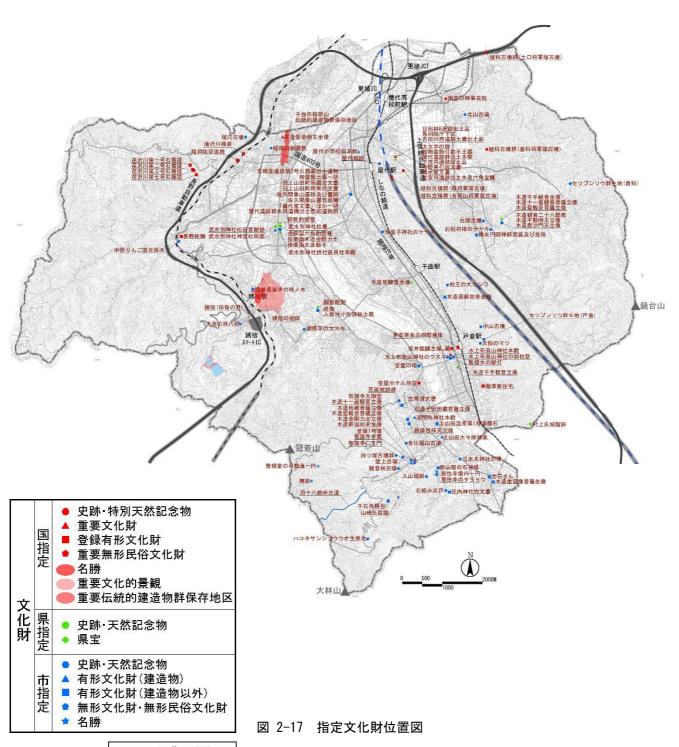
写真 屋代家文書



写真 稲荷山祇園祭



写真 中原のリンゴ



------ 千曲川堤防

#### (4) 埋蔵文化財

千曲市内には、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が540遺跡確認されている。そのほとんどの遺跡は、千曲川の沖積地の自然堤防上や、その後背湿地帯に集中している。氾濫原においては、流失または地表深く埋没しているため確認ができない遺跡もあると推察される。自然堤防上では、弥生時代~中世の遺跡が重複しており、千曲川の洪水により何度も埋没と復興を繰り返したものとみられる。

一方、山裾や扇状地上には、縄文時代~平安時代の集落遺跡が広がっている。また、 山裾部には、古墳時代後期の小古墳群が点在している。沖積地に突き出した尾根上 には、前期~中期の古墳や、戦国時代の山城が築かれている。

さらに、山間部には、旧石器時代~縄文時代の拠点的な遺跡が点在している。

上信越自動車道建設に伴う発掘調査において、屋代地区の地表下4mから縄文時代前期~後期の集落遺跡が発見されたことは、発見以前の本市域の縄文時代の遺跡分布や、縄文時代の様相を一変させる大きな発見となった。

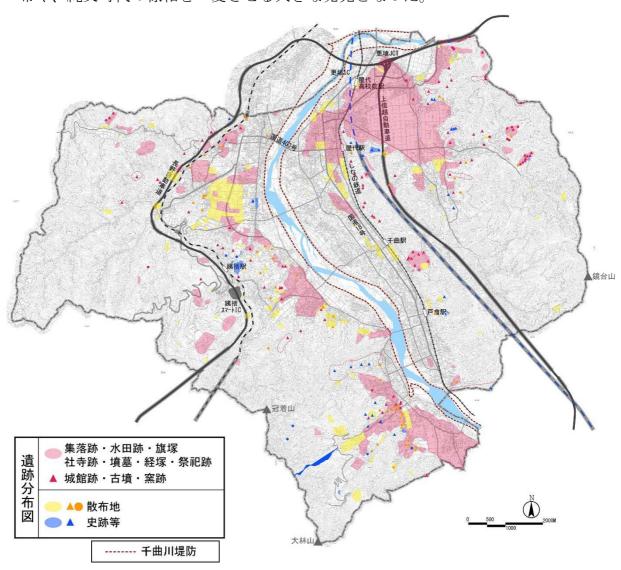


図 2-18 埋蔵文化財包蔵地分布図

#### (5) 指定文化財以外の文化財・歴史的遺産

#### ①歴史的価値の高い建造物

#### JR篠ノ井線姨捨駅舎

篠ノ井線は、明治33年(1900)に篠ノ井駅〜西条駅間が開通し、駅舎も同時開業した。現在の駅舎は、昭和9年(1934)建築で、木造平屋建、寄棟造、スレート葺で、棟を十文字に交差させ、前後の破風は寄棟造りの屋根を切り下げた袴腰

屋根にしている。全体的に、大正・昭和初期 の大正モダニズムの雰囲気を良く残した歴史 的な建造物である。

日本経済新聞の「訪ねる価値のある駅」ランキングで、福岡県門司港駅に次ぐ、第2位の駅舎とされた。

#### 力石の養蚕民家群

力石集落(上山田地区)には、幕末から明治期に建てられた養蚕民家が20棟ほどあり、この地区で養蚕が盛んであったことを伝えている。特に、この地区では、蚕種生産が主に行われていた。明治42年(1909)蚕種の全国比49.4%と、本県はその半数を生産していた。

#### 佐良志奈神社本殿

佐良志奈神社は、武水別神社と関係の深い神 社であり、更級郡域における延喜式内社の一 つである。本殿は三間社流造で、江戸時代後 期の建築と伝わる。

大正橋の西詰、八王子山の麓に位置し、神社 の社叢は戸倉上山田の温泉街や更級地区に向 かうランドマークとなっている。

## 寂蒔の水除土堤

この土堤は、千曲川の氾濫から田畑や家屋を守るために、元禄6年(1693)に、寂蒔・ 鋳物師屋・打沢・小島の四か村によって築かれた。北国街道と土堤が交差するところは、 非常時には土のうや石で道の部分を埋めて、 ひと続きの土堤として水害を防いだものである。村民の水害に対する苦労と工夫がしのばれる歴史的遺産である。



写真 姨捨駅舎



写真 カ石の養蚕民家



写真 佐良志奈神社



写真 寂蒔の水除土堤

### ②歴史的価値の高い近代化遺産 森の風穴

森地区にある風穴は、明治45年(1912)に 蚕種の貯蔵用に造られたもので、現在は石を 積み上げた壁体のみが残っている。風穴を利 用して蚕卵を冷蔵保存し、ふ化や出荷時期の 調整が行われた。当時、蚕種製造が盛んで、 こうした風穴が各地に造られて利用された。 生糸貿易による近代化を支えた近代化遺産と して貴重な存在である。

## ③歴史的価値の高い遺跡・有形文化財

#### 円光房遺跡出土の土器群

更級地区にある円光房遺跡は、縄文時代後・ 晩期の集落遺跡で、圃場整備に伴い発掘調査 が行われた。

この遺跡から、東北地方の影響を受けた縄文 時代晩期の土器群が出土している。また同後 期の敷石住居や立石址、配石墓なども見つか り、縄文時代後・晩期の墓制を知るうえで重 要な遺跡である。

## 屋代寺の瓦窯

森地区の南殿入古窯址から屋代寺(雨宮廃 寺) に使われた瓦片が多数発見されている。 現地調査の結果、瓦窯の存在が推定された。 本市内には、奈良時代の定額寺である屋代寺 をはじめ、埴科郡衙(初期国衙、屋代遺跡群、 雨宮地区) と更級郡衙(八幡遺跡群、八幡地 区)の存在が推定されており、本遺跡はそれ に関連する重要な遺跡である。 \$4,56くじしょうかんのんぼきつりゅうぞう 長楽寺 聖 観音菩薩立像

姨捨地区にある名勝「姨捨(田毎の月)」指 定地内にある長楽寺には、秘仏として聖観音 菩薩像が観音堂に安置されている。本像は、 室町時代の善導大師の作と伝えられている。 平成27年(2015) 4月5日から5月31日に は、7年に一度の御開帳として公開された。



森の風穴 写真



写真 円光房遺跡出土の土器群



写真 屋代遺跡群



写真 長楽寺観音堂

### <sup>はね ぉ ぉぉぎだいら</sup> 羽尾 扇 平 出土の密教法具

更級地区羽尾の冠着山山腹の扇平地籍より、 林道工事の際に平安時代末期の密教法具が発 見されている。金剛鈴1点、火舎香炉1点、 花瓶2点、六器6点である。これらは経塚に 埋納されたものと推定されるが、平安末期の 末法思想と経塚、密教・修験との関係、冠着 山を廻る歴史的な資料群である。

### 稲荷山城跡・小坂城跡

稲荷山城は、天正10年(1582)上杉景勝によって築かれたことが知られているが、城の構造や縄張りについてはわかっていない。また、稲荷山の西側にある篠山の尾根上に小坂城が築かれている。

戦国時代の様相を明らかにするために、早急 な調査が望まれる重要な遺跡である。

### 霊諍山の石仏群

八幡と桑原地区の境にある霊諍山には、明治になって、修験系の講社が開かれ信者を集めた。特に、養蚕が盛んになった頃であるので、猫神などの石仏が多数奉納され、今も残されている。民間信仰と世相が相まって、ユニークな歴史的遺産である。

#### ④**歴史的価値の高い民俗芸能・伝統行事** たけみずわけじんじゃ 武水別神社のお田植え神事

武水別神社では、毎年1月5日に「お田植え神事」を行っている。この冬のお田植えは、 餅で作った鎌や鍬と、松葉で神官らが田植え の仕草をし、それを見ている住民らが囃し立 てるというユーモラスな神事で、新たな年の 豊作を祈願するものである。



写真 扇平出土 密教法具



写真 稲荷山城跡



写真 霊諍山の石仏群



写真 武水別神社のお田植え神事

### 5 千曲市の歴史に係る主な人物

#### たてへのおおがき 建部大垣 詳細不詳(奈良時代) 善行者

『続日本紀』神護景雲2年(768)5月の条に「信濃国更級郡人建部大垣 為人恭順 事親有孝・・・免其田終身」とあり、信濃国更級郡の建部大垣は、親孝行として律令政府から表彰され、税を終身免除された。最も古い記録に残る更級郡の人。

# **産 少 僧都 成 俊 詳細不詳(南北朝時代)僧侶・万葉集研究家**

南北朝の騒乱を避け、更級郷に閑居して一人『万葉集』の研究を行った三井寺(滋賀県)の僧侶。成俊の業績は、仙覚校訂の『万葉集』全20巻を後世に伝えたこと、日本で初めて歴史的仮名遣いによって『万葉集』の読みを付けたことである。なお、成俊に『万葉集』全20巻を与えたのは、更級郷に隠居していた宗良親王と推定されている。



現在、姨捨の長楽寺境内に業績を称えた石碑がある。

#### ゃしぁ まさくに 屋代政国 永正 17 年(1520)~永禄 4 年(1561) 武将

政国は、天文22年(1553)屋代城から荒砥城に拠点を移して武田氏の武将として活躍し、永禄4年(1561)の川中島の合戦で討死した。嫡子正長も天正3年(1575)長篠の合戦で討死し、父子二代にわたって戦陣に倒れた。こうした記録が、「屋代家文書」として残されている。

#### まっだぉりべのすけ 松田織部 祐 詳細不詳(戦国時代) 武将・神官

元は仁科姓、実名は盛直。天正 12 年 (1584) に上杉景勝から、「松田分并八幡領一円預置」を得て、松田名跡を継承し更級八幡宮別当となり、慶長 3 年 (1598) 松田縫殿助 に神主職を預け置き、上杉景勝の会津移封に同道する。

以降、武水別神社神主職が継承される。

## 宮本虎杖 寛保元年(1741)~明治7年(1874) 俳句宗匠

下戸倉宿に生まれ本名を道孟、通名を清吉、また八郎兵衛とも称した。明和5年(1768)28歳の時に、来信した俳諧の加舎白雄に師事、明和8年(1871)には白雄に従って、1年有余北陸、京阪、紀伊、伊勢と巡り薫陶を受け、さらに江戸に出て「春秋庵」に学ぶ。天明4年(1784)秋には判者(宗匠)の許しを受け「虎杖庵」を称している。白雄没後は、同門4千余の長老として春秋庵一派の拡大に尽した。また虎杖は、北東信に門人四百余を擁した。『つきよほとけ』『いぬ榧集』『豆から日記』などを刊行。



### 林崎多膳 寛政 4 年(1792)~元治元年(1864) 医師·郷土史家

天保7年(1836)に矢代村に医師として移り住み、医業のかたわら読み書き・謡曲等の教授を行った。安政6年(1859)に『屋代記』を著し、神明宮・山王社(須須岐水神社)などの屋代郷五社並びに屋代寺・法華寺等の寺社をはじめ、天変地変の災害の記録ほか、周辺村々の歴史上のことなども克明に記している。

#### あおたにこうぞう 大谷幸蔵 文政8年(1825)~明治20年(1887) 実業家

羽尾村の代々名主を務める大谷家に生まれ、蚕種貿易を 行い、大きな利益を上げた。また、松代藩に坐繰製糸を 奨励し、生糸の販売も行った。イタリアなどに数回渡航 し、世界的商人として活躍した。



## 小平甚右衛門 天保 14 年(1843)~明治 4 年(1871) 義人

松代藩は、太政官札の流通に向け、藩札の回収を行うことになった。その交換率が低く、農民の生活は苦境におちいり、明治3年(1870)11月25日、上山田村の農民たちが行った一揆「午札騒動」(松代騒動)の責任を一身に負い、斬罪となった義人である。郷土の義人として、顕彰碑が建てられている。



## 和田郡平 天保 14 年(1843)~明治 44 年(1911) 実業家

江戸時代から続く、八幡村中原の酒店に生まれた。明治の初めに、アメリカから輸入されたしたリンゴの苗木を仕入れ栽培を行い、現在の県下のリンゴ栽培の礎を切り拓いた。この時の1本が現存し、今も実をつけている。明治14年(1881)には、小出八郎右衛門らと稲荷山銀行を設立した。稲荷山銀行は、後に六十三銀行となり、現在の八十二銀行に続くものである。



### 塚田小右衛門 嘉永元年(1848) ~大正 11 年(1922) 政治家

羽尾村の名主の家に生まれ、更級村初代村長・県議会議員などを歴任し「雅丈」と 号した。明治22年(1889)4月1日の若宮村・須坂村・羽尾村の合併にあたり、新村名を「更級村」と強く提唱した。また、冠着山が姨捨山であるとの強い思いから、 新聞紙上に考証を発表し、私財を投じてその啓蒙に努めた。

#### あかいりょうのすけ 坂井量之助 安政6年(1859)~明治38年(1905) 実業家・政治家

下戸倉宿で、酒造業を営む坂井家の次男として生まれた。県議会議員に選ばれて以降、戸倉村長なども歴任した。明治23年(1890)からは、温泉開発に乗り出し、莫大な費用と労力を費やし、明治26年(1893)戸倉温泉開湯に至った。その後、いく度か千曲川の洪水に見舞われたが、上山田温泉も開湯した。戸倉駅誘致にも尽力し、戸倉駅は明治45年(1912)に開業した。



## 新村忠雄 明治 20 年(1887)~明治 44 年(1911) 社会主義者

屋代町の農家に生まれ、幸徳秋水ら社会主義に傾倒し、明治 43年 (1910) に起こった大逆事件により処刑された 12名のうち の一人。当時、日露戦争による国民生活の悲惨な状況から、社 会主義への関心が高まっていた。現在、事件は冤罪として、新 村の復権が叫ばれている。



#### - んとうひ で そう 近藤日出造 明治 41 年(1908)~昭和 46 年(1971) 漫画家

稲荷山に生まれ、本名は秀蔵。漫画家を目指して上京し、岡本一平の弟子となり、昭和8年(1933)読売新聞社に入社し、新聞に風刺漫画を描く。政治家の似顔絵を主とする政治風刺漫画を中心に描いた。昭和39年(1964)日本漫画家協会を設立し、初代理事長になる。

平成2年(1990)稲荷山に「ふる里漫画館」が開館され、日出造の作品が収蔵・展示されている。

## 児玉幸多 明治 42 年(1909) ~平成 19 年(2007) 文学博士

稲荷山治田神社の神主家に生まれ、東京帝国大学文学部国史学科を卒業。近世の「農村」や「交通史」を研究し、『江戸時代の農民生活』や、『近世交通史の研究』などを発表。昭和48年(1973)学習院大学学長、平成5年(1993)江戸東京博物館初代館長などを歴任。『更埴市史』監修。

## 中條高德 昭和2年(1927)~平成26年(2014) 実業家

森村の農家に生まれ、軍人を目指し陸軍士官学校に進むが終戦となり、戦後アサヒビールに入社。昭和57年(1982)営業本部長として「アサヒスーパードライ」作戦を指揮し、同社を業界トップへ躍進させ、副社長・会長を歴任。

地元千曲市の子どもたちへ毎年図書を贈り続け、市内小中学校 図書館には「中條文庫」が設けられるなど、青少年の教育にも 尽力した。



# **森嶋** 稔 昭和6年(1931) ~平成8年(1996) 教育者・考古学者

戸倉町に生まれ、小学校教諭のかたわら「千曲川水系古代文 化研究所」を主宰し、遺跡の調査や県・市町村の文化財保護 の指導、助言を行う。昭和37年(1962)長野県考古学会設立 発起人に名を連ね、事務局長・会長を歴任。著書に、『更級埴 科地方誌』『更埴市史』『戸倉町誌』など多数。



### 6 千曲市の食文化

千曲市域では、二毛作が行われ裏作には小麦が主に作られてきた。昭和 40 年代半ばまでは主食に、うどんやおやきが多く食べられていた。特に、本市の降雨量の少ないことが小麦栽培に適しており、盛んに栽培されていた。「更科蕎麦」の起源ともいわれるように蕎麦の栽培も行われていたが、明治以降は多くは栽培されず、近年になって転作作物の一つとして栽培されるようになってきた。

### おしぼりうどん

地大根(在来種の大根)をすりおろし搾った辛い汁に、味噌を溶かして釜揚げうどんを食べるもので、 大根の採れる秋から冬のうどんの食べ方である。近年では、「おしぼりそば」も食べられるようになり、 大根は冷蔵保存されて一年中食べられるようになった。



写真 おしぼりうどん

### おとうじ

冷麦または素麺を茹でて、ひとかい(一椀分に丸めておく)ずつザルや半切りに並べておき、ちくわや野菜が入った醤油出汁を作っておく。茹でた麺をお湯にとうじて(湯でほぐして温める)、野菜の入った汁をかけて食べるものである。

おとうじは、葬式や祭りなど、大勢人が集まる時に 振る舞われるものである。武水別神社の大頭祭では、 必ずおとうじが作られ、祭り関係者だけでなく、見 物人などだれにでも振る舞われる。最近では、「おと うじそば」と称して、そばもこうした方法で食べる ようになった。



写真 振る舞われるおとうじ

### 干しあんずのしそ巻

干しあんずのしそ巻は各家庭で作られ、お茶とともに食される、あんず産地ならではの漬物の一つである。

在来種のあんず(実の直径3cmほど、干して加工して食べる。主に杏仁の種を取った)は、千曲市域のどこの家でも屋敷の隅や畑の端に、1~2本植えられてい

た。現在は伐採されて数が少なくなったが、花の色が濃くきれいなあんずである。6月下旬から7月上旬、あんずが熟し落下したものを二つ割りにして種を取り出し、天日で良く干す。干したあんずを一つずつしその葉に包み、砂糖漬けにする。



写真 しそ巻あんず

#### 川魚 (ハヤのつけば)

千曲川のハヤの産卵期(4月下旬~6月下旬)に、川原に設けた季節的なつけ場小屋で、つけ場漁で捕ったハヤ(アカウオ)を塩焼き・天ぷら・から揚げ等にして食べる。千曲川の初夏の風物詩として、県内外にもよく知られている。つけ場小屋は、漁のための寝泊り専門で、外部から客を招くようなことはほとんどなかったが、昭和15年(1940)頃から小屋で料理を出し飲食するようになった。

つけ場漁は、佐久市から長野市の犀川との合流点付近の間で行われ、産卵のために小石に集まる習性(産卵場所を「つけ場」と呼ぶ)を利用して漁をするもので、マヤ・割り川・上げ川の三つの漁法がある。

ほかに、鯉こくや鯉の洗いがよく食べられる。鯉は、 脂ののった冬場、特に歳とりや正月料理としてこの 地域では食べられている。



写真 ハヤの塩焼き



写真 鯉こく



写真 鯉の洗い

### 第2章 千曲市の維持向上すべき歴史的風致

本市における維持向上を目指すべき歴史的風致とするべきものには、千曲川左岸のからには、1000円では、10

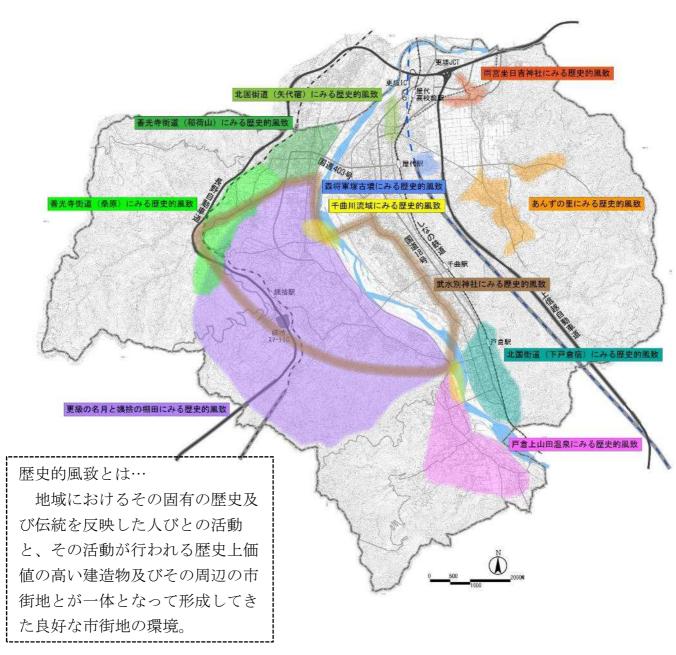


図 2-1 千曲市歴史的風致位置図

### 千曲市の歴史的風致

### 千曲川左岸 川西地域

- 1. 善光寺街道にみる歴史的 風致
- 2. 武水別神社にみる歴史的風致
- 3. 更級の名月と姨捨の棚 田にみる歴史的風致
- 4. 戸倉上山田温泉にみる 歴史的風致

### 千曲 川

9. 千曲川流域にみる 歴史的風致

### 千曲川右岸 川東地域

- 5. 北国街道にみる歴史的風致
- 6. 雨宮坐日吉神社にみる歴史 的風致
- 7. あんずの里にみる歴史的風 致
- 8. 森将軍塚古墳にみる歴史的 風致

図 2-2 千曲市の歴史的風致の構成

#### 表 2-1 千曲市の歴史的風致及び構成文化財

No.	名称	歴史的風致	主な指定等文化財
1	善光寺街道にみる	(1)伝統的建造物群と祇園祭など	· 千曲市稲荷山 重要伝統的建造物群保存地区
	歴史的風致		・市指定無形民俗文化財 稲荷山の祇園祭
		(2)酒造所と酒造り・中原の神楽	・登録有形文化財 長野銘醸酒蔵ほか
			・無形民俗文化財 中原の獅子舞神楽
2	武水別神社にみる	武水別神社・松田家と大頭祭	・県宝 高良社本殿
	歴史的風致		· 市指定有形文化財 松田家住宅
			• 県史跡松田家館跡
			・記録選択 武水別神社の頭人行事
3	更級の名月と姨捨	冠着山・長楽寺と観月	・名勝 姨捨 (田毎の月)
	の棚田にみる歴史	棚田と棚田耕作・百八灯	・重要文化的景観 姨捨の棚田
	的風致		・市指定無形民俗文化財 大池の百八灯
4	戸倉上山田温泉に	和風旅館・温泉街と夏祭	・登録有形文化財 笹屋ホテル別荘
	みる歴史的風致	智識寺と神楽	・重要文化財智識寺大御堂・十一面観音立像
5	北国街道にみる歴	(1)水上布奈山神社と御柱祭	<ul><li>重要文化財 水上布奈山神社本殿</li></ul>
	史的風致		<ul><li>市指定無形民俗文化財 同 神社の御柱祭</li></ul>
		(2)須須岐水神社と一つ物	
6	雨宮坐日吉神社に	雨宮坐日吉神社と御神事	・重要無形民俗文化財 雨宮の神事芸能
	みる歴史的風致		
7	あんずの里にみる	歴史的建造物とあんず栽培・花見	
	歴史的風致		
8	森将軍塚古墳にみ	森将軍塚古墳と保存	· 史跡埴科古墳群 森将軍塚古墳
	る歴史的風致		
9	千曲川流域にみる	千曲川の堤防と伝統行事など	・記録選択 武水別神社の頭人行事
	歴史的風致		・重要無形民俗文化財 雨宮の神事芸能

## 1 善光寺街道にみる歴史的風致

善光寺街道は、江戸時代に整備された街道で、「北国西往還」とも呼ばれている。中山道 \* 洗馬 宿から松本・麻績を経て猿ヶ馬場 峠 を越え、桑原・稲荷山宿を通り篠ノ井追分 宿で北国街道に合流する街道である。街道沿いには、稲荷山宿・桑原宿が置かれ、宿 場町を中心に町並みが形成された。

現在、善光寺街道の一部は国道 403 号線となり、幹線道路沿いにかつての宿場の面影を残した特色のある市街地が形成されている。

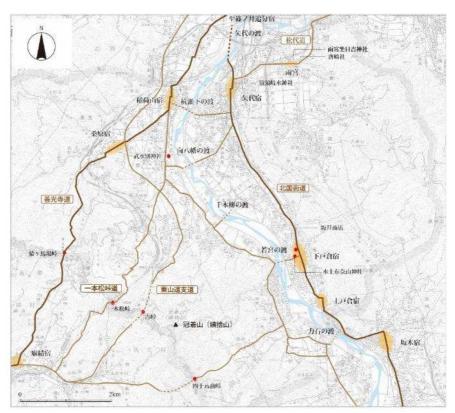


図 2-3 千曲市内の街道及び稲荷山、桑原・中原地区位置

#### (1) 稲荷山地区

### 稲荷山の歴史

稲荷山地区は天正 12 年 (1584)、上杉景勝がここに稲荷山城を築いた時に町並みが 形成されたことに始まる。慶長 7 年 (1602) に中山道の伝馬制度が定められ、稲荷山 は善光寺街道の宿場となった。この街道は、松本平と善光寺平を結ぶ物資輸送上の役 割が大きく、稲荷山宿の天保 13 年 (1842) の諸商売の記録をみると、111 軒のうち旅

籠屋は6軒、茶屋が10軒、多いのは太物(綿花・綿織物)を商う店が34軒、太物と他の品を扱う店が10軒ほどあり、太物を扱う商業地として栄えていた様子がわかる。

稲荷山宿は、宝暦 11 年 (1761) に火災に遭いその後、防火のために道幅を 5 間 (約 9 m) に拡幅したといい、現在も表通りの道幅は広い。弘化 4 年



写真 道幅の広い表通り

(1847)の善光寺地震では、稲荷山宿の被害は甚大で、地震後の火災で町並みは焼失してしまった。この地震では、善光寺の御開帳の最中であったことから、住民のほかに善光寺参りの旅人が多数犠牲となった。

明治以後、善光寺街道は「北国西街道」と呼ばれる二等道路となった。明治 13 年 (1880) の記録によれば、稲荷山町の家数は 463 戸で、うち 300 戸が商業を主として営んでいた。また、163 戸が農桑を営み農閑期には商業をしていた。商業が盛んであったことから、明治 14 年 (1881) には稲荷山銀行 (のちに第六十三銀行となる) が創業され、金融業も盛んであった。稲荷山は商業地として発展し、明治 23 年度 (1890) の県町村課税格付けによると、長野町の一等、松本町の二等に次いで、稲荷山町は三等と、県内で主要商業地の地位を占めていた。明治以降は、江戸時代の綿業が衰退し、繭や生糸の取り次ぎが主となる商業地として賑わった。

明治21年(1888)に直江津・軽井沢間の鉄道が開通し、同26年(1893)には信越線が東京まで全通した。また篠ノ井線も同35年(1902)に篠ノ井・塩尻間が全通した。北信の物資集散地として繁栄を誇っていた稲荷山だったが、物資の大半が屋代や篠ノ井両駅に運ばれるようになり、駅のない稲荷山の商業地としての地位はしだいに低下するようになった。

大正 11 年 (1922) には、現八十二銀行の前身である第六十三銀行の本店が長野市 に移転し、その後昭和 4 年 (1929) には世界恐慌が起きて繭・生糸価格が暴落し、空 前の不況が稲荷山を襲った。

こうした歴史を経た稲荷山地区には、現在、かつての賑わいをほうふつさせる大きな商家や蔵が当時のまま残り、江戸時代末期から明治・大正・昭和の町家や土蔵、茅

葺屋根の養蚕民家など多様な建物群(約200棟)が伝統的建造物群を構成している。

### 稲荷山の伝統的建造物群

平成26年(2014)に、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた東西約200m、南北約850m、面積約13.0haの"千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区"では、敷地は街路に対して短冊型に割られ、町場と城跡を囲むように水路が配され、その水路は現在も街路や敷地割とともに良く残っている。

個々の敷地では、街道に面して間口いっぱいに主屋を建て、 細長い敷地の奥には土蔵や離れや物置などの附属屋を置き、 敷地背後の裏通りに沿って土蔵を並べ、裏門を構えている。

主屋は、切妻造平入を基本とする二階建ての瓦葺きである。 弘化4年(1847)の地震後、瓦葺で大壁造の町家が建てられるようになったが、全ての建物が一斉に耐火構造になったわけではなく、茅葺の建物も建てられており、これら茅葺の町家も現存している。明治中頃には、二階を大壁とし、短い軒を厚く蛇腹状に塗り込めた家屋が現れ、中には大棟に影盛を

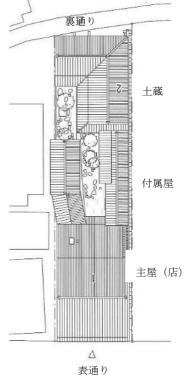


図 2-4 代表的な町家

施すものもみられる。屋根勾配が8寸程度と急勾配であることが特徴的で、急勾配の 茅葺屋根の影響とみられている。

間取は、通り土間に居室を並べ、通り土間が比較的幅が狭いものが多くみられる。 居間にあたる土間に面した部屋は、吹抜けとしている。戸口は大戸とし、店舗や居室 前面の庇部分は土間としており、入側筋で仕切るものが多く、古いものでは摺上戸、 近代以降では雨戸仕舞としている。

稲荷山では、19世紀初期以降、建物の街道側の壁を取り払って商家に転じたと伝えられており、多様な形態の主屋の存在は、稲荷山の主屋が一般的な町家の発展的な形式ではないことを示している。

敷地奥に建てられた土蔵は、壁を中塗仕上げとするもの、白漆喰仕上げとするもの、 さらに腰壁を海鼠壁とするものや、板張とするものなどがある。

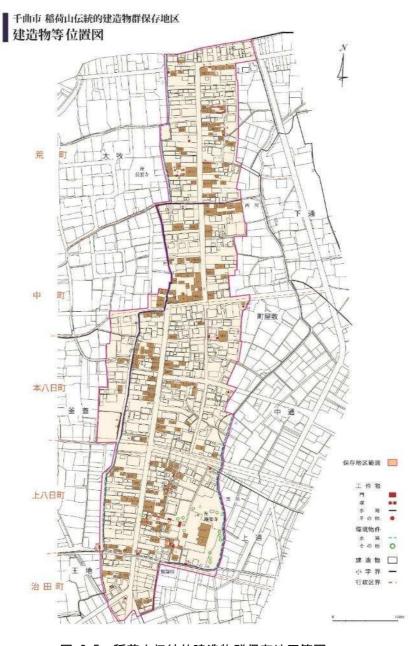


図 2-5 稲荷山伝統的建造物群保存地区範囲

### 稲荷山自衛団

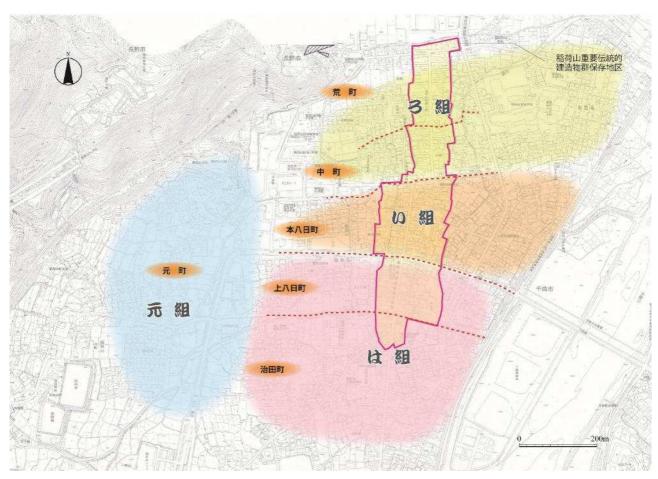
こうした町家や蔵が密集した建造物の防火については、現在各町の自治会長の下に置かれた市内で唯一の総勢 120 名ほどの自衛消防組織「稲荷山自衛団い組(本八日町)・ろ組(中町・荒町)・は組(治田町・上八日町)・元組(元町)分団」によって支えられている。自衛団は、各町の消防器具の点検や防火パトロール、初期消火活動を市消防団と協力して行っている。こうした自衛団の



写真 稲荷山消防組腕用ポンプ (1908 年製)

活動をとおして、稲荷山の伝統的建造物群の町並みは守られている。また防火パトロールの拍子木の音が、日々伝統的建造物群を含む町並みに響きわたり、地区住民の生活リズムをも作り出している。

稲荷山自衛団は明治 16 年(1883) に、商業が盛んになり大小の町家が立ち並んだことによりその防火が懸念されたことから、自衛消防組織の「い組」消防組が組織され、その後「稲荷山消防組」となり、現在に引き継がれている。



\*色範囲は、各町に置かれた消防組の活動範囲

図 2-6 稲荷山自衛団活動範囲

### 稲荷山の祇園祭

自衛消防組織を作り自ら守ってきた伝統的建造物群とともに、伝統行事の「祇園祭」も古くから引き継がれている。稲荷山の祇園祭は、町家や白壁の蔵の町並みに祇園祭の神輿の「ワッショイ、ワッショイ」との掛け声が響き、「勇獅子が練り歩き、山車のお囃子や踊りなどが賑わいをみせる。明治時代稲荷山が「北信濃の商都」として繁栄した様子を伝える伝統的建造物群の町並みを舞台として行われる、江戸時代から続く夏の訪れを告げる風物詩となっている。

稲荷山の祇園祭の歴史は、江戸時代稲荷山宿では商業が盛んで賑わっていたことから、享保 18年 (1733) に京都の八坂神社から牛頭天王を勧請し、町内に疫神宮牛頭天王社を設けて祇園祭を行うようになったのが始まりである。祭りは天明 5年 (1785) に神輿を建造して盛んになったが、弘化 4年 (1847) の善光寺地震で町並みとともに焼失してしまった。

地震後、商業が盛んになった幕末ごろから祇園祭の再開が願われ、商店主を中心に住民の寄附により、慶応元年(1865)に神輿はじめ、四方を守る神の四神像、雨乞豊作を祈願する水神の剣龍像も合せて新調し、祇園祭が再び始まった。

本社詣が遠方であることなどから、いつのころからか詳細は不明であるが、八坂神社同様に牛頭天王を祀っている愛知県津島神社に詣でるようになり、明治41年(1908)に津島神社の牛頭天王を勧請して治田神社境内に津島社を設け、祇園の神として祀った。古くは「疫病退散」と「無病息災」を願ったもので商人中心の祭りではなかったが、明治になり稲荷山の商売が盛んになったころから、「商売繁盛」を願い、祇園祭が盛大に行われるようになり現在へと続いている。

現在、祭りは治田町・上八日町・本八日町・中町・ たままた。 荒町の順に、祭りの準備や神輿の仮屋の設置や世話を 当番町が担当し、7月中旬の3日間、盛大に祭りが行われている。

祇園祭は7月朔日、町境に災厄の侵入を阻むために 青竹を立て、注連縄を張ることから始まる。当番町内 に神輿の仮屋、通りに面して四神像と剣龍像を安置し て祭りの準備を整える。



写真 神輿の巡行



写真 勇壮な勇獅子の巡行

第一日目は、早朝から神輿巡行の道筋を清掃し、「天王下し」の神事が行われ、神 輿を当番町内に設けた仮屋に遷座し、夕刻「神輿お魂入れ」の神事が行われる。

第二日目は「宵祭り」で、夕刻から神輿の町内巡行、勇獅子の演舞が行われる。

第三日目は「本祭り」となり、神輿巡行に続き、勇獅子巡行が行われ、神輿を治田神社の津島社まで担ぎ「天王上げ」神事が行われ、祭りは終了する。

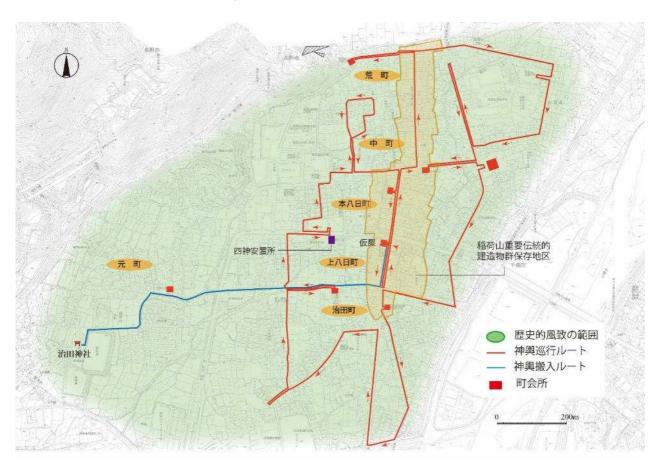
この稲荷山の祇園祭は、現在5町の人びとによって支えられている。そうした中で、

町内有志により大正5年(1916)の治田神社拝殿新築祝賀会に始まった勇獅子は、稲荷山勇獅子保存会を設け現在80人(振子60人・お囃子20人)の会員により、勇獅子に曳かれる山車で太鼓・笛・鉦・三味線に合わせ舞を披露し、祇園祭に華を添えている。また、高齢化や人口減などによる神輿の担ぎ手不足の中で、平成16年(2004)に住民有志によって稲荷山神輿会が結成され、現在高校生から年配者まで90人(内女性20人)のメンバーで伝統の神輿巡行を支えている。

祇園祭は、稲荷山地区全体で行っている祭りである。図に示した経路は、平成27年度の当番町上八日町での神輿巡行経路であるが、ほかの町でもほぼ同様な経路で稲荷山地区内を巡行している。治田神社から担ぎ出された神輿は、南端の治田町から北端の荒町まで表通りだけでなく、裏通りまで5町内全域を巡行して、地区の人びとに禍がおこらないよう願い、また地区の結束を深めるものでもある。

#### まとめ

善光寺街道にみる歴史的風致の一つは、江戸時代から続く稲荷山伝統的建造物群と、そこに暮らしてきた人びとが自ら町を守る自衛団の活動および、その伝統的な町並みを舞台とする伝統行事の祇園祭である。歴史ある町並みとともに、自衛団の活動や伝統的な祇園祭は、稲荷山地区全体で執り行っているもので、今後も引き継いでいきたい貴重な歴史的風致である。



\*平成27年度上八日町当番町において

図 2-7 祇園祭神輿巡行経路及び稲荷山地区の歴史的風致範囲

# (2) 桑原·中原地区

### 桑原宿の歴史と概要

善光寺街道を稲荷山宿から森積・ 松本方面へ向かうと、猿ヶ馬場・峠 への登り口にある集落が桑原宿で、 峠を越えた麻積宿と稲荷山宿の間 で着として寛永元年(1624)に伝 馬屋敷が設置された宿である。元禄 7年(1694)には、屋敷数 77 軒の うち、46 軒で伝馬役を務めていた。 松代藩では、桑原宿を他領への出入 り口として重要視しており、また松 代藩の家臣の継立があった。幕末の 元治元年(1864)には、松代藩士



図 2-8 善光寺街道と桑原宿・中原

佐久間象山が京都へ行く途中、まず桑原宿の関家で一泊 してから上京している。

関家には、主屋はじめ長屋門・巡検使門が当時のまま 残っている。ほかにも、通りに面して格子戸やうだつを 設けた建物が江戸時代の宿場をしのばせている。

桑原宿に接した、猿ヶ馬場峠登り口の集落が中原地区である。中原地区には、通りに面して造り酒屋の和田酒店の長屋門、それに続く漆喰塗りの土塀が続き、塀の中には酒蔵や貯蔵所、文庫蔵などの建物群や、『善光寺道名所図会』[天保14年(1843)出版]に描かれている見事な枝ぶりの赤松も望める。

西部山地の山麓である八幡の郡から中原地区には、「八幡の七清水(七頭)」と呼ばれる湧水群があり、豊富な湧水が湧き出している。この湧水は、三峰山の山腹に湧き出したもので、中原の頭無・郡の頭無・山の神・
「大きざわいで、中原の頭無・郡の頭無・山の神・
「大きざわいた。」と呼ばれる湧水群の頭無・本部の頭無・山の神・
「たきざわいた。」といけ、大きである。

大池の弁財天の湧水は、姨捨の棚田一帯の農業用水として江戸時代から使われている。また、嘉暦・郡の頭無・山の神の湧水は、現在市営水道の水源に利用されている。

こうした湧水群は、西部山地の豊かな自然環境によっ



写真 関家の巡検使門・長屋門



写真 格子戸を設けた建物



写真 うだつを設けた建物

て涸れることなく、現在も千曲川左岸の山腹斜面での水田耕作や生活用水、酒造りなどに使用されている。

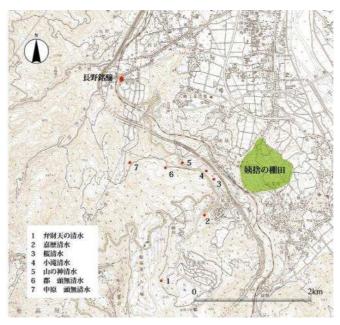


図 2-9 八幡の七清水 (七頭)

### 酒造り

豊富な湧水に加えて良質な水であること、山麓斜面の棚田での米の生産が増加したことなどから、元禄2年(1689)に造り酒屋「和田酒店」が創業しており、現在も酒造りが行われている。市内では、唯一の造り酒屋㈱長野銘醸である。

大正5年(1916)建築の事務所棟はじめ12棟の登録有 形文化財の建物があり、現在その建物で酒造りが行われ ている。酒蔵は江戸末期の建築で、梁間6間、桁行24間 ほどの木造二階建ての土蔵造りの建物であり、洗い場・ 上槽場・仕込蔵に分けられている。米蔵から運び込まれ た白米が洗い場で洗米され、隣接の釜場で蒸された蒸米 は二階の麹室で3日間、酒母室で21日間ねかされた後、 一階の仕込蔵で仕込みが行われる。このほかに江戸末期 の建物には、貯蔵蔵・米蔵・粕蔵・西納屋・東土蔵・西 土蔵及び、善光寺街道に面して建つ長屋門がある。その 後建てられた建物には、明治前期の文庫蔵、明治40年 (1907)の東納屋、大正10年(1921)の南蔵がある。



写真 街道沿いの造り酒屋



写真 街道に面した長屋門



写真 大正時代の事務所



写真 江戸時代末期の酒蔵

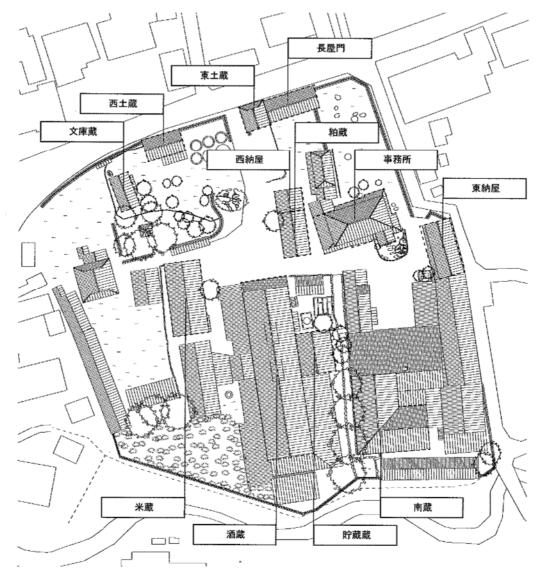


図 2-10 長野銘醸(和田酒店)建物配置

# 中原の獅子舞神楽

中原には酒造りのほかに、江戸時代から続く民俗芸能の獅子舞神楽があり、現在「中原神楽保存会」により獅子舞神楽が伝承されている。地元の中原神社へ続く街道には、うだつや格子戸のある建物が今も残り、中原神社で行われる祭りでは、そのような歴史を感じさせる町並みの中、神楽の笛や太鼓の音色が響きわたり、より一層町並みに趣きを与えながら、神社本殿前では獅子舞神楽が奉納されている。



写真 中原の獅子舞神楽

中原の獅子舞神楽の起こりは、和田酒店の当主が

宝暦元年(1751)頃に、神楽芸人を和田家に泊めて地元中原の人たちに芸を習わせたとか、和田酒店の当主が天保年間に、中原に投宿した甲州の神楽師宮下惣蔵兄弟から

地元の若者に甲州菱流雌獅子舞を学ばせたなどと 伝えられている。

いずれにせよ、宝暦年間 (1751-1763) に神楽が 北信地域の各地に伝えられ、そこへ天保年間 (1830-1843) に甲州流の舞が付け加えられて、現在に至 っていると推測される。安永8年 (1779) に武水別 神社の大頭祭に「中原組太神楽」奉納の記録が残る ことから、その頃から行われていたと考えられてい る。



写真 中原の獅子舞神楽

中原の獅子舞神楽は、「太々神楽」と呼ばれる二人一組で演じる雌獅子舞で、一人が獅子頭を操り、一人が獅子頭の後について布さばきを補い、太鼓・笛・鉦の音に合わせて獅子舞が演じられるものである。江戸時代の中頃から、地元の祭りや武水別神

社の大頭祭などの祭礼に演じられてきた。また、獅子頭の持ち運びには、リヤカーに小型の神殿造りの神輿の下に獅子頭を納める長持ちを設けた神輿屋台を載せ、地区毎の紋や模様のついた幕を張ったものが使われている。神輿の屋根には御幣を付けた角灯籠を付け、「一万度御載大麻」などと書かれて、「一万度御載大麻」などと書かれ

「一万度御祓大麻」などと書かれている。神輿の正面には、「五穀豊穣」「天下泰平」などと書かれた各灯籠や、太鼓が取り付けられて演奏に用いられている。

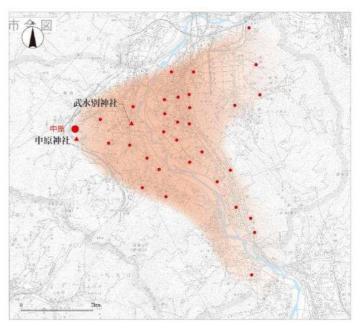


図 2-11 千曲市内の活動中の獅子舞神楽

#### 第2章 千曲市の維持向上すべき歴史的風致

桑原の治田神社などにおいてもお祭りの際に獅子舞神楽が奉納されており、地域を超えて一帯に広がっている。現在、市内では33団体の獅子舞神楽が演じられ、「中原から神楽を学んだ」と伝えるものが多く、その多くは旧更級郡・埴科郡における獅子舞の指導的役割を果たしてきた。

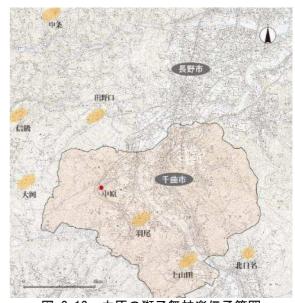


図 2-12 中原の獅子舞神楽伝承範囲 (文献等で明らかなもの)

### まとめ

善光寺街道にみる歴史的風致の二つ目は、江戸時代後期の造り酒屋の酒蔵や通りに面した長屋門や土塀、桑原宿の面影を残すうだつや格子戸の建物とともに、伝統的な酒造りと中原の獅子舞神楽である。酒造りは、三峰山系の自然が豊かな良質な湧水を利用して作られる酒米と、仕込み水が同じ水を使っている酒造りは数が少なく、ここでの酒造りの大きな特徴であることから残していきたい歴史的風致である。また、千曲市内はもとより長野市や坂城町など周辺へも影響を与えた民俗芸能の中原の獅子舞神楽は、他に誇れるものであることから、今後も伝承していきたい歴史的風致である。



図 2-13 善光寺街道にみる歴史的風致範囲 桑原・中原地区

### コラム 栽培リンゴの原木

明治時代、この地域で養蚕が盛んであった頃、和田酒店の和田郡平によって明治 22 年 (1889) に中原地区でリンゴ栽培が始められた。その当時に植えられた樹齢約 130 年の栽培リンゴ国光の原木が現存し、秋には現在も実をつけている。このリンゴの原木は、県下で現存する栽培リンゴの原木では最も古いもので、市指定天然記念物として保存し

ている。また和田郡平は、当時村内百余戸に苗木を2 本ずつ配り広くリンゴの栽培を奨励した。

市内では、昭和4年(1929)の世界恐慌により養蚕業が衰退し、桑畑はリンゴ栽培へと転換された。戦後も養蚕は行われていたが、平成2年(1990)の12戸を最後に、以後養蚕農家はなくなった。一方、リンゴ栽培は増加したが、昭和30年代(1955)後半をピークに徐々に減少傾向にある。



写真 現存するリンゴ国光原木

# 2 武水別神社にみる歴史的風致

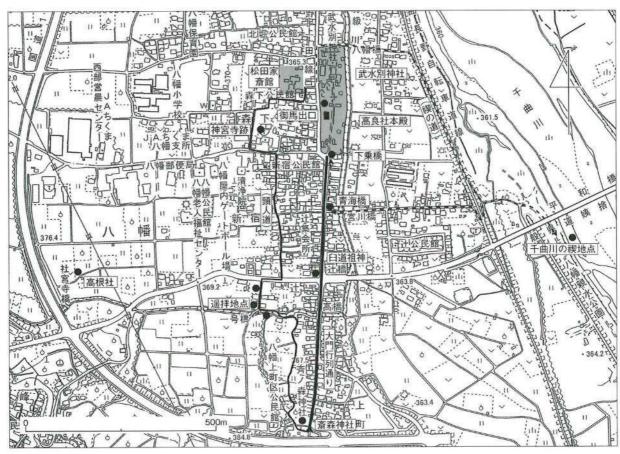
武水別神社は、千曲川左岸の佐野川や更級川の扇状地端部に位置する。八幡地区の中央にあり、「八幡宮」「お八幡さん」の名で親しまれている神社である。

八幡地区は、奈良時代に「東山道」の支道が通り、平安時代の『和名類聚抄』に記載される信濃国十郡のうち「更級郡小谷郷」に比定される。また八幡地区には、「郡」と呼ばれる集落があり、更級郡衙の存在が推定されている。平成の大合併により、更級郡はなくなってしまったが、奈良時代から続いた更級郡の中心的な地域である。

平安時代後期以降は、石清水八幡宮(京都府)の荘園となり、その鎮守として八幡宮が勧請されたと推察される。戦国時代の天文22年(1553)4月に、上杉・武田の第1次川中島合戦が八幡地区一帯で行われた。永禄7年(1564)には、上杉謙信が武水別神社に捧げた願文が「上杉家文書」に収録されている。

武水別神社への交通路は、松本方面へ通じる一本松峠を越える街道(通称一本松街道)が武水別神社を通り、稲荷山宿で善光寺道に合流していた。

八幡地区は、武水別神社を中心に参拝客のための旅館・料理屋・飲食店などの町屋が 軒を並べた門前町として形成された町並みである。



●印は、遥拝地点及び大頭祭関連地点

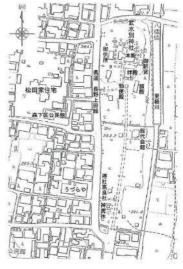
図 2-14 武水別神社・松田家館跡位置

### 武水別神社の歴史と建物

武水別神社は、延長5年(927)にまとめられた『延喜 式神名帳』に「武水別神社」と記載され、現在地の西側の 山麓にあったと推定されている。現在地にいつ移ったのか については不明であるが、境内に在る最古の建造物が摂社 高良社本殿 (16世紀前期の建築)であることから、室町 時代後期には現在地に祀られていたことがわかる。社伝に よると、安和年間(968~970)に、石清水八幡宮(京都府) から八幡三神を勧請し、中世以降「八幡宮」と呼び、江戸 時代の宝暦7年(1757)に「武水別神社」と改めたという。

現在、境内はケヤキの大木からなる社叢となり、長野県天然記念物に指定され、厳粛な雰囲気を感じさせる。南側の大鳥居をくぐり、下乗橋から境内に入ると、廃仏毀釈前の神宮寺に係る唯一の建物「神輿休」と呼ばれる茅葺寄棟造の建物(江戸時代前期の建築)があり、その隣に摂社高良社本殿がある。参道を進み中鳥居をくぐると、左手に酒造祖社などの摂末社があり、正面に勅使殿(舞台)・拝殿・本殿へと続く。本殿の右手に御新宮・額殿、左手に社務所・御供所があり、背面には十二神社などの摂末社がある。

本殿は、天保13年(1842)の火災で焼失後、嘉永3年(1850)に諏訪の宮大工立川和四郎富昌によって建てられた間口5間、奥行6間半の大規模なものである。部材や壁面に多数の彫刻が施されていることが特徴である。正面蟇股には犬親子・猪、両側面中備には亀に乗る仙人(廬哈



50 100 200m



写真 本殿・拝殿(手前)



写真 廬哈仙人像

仙人)・鶴に乗る仙人(費長房仙人)、妻の虹梁を支える力士、脇障子の桐・鳳凰・雲・ 麒麟、蟇股の牡丹・翡翠・雀・鶉など動植物の彫刻で飾られている。

### 武水別神社の頭人行事

毎年12月10日~15日にかけて行われる武水別神社の「大頭祭」は、「お練り」とも呼ばれる新嘗祭の行事で、市内外から来るたくさんの見物人で賑わっている。その起源は明らかではないが、松田宮司家に伝わる『御頭帳』には、江戸時代以前の文禄2年(1593)から現在までの頭人の名前が記されているので、四百数十年にわたり引き継がれ行われていることがわかる。



写真 御頭帳

昭和61年(1986)に、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財「武水別神社の頭人行事」として選択されている。

大頭祭を支える武水別神社の氏子は、7郷の3か村21集落(旧八幡村大池・姨捨・ をおいかまちった。あらじゅく もりした しがわっており、なかはらったい はらしなむらわかみで しばはらっせんごく はれおる 峯・上町・辻・新宿・森下・志川・郡・中原・代、旧更級村若宮・芝原・仙石・羽尾・ 類坂・三島、旧五加村上徳間・千本柳・小船山・中)、現千曲市八幡・更級・五加地区 の人びとによって構成されている。

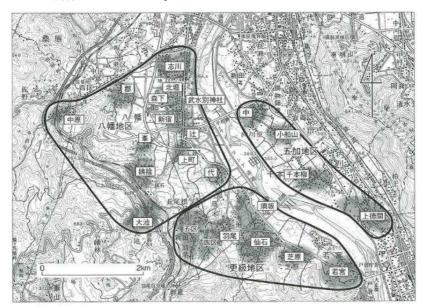


図 2-15 武水別神社の氏子圏

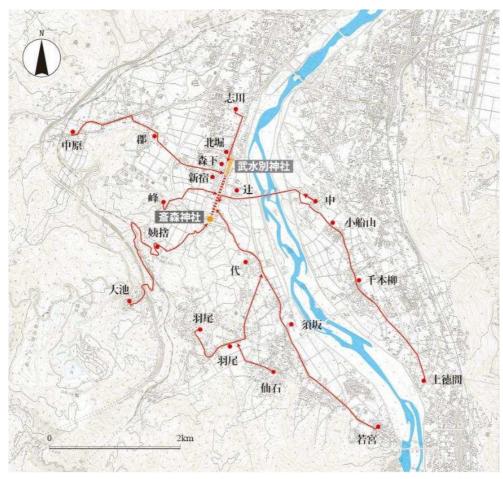


図 2-16 大頭祭頭人道(各地区から斎森神社までの経路)

大頭祭に奉仕する人のことを「頭人」「頭殿さん」と呼び、頭人は7郷の氏子の中から5人選ばれ、5番頭・4番頭・2番頭・1番頭と順次勤めたうえで、3番頭を勤めることとされていた。最高位である3番頭の頭人を「大頭」と呼ぶことから「大頭祭」と呼ばれる。

頭人はそれぞれの集落から行列を作り、松田家斎館まで来て、出達の儀式の後、裏道を通り斎森神社で練り行列の隊列を整える。

祭りは、1番頭から順に5番頭までの頭人が、毎日一人ずつ、斎森神社から武水別神社本殿まで練り歩く「大門行列」により神饌を神社に運び、翌晩に「御供積み」の行事により神前に供えるものである。斎森神社本殿は、『御頭帳』によれば延享3年(1746)に建立され、棟札から享和元年(1801)に修復された社殿である。

この大門行列を「お練り」と呼び、参道の見物人にみかんや日用品(たわし・軍手・靴下・ティッシュペーパーなど)が「御供」として行列の宝船から撒かれ、それを拾う人びとで大変な賑わいとなる。また、境内には露天商が軒を並べ、昭和30年代まではサーカスや見世物小屋も立ち、遠方からの見物人が連日数万人も来て大いに賑わった。現在は見世物小屋は立たなくなったが、境内は露天商が軒を並べ、その間を頭人の行列が本殿へと練り歩く。



写真 神饌を頭上に御供積み



写真 神社へ練り込む大門行列



写真 宝船から御供捲き

### 武水別神社神主 松田家

武水別神社の神主は、代々松田家が務めてきた。天正 10 年 (1582) 織田信長の死後、 上杉景勝は善光寺平を統治し天正 12 年 (1584) 稲荷山城の築城に際して、八幡神領の 管理を松田織部 祐 に命じた。以後、松田氏が代々武水別神社の神主職を継承してきた。

松田氏の居館が、武水別神社に隣接する「松田家館跡」で、屋敷地約2,000坪の周囲を堀と土塁で囲んでいる。松田家では、四百数十年にわたり居館を神主屋敷としてきた。現在、堀の一部は道路敷や宅地として埋めたてられ、また土塁の一部は削平されてはいるが、ほぼ戦国時代の面影を残している。保存状態が良く、他に例をみない神主屋敷であることから、県史跡に指定されている。

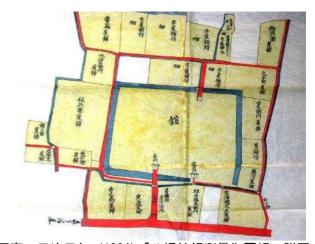


写真 元治元年(1864)「八幡社領測量御圖帳」附図 [『松田家文書』]

屋敷内には、18世紀前期に建てられた蓄横造で茅葺の主屋をはじめ、幕末期の斎館、明治期の新座敷など12棟の建物や門、土塀が残っていたが、平成29年9月6日に発生した火災により、主屋、斎館、新座敷、味噌蔵及び料理の間が焼損した。

主屋は、平面形式や内装、禊用の湯屋等に特徴がある神主の住宅で、県内屈指の屋敷

構えを持ち、長野県の建築史上貴重な建物であった。

斎館は、文久元年(1861)に再建された間口7間、 奥行3間半の寄棟造瓦葺の建物で、神殿が設けられた 儀礼用の建物であった。平成30年に修復を終え、現 在も、仲秋祭での神楽の披露や大頭祭での出達儀式の 場として使われている。

松田家の近世初期から近代にかけての建物群は、屋 敷地を含めた屋敷構えが歴史的にも宗教史上的にも 貴重な建物群であり、保存し継承していくべきもので ある。



写真 松田家住宅主屋 (焼損前)

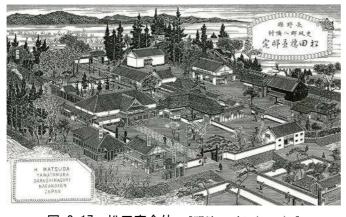


図 2-17 松田家全体 [明治34年(1901)]



写真 斎館(修理後)

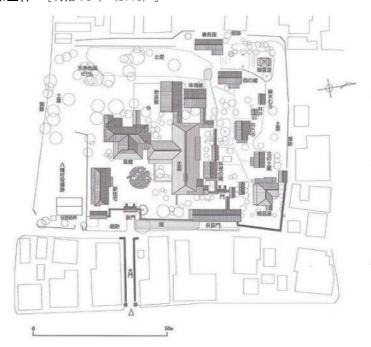


図 2-18 松田家建物配置

[『松田家住宅建築史報告書』]

#### さいかん **斎館での祭事**

松田家斎館では、大頭祭において前庭に「オハッカイ」と呼ぶ祭り期間だけの仮の遥拝所を設け、頭人の出達儀式が行われている。また、9月14日の仲秋祭においては、斎館前で神前に奉納する獅子舞神楽がまず神主へ披露され、その後境内拝殿前で奉納される。このように、斎館は現在でも儀式の場としての役割をもった建物である。



写真 仲秋祭で神楽を披露



写真 大頭祭での出達儀式

### まとめ

武水別神社の大頭祭は、『御頭帳』で明らかなように文禄2年(1593)から現在まで、一度も中断することなく四百数十年も引き継がれてきた伝統行事である。また、この行事には、八幡・更級・五加地区の人びとが関わっている。武水別神社の大頭祭は、秋の収穫が終わり厳しい冬の訪れを告げる風物詩である。武水別神社社殿はじめ、松田家の神主屋敷の斎館などとともに、将来にわたり守り伝えていきたい歴史的風致である。



図 2-19 武水別神社にみる歴史的風致範囲

# コラム 社宮司遺跡出土の六角宝幢

武水別神社から1kmほど南の社宮司地籍において、国道バイパス建設に伴う社宮司遺跡の発掘調査で、木製ではわが国で唯一の「六角宝幢」(県宝、木製の塔婆)が出土した。 平安時代の10世紀末~11世紀初頭の遺物で、高い仏教色をもつ資料であり、天暦5年 (951)にまとめられた『大和物語』に登場する姨捨山や、更級郡衙に関係する遺跡として注目される考古資料である。こうした資料からも、平安時代末期の八幡地区には、高い教養や文化的な素地があったことがうかがわれる。



写真 六角宝幢



写真 六角宝幢の仏画 (一部) [長野県立歴史館提供]

# 3 更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致

<sup>かむりまやま</sup> 冠 着山 (標高 1, 252m) 山麓の更級地区は、平安時 代から『古今和歌集』や『万葉集』に多数の和歌が詠 まれ、「更級」は月の名所として広く知られてきた。 高くそびえる冠着山は古くは、「姨捨山」と呼ばれて いたが、中世以降、特に近代においては、より身近に 行くことができる長楽寺周辺が「姨捨山」と呼ばれる ようになった。松尾芭蕉をはじめとした文人墨客が訪 れ、現在に至っても名月とともに「田毎の月」と称さ



姨捨の棚田と仲秋の満月

れた棚田同様、俳諧や絵画、文学作品の題材とされている。

三峰山山麓斜面に広がる棚田は、平成11年5月に名勝「姨捨(田毎の月)」として、 農耕地の水田では我が国で初めて文化財指定を受けた。さらに、平成22年2月には名 勝指定地を含めた棚田地域、水源地・更級川など 64.3ha が重要文化的景観「姨捨の棚 田」に選定されている。

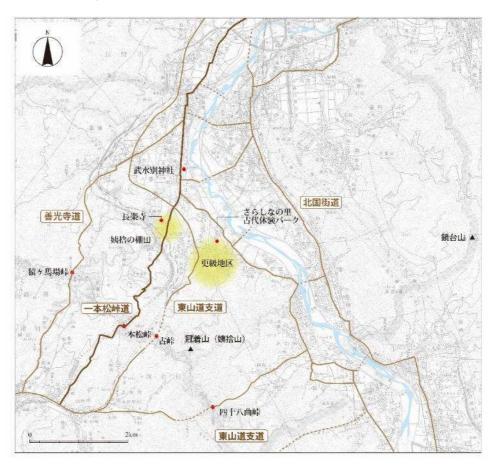


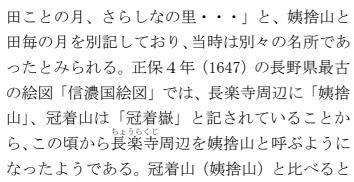
図 2-20 千曲市内の街道と姨捨・更級地区の位置

### 更級(姨捨山)の名月

冠着山は、平安時代には「姨捨山」と呼ばれ、延喜5年(905)に編纂された『古今和歌集』に所収された和歌「我が心慰めかねつ更級や姨捨山に照る月を見て」(作者不詳)に初めて登場する。また天暦5年(951)頃まとめられた『大和物語』第56話の棄老説話(年老いた母を山に捨てる・・・)が有名である。永久元年(1113)の『俊頼髄脳』にも、姨捨山を「冠の中子に似た山」と記していることから冠着山を指している。

滝沢貞夫氏によれば、『古今和歌集』から建保4年(1216) 頃まとめられた『新古今和歌集』までの和歌集の中に収められた信濃国関係の歌数は4,115首あり、そのうち「更級」や「姨捨」の詠まれたものは信濃全体の4割ほどであるという。『古今和歌集』以後、姨捨山は月との関わりを持つ歌枕として定着し、多くの和歌が詠まれたことがわかる。

天正6年(1578)の狂言本『木賊』では「おはすて山、



容易に足を運ぶことができる「田毎の月」の方が次第に 有名になり、やがて「田毎の月」のある長楽寺周辺が「姨 捨山」と呼ばれるようになったものと考えられている。

松尾芭蕉が姨捨に月見に訪れたのは、貞享5年(元禄元年、1688)のことで、『更科紀行』をまとめている。明和6年(1769)には、「芭蕉翁面影塚」が芭蕉門人の加舎白雄や宮本虎杖などによって、長楽寺境内に建てられた。この文学碑が最初のもので、以降多くの文人たちが、俳諧を楽しみつつ作品を残している。今では、高浜虚子など46基の碑が境内に並ぶ。

絵画で特に著名なものに、幕末の嘉永6年(1853)歌川 広重晩年の作品『六十余州名所図会』所収の「信濃更科 田毎月鏡台山」があり、一つ一つの水田に月を描き、あ たかも姨捨では全ての田んぼに月が映って見えるという 「田毎の月」のイメージを広めた作品がある。



写真 冠着山(姨捨山)



写真 芭蕉翁面影塚



写真 歌川広重作「信州更科田毎の月」 [長野県立歴史館所蔵]



写真 加舍白雄句碑



写真 境内に並ぶ句碑

近年の文学作品には堀辰夫の「姨捨記」、津村信夫の「姨捨」、井上靖の「姨捨」、山本茂実の「わが心の姨捨山」など多くの作品がある。

当市では、俳句を親しむ人びとが多いことや、長楽寺での月見が行われてきたことから、昭和59年(1984)から「信州姨捨観月祭 全国俳句大会」が毎年仲秋の満月の頃に行われ、全国から多数の作品が寄せられている。



図 2-21 姨捨山(冠着山)の名月観賞地点



写真 歌川広重作 田毎の月

## ちょうらくじ

名勝「姨捨(田毎の月)」長楽寺地区にある長楽寺の創建については不明であるが、信濃三十三番観音霊場第14番札所に数えられ、札所の成立が寛文6年(1666)以前とされることから、長楽寺の建物はそれ以前には整っていたとみられる。現存する建物の建築年代から、松尾芭蕉が訪れた貞享5年(元禄元年、1688)頃の建物はなく、加舎白雄らが明和6年(1769)に「芭蕉翁面影塚」を建てた頃には、現在の観音堂が建っていたとみられる。

観音堂 間口2間、奥行2間の宝形造茅葺の建物で、本尊聖観世音菩薩像を安置している。虹梁の絵様、拳鼻・実肘木の形式から宝暦・明和期(1751~71年)の建築と推定され、虹梁に「文化十二乙亥」の落書きがあり、文化12年(1815)以前の建物であることがわかる。

月見堂 間口2間、奥行2間の宝形造茅葺の建物で、月見のできる東・南側を雨戸と障子とし、西側に床の間を設けている。建築年代は、天保期(1830年代)。本堂・庫裏 間口4間半、奥行6間の切妻造、板葺で、1間の向拝を付けている。建築年代は、低い根太天井を張って中二階を設ける形式から、文化・文政期(1804~29年)頃と推定される。



写真 長楽寺全景



写真 姨石の寄り添う観音堂



写真 月見堂と芭蕉翁面影塚

月見殿 本堂・庫裏と1間の通り畳廊下を隔てて接続し、

間口2間、奥行6間の入母屋造、茅葺の建物である。内部は、8畳間3室に襖で仕切

られている。建築年代は、虹梁の絵様に幕末の特徴があり、嘉永2年(1849)より少し前と推定されている。

### 姨捨の棚田

姨捨の棚田の起源は明確ではないが、永禄7年(1564)の上杉謙信願文や、天正6年(1578)の狂言本『木賊』に「田毎の月」と記述があることから、その頃には一部ではあるが沢から水を引いて水田化され、棚田景観が形成されていたとみられる。現在のように斜面全体が水田化されるのは、江戸時代の初めにため池の「大池」が造られて以降のことである。

姨捨の棚田は、背後の三峰山の山体の一部が崩落(約13,000年前・3,000年前の2回)した「姨捨土石流堆積物」上に形成されている。水田の水は、三峰山山腹からの湧水をため池を造って貯水した水を、自然河川の更級川を使ってため池から棚田地域まで流し、大口分水工や宝漬みくぎや宝禄沢取水口などから水を引き、堰を設けて棚田地域全体に配水している。さらに、堰から取水した水は上部の



写真 姨捨の棚田



写真 三峰山山麓斜面の棚田

水田から下部の水田に畔を越して水が満たされる「田越し灌漑」手法で、全ての水田に水が行きわたるように工夫している。

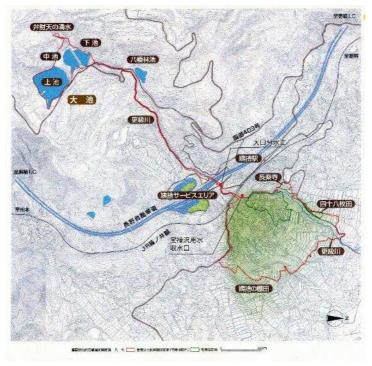


図 2-22 重要文化的景観「姨捨の棚田」選定範囲

ため池の大池は、上池・中池・下池の3つから構成されている。総貯水量は26万 t、約82haの田畑を潤している。弁財天の湧水は一番大きな上池に貯水され、満水となった水は余水吐を通して中池に流れ込む。中池は下池とつながり、満水になれば余水吐から更級川に流される。下池は常時満水になるよう中池の水量が調節され、下池の樋を抜き大池の水を棚田地域へ流し水田用水として利用できるよう耕作者らによって管理されている。

棚田の土は、粘質度の高い水田土壌であることから、水田床土の下部に石積みの暗渠を設けた「ガニセ」「ガニ」と呼ばれる排水施設を施していることも特徴である。



写真 田越し灌漑



写真 田越し灌漑

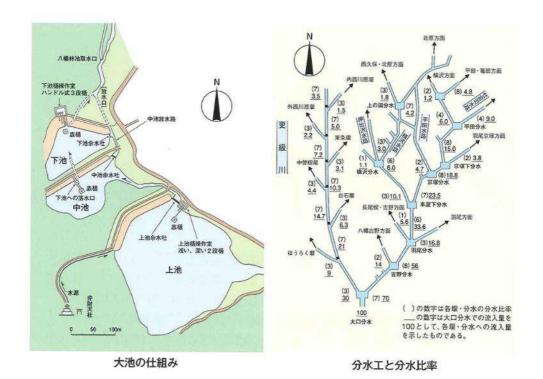


図 2-23 大池の構造と分水工配水率

ため池や堰などの水利施設の維持管理、配水手法などは、江戸時代以来の慣習として 耕作者によって行われてきた。現在は、耕作者で構成する千曲市西部土地改良区に引 き継がれている。特に、どこの分水工でどの堰にどれだけの水を流すのかが細かく決 められ、それに基づいて無駄な水を流さない工夫がされ、代々守られている。また、各 堰は、堰を利用する耕作者によって堰浚いや、維持補修などの管理が行われている。 また毎年5月中旬に、初めて下池の樋が抜かれる「初樋」には、改良区役員が大口分水工の脇にある水神社に参拝し、耕作の安全や豊穣を祈願している。9月6日には、弁財天の湧水の水源に設けた水神社に改良区役員一同が参拝して豊作を祈願する行事が江戸時代より引き継がれ、耕作が行われている。



写真 姨捨の棚田での耕作

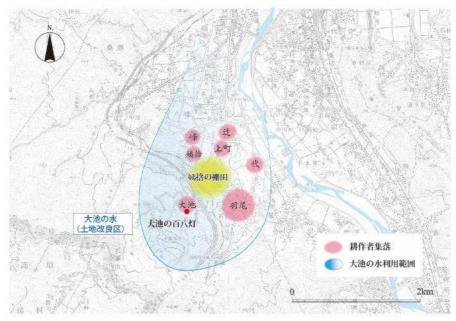


図 2-24 大池の水利用範囲と棚田耕作者集落

# 大池の百八灯

大池集落は姨捨の棚田上部にあり、現在は鉄道と高速 道路により分断されてしまったが、大池集落の人も姨捨 の棚田の耕作を行っている。江戸時代には「大池新田村」 と呼ばれ、大英寺(現長野市松代)領であった。この大 池集落では、「大池の百八灯」と呼ばれる小松姫供養の 送り火行事が、四百年も毎年欠かさず行われている。

この行事の起源は、江戸時代まで遡る。本多忠勝の娘で徳川家康の養女となった小松姫が、元和4年(1618)



写真 小松姫供養の百八灯

に上田藩主真田信之のもとに嫁ぐ時に化粧料として大池新田村が与えられた。元和6年(1620)に小松姫が若くして亡くなり、元和8年(1622)に松代に移された信之によって小松姫供養のために大英寺が建立され、大池新田村は大英寺領となった。その頃から、大池新田村では「大皓庵」と呼ぶお堂を建てて供養するとともに、お盆の8月16日の夕方送り火を焚いて小松姫を供養するようになったという。また小松姫の命日の2月24日には、だんごを作り供養してきた。

百八灯は、更級川をはさんだ大池集落の対岸の「大道」と呼ぶ一本松峠に通じる道沿いに、2mほどの間隔にわら東を108個並べ、夕方上手から火をつけ送り火とするものである。

領主ともいえる小松姫を供養する伝統行事が、現在 も大池集落の人びとによって毎年行われている。また 大皓庵は、昭和29年(1954)に取り壊され地区公民館 に建替えられたが、公民館内に小松姫を祀る仏壇が設 けられ、毎年行われる区民総会時に、区民みんなで供 養している。



写真 108 個並べられたわら束

### まとめ

更級地区や八幡地区の姨捨周辺は、古く平安時代から京の都でも知られた月の名所であった。中世以降に耕作が始まったとみられる姨捨の棚田は、江戸時代にさらに棚田が拡大するとともに、長楽寺や棚田が観月の名所となり、多くの文学作品や絵画が創作された。

更級の名月や姨捨の棚田一帯は、古くから観月の地とされ現在に引き継がれている。 月や棚田をとおして歴史的風致が形成された棚田景観は、将来にわたり守り活用を図っていきたい歴史的風致である。

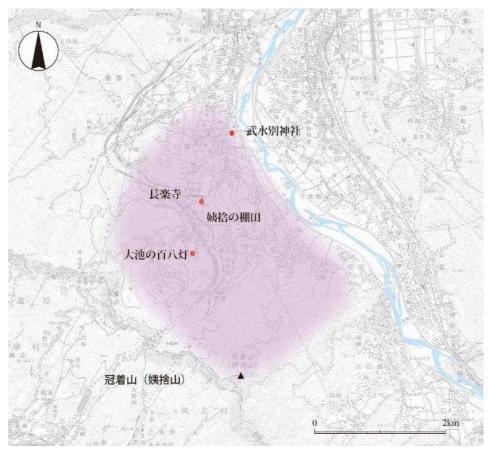


図 2-25 更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致範囲

### コラム 姨捨駅

姨捨駅は、姨捨の棚田の玄関口というべき位置にある。明治33年(1900)に開通した鉄道篠プ井線(塩尻~篠ノ井)に設けられた駅舎である。当時は蒸気機関車で、25‰の急勾配を登ってきた機関車の水の補給所として設けられ、急傾斜地であるために駅にはスイッチバック方式で停車する構造となっており、現在も同様である。現在の駅舎は、昭和9年(1934)に建てられた大正モダニズムの雰囲気を感じさせる木造駅舎である。

姨捨駅周辺からの長野盆地(善光寺平)の眺望は、 日本鉄道三大車窓に数えられており、直下には棚田を 望むことができる。近年では、戸倉上山田温泉宿泊者 を対象に夜景ツアーが行われ、夜景ポイントとして注 目されている。



写真 スイッチバックの姨捨駅



写真 姨捨からの善光寺平の夜景

# 4 戸倉上山田温泉にみる歴史的風致

戸倉上山田温泉地区は、明治元年(1868) に千曲川左岸の河原に温泉が発見され、明治26年(1893) に戸倉温泉、明治36年(1903) に上山田温泉が開湯された。その後、千曲川右岸に新戸倉温泉が開湯された。これらの温泉を総称して「戸倉上山田温泉」と呼んでいる。

戸倉上山田温泉の最盛期は昭和48年(1973)頃で、宿泊者数が年間100万人ほどあり、長野県内では、上諏訪温泉(諏訪市)や浅間温泉(松本市)、湯田中温泉(山ノ内町)などとともに団体旅行で賑わいをみせていた。旅館やホテルの多くは、その頃に建替えられた建物が多く、昭和のイメージが残る温泉街となっている。

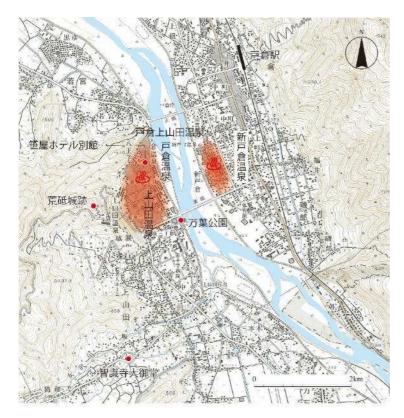




写真 戸倉上山田温泉街



写真 笹屋ホテル別館客室

図 2-26 戸倉上山田温泉位置

#### 温泉街

戸倉上山田温泉街の一画にある笹屋ホテル別館は、昭和7年(1932)に建てられた建物で、帝国ホテル設計者のフランク・ロイド・ライトの弟子である建築家遠藤新の設計による木造和風旅館建築である。畳式の座敷と一段下がった椅子置きの広縁から庭に至る客室構成は、後の旅館建築に大きな影響を与えた。現在登録有形文化財となり、志賀直哉が逗留し「豊年蟲」を執筆したことから「豊年虫」と名付けられ、客室として使用されている。

ほかにも、木造2階建の旅館建築が温泉街に点在しており、昭和のイメージが残る温 泉街を形成している。 昭和60年(1985)に千曲川左岸の堤防脇に設置された千曲川万葉公園には、千曲川に関わる万葉歌碑や文学碑が32基あり、戸倉上山田温泉の散策コースとして親しまれている。

写真 千曲川万葉公園

# 

平成27年度の開催で85回と歴史を重ねる納涼煙火大会が、毎年8月7日に開催されている。戸倉上山田温泉街を正面とするように、温泉街前の千曲川河原で行われ、市内外からの大勢の見物客は堤防上や河川敷から花火を見る。この辺りは、千曲川を挟み両岸に山が迫っているので、打ち上げの音が山々にこだまし、ひときわ大きく響き迫力のある花火である。



写真 河原での煙火大会

#### 戸倉上山田温泉夏祭

る。

戸倉上山田温泉夏祭は、毎年7月中旬の2日間開催される水天宮のお祭りである。

千曲川の河原に湧く出湯から明治36年(1903)に開湯され発展した上山田温泉は、川の氾濫により幾たびもの水害に見舞われた。温泉街の人びとは、水神の怒りを鎖める祭りとして大正13年(1924)に、温泉街の中心に水天宮を堤防上の本水天宮より分祀し水天宮祭を行ったことが温泉夏祭の本来の姿である。

昭和3年(1928)昭和天皇御即位を祝して勇獅子が温泉街を練り歩き、昭和49年(1974)からは御神体神輿が制作され、勇獅子とともに温泉街を練り歩くようになった。その後、彦神輿と姫神輿、さらに女性が担ぐ芸妓連神輿と参見番神輿(後に華神輿の雅・葵)2基が加わり、現在5基の神輿と勇獅子が練り歩く祭りとなってい



写真 昭和11年 (1936) の夏祭 [『上山田の百年』]



写真 勇獅子

祭りは、住民有志が中心となり観光協会・旅館組合・上山田地区の力石・三本木・新山・八坂・温泉中央自治会などで構成する実行委員会により行われている。祭り1日目は、水天宮での神事により始まり、子供神輿や上山田地区の各自治会による手作りの山車十数基ほどが温泉街を練り歩き、夕刻厳かな雰囲気の中松明行列を先頭に御神体神輿が続き、水天宮前で練り込みをおこなった後、安置所へ神輿を安置して第1日目の祭りが終了する。

第2日目は本練りとなり、勇獅子はお囃子さんと芸妓さんを乗せた山車を引き、「どっこい、どっこい」の掛け声とともに温泉街を練り歩く。巡行路の各所に設けられた神酒所や旅館の前で立ち止まり、山車の芸妓さんが手踊りを披露する。神輿は、男性が担ぐ彦神輿と姫神輿、女性が担ぐ華神輿の計4基が勇獅子の後に続き、終番では彦神輿と姫神輿の双方に女性が4名ずつ乗って祭りを盛り上げ、祭りは終わる。



写真 子供神輿

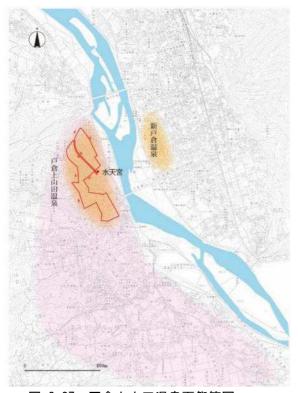


図 2-27 戸倉上山田温泉夏祭範囲

温泉夏祭をはじめ、智識寺の十一面観音の春祭りや地区の神社の祭り、新築の家やお祝い事など上山田地区の行事で、上山田太々御神楽が披露されている。

この神楽も、中原の獅子舞神楽が上山田地区(力石・ やきか あらやま じょうよう 八坂・新山・城腰集落)に伝承され、演じられてきた。 昭和46年(1971)に上山田神楽保存会が結成され、現 在に続いているもので、市指定文化財である。

#### をしましゃかとう 智識寺大御堂・木造十一面観音立像

温泉街から徒歩 20 分ほどのところにある智識寺は、 真言宗の寺院で、地元や周辺地域の人びとが参拝に訪れる。この本堂は重要文化財に指定され、「大御堂」と呼ばれている。間口 3 間、奥行 4 間の寄棟造、妻入の茅葺のお堂である。正面 1 間を吹き放ち、後ろの方 3 間を内陣とし、周囲に切目縁を廻し、擬宝珠高欄を付けている。



写真 各地区の山車



写真 華神輿



写真 上山田太々御神楽



写真 智識寺 大御堂

建築年代は、室町時代末とみられている。寺伝では、天文 10 年 (1541) の再建という。また初めは 冠 着山の麓曽根堂にあり、 天文年間 (1532-1554) に現在地に移設されたという。あるいは、 慶長 14 年 (1609) に現在地に移ったともいう。 慶長 14 年の棟 札が、昭和 28 年 (1953) の修理の際に見つかっている。

大御堂には、像高3mもの大きな木造十一面観音立像が安置されている。頭部・体躯共木の一木造りで、わずかに両手肘外側に薄く矧木し、また両手首を矧付けているのみである。頂上仏・化仏をも頭部の共木から彫出した完全な一木造りで、平安時代後期の作とみられ、重要文化財に指定されている。

また智識寺境内周辺は、「智識の杜公園」として整備され、あじさい寺として、あじさいの花のシーズンには参拝者が多い。



写真 十一面観音立像

#### まとめ

戸倉上山田温泉は、開湯 120 年の歴史を有する長野県屈指の規模を誇る温泉街である。千曲川の河原に開湯され、温泉旅館を中心に温泉街が展開し、中には後の旅館建築に大きな影響を与えた和風旅館建築もあり温泉街を形成している。

また、度重なる千曲川の水害から温泉街を守るために祀った水 天宮の祭りとして始まった温泉 夏祭は、発展し戸倉上山田温泉 夏祭として賑わい、河川敷での納 涼煙火大会とともに、夏の風物詩 となっている。

さらに、重要文化財の智識寺大 御堂や十一面観音立像と、地域に 伝承される十一面観音信仰や 太々御神楽は、地域の人びとによ って守り伝えられてきた歴史的 風致を形成している。

歴史のある温泉街や智識寺大御堂とともに、千曲川納涼煙火大会や温泉夏祭、大々御神楽は引き続き残していきたい歴史的風致を形成している。

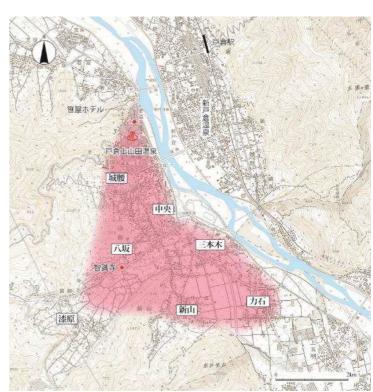


図 2-28 戸倉上山田温泉にみる歴史的風致範囲

# コラム 荒砥城跡

戸倉上山田温泉のすぐ上にある城山に築かれた山城である。5つの曲輪があったとみられるが後世の改変が著しく、築城年代など詳細は不明である。

天文 22 年 (1553) 上杉・武田の第 1 次川中島合戦の頃に、在地の武士屋代氏は武田信玄から荒砥城を与えられた。天正 10 年 (1582) 武田氏が織田信長に討たれた頃には、上杉氏に仕えていた屋代氏から、上杉景勝は荒砥城を取り上げ直轄城とした。



写真 戦国時代の山城に再現

天正 11 年 (1583) 徳川家康は、屋代氏に更級郡を与えることを約束し味方につけた。 天正 12 年 (1584) に、屋代氏は上杉氏に背き荒砥城に籠るが、上杉方から攻められ徳川 方に敗走した。こうして荒砥城は、廃城となったという歴史をもっている。

現在、荒砥城跡は平成7年(1995)に当時の山城の姿に再現され、史跡公園として整備し広く公開されている。また、NHK大河ドラマ「風林火山」や「江」はじめ、テレビドラマなどの撮影のロケ地としてもしばしば利用されている。

# 5 北国街道にみる歴史的風致

北国街道は、江戸時代五街道に数えられる中山道と北陸道を結ぶ街道で、信濃追分宿 (現軽井沢町)で中山道と分かれ、越後国出雲崎宿 (現新潟県出雲崎町)までの街道である。佐渡の金銀が江戸に運ばれたほか、加賀前田藩の参勤交代に使われるなど、越後や北陸と江戸を結ぶ主要な街道の一つである。

千曲川右岸の山裾を南北に通り、上戸倉宿・下戸倉宿、矢代宿から千曲川を矢代の渡しで渡り、篠ノ井追分宿(現長野市篠ノ井)へと続き、善光寺街道と合流し善光寺へ向かうものである。



図 2-29 千曲市内の街道と下戸倉宿・矢代宿

# (1) 水上布奈山神社本殿

重要文化財に指定されている水上布奈山神社本殿は、慶長8年(1603)に北国街道の宿場である下戸倉宿が設置された時に、その鎮守として諏訪大社より建御名方神を勧請して創建されたと伝えられている。現在の本殿は、寛政元年(1789)に諏訪の大隅流宮大工柴宮長左衛門矩重によって建替えられたものである。



写真 大隅流の水上布奈山神社本殿

近年では、昭和59年(1984)に覆屋が建替えられ、 平成19・20年(2007-08)に本殿の修理が行われた。

本殿は間口 10 尺(3.03m)の一間社流造、正面に 軒唐破風を付け、屋根を 柿 で葺く。この本殿の特 徴は、各部に多用された彫刻である。彫刻は、ケ ヤキの白木に施し彩色はせず、数が多い。虹梁に 「上り龍・下り龍」を丸彫りし、また脇障子上の 束にも「上り龍・下り龍」を彫刻しているのをは



写真 拝殿前に立てられた2本御柱

じめ、正面虹梁上に「松に鶴」、唐破風内に「鳳凰」、側面小壁に「波に亀」「飛龍」、 脇障子に「竹林の七賢人」、正面両脇に「仙人像」、縁下に「唐獅子」「蘇鉄に兎」な どの彫刻を施している。

### 水上布奈山神社の御柱祭

水上布奈山神社の御柱祭は、諏訪大社と同様に行われ、本殿正面に一之柱と二之柱の2本が7年毎に立替えられている。前回は平成28年(2016)4月に執行され、次回は平成35年(2023)に予定されている。千曲市内の諏訪神を祀る神社には、されている。千曲市内の諏訪神を祀る神社には、されている。千曲市内の諏訪神を祀る神社には、されている。本は、または、もりままみをじんじゃ、東佐神社・森大宮神社・土口古大穴神社などがあり、祭りの規模に違いがあるが同様に御柱祭を執り行っている。

水上布奈山神社での御柱祭の起源は、文政7年(1824)の記録があり約200年の伝統がある。下戸倉宿、現在の戸倉地区今井町・中町・上中町・上中町・新戸倉温泉の五町が、順番に奉納することとされている。2本の御柱は、戸倉地区の山林から赤松の大木を切り出し、「山出し」は氏子の曳く網や木遣唄で奉置所まで曳行する。「里曳き」は昭和61年(1986)から、交通事情により北国街道であった国道18号線から市道大西線に変更され、地区内を曳行し神社まで行われる。御柱とともに木遣、3艘の舟、神楽、金棒つきの子供や踊り連などの行列が賑やかに町中を練り歩く。曳行された御柱は、神社本殿正面左右に1本ずつ立てられ祭りは終わる。



写真 御柱の曳行

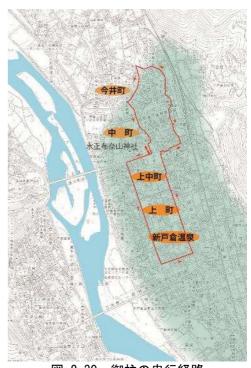


図 2-30 御柱の曳行経路

北国街道の下戸倉宿周辺は、国道 18 号線に変わり街道に面した町家は少なくなったが、当時を偲ばせる町家や、江戸時代から続く造り酒屋の大きな茅葺の建物が北国街道の様子を現在に伝えている。

# (2) 須須岐水神社本殿

下戸倉宿を下った次の宿が矢代宿で、ここから松代方面への松代道、千曲川を杭瀬下渡しで越えて稲荷山宿、北国西往還につながっている。北国街道が鍵の手に曲がるところに須須岐水神社があり、当時は「矢代山王宮」とも呼ばれ、日吉山王を祀っている。現存する本殿は、天保14年(1843)の矢代宿の火災により焼失し、嘉永5

年(1852)に再建された。再建にあたっては、武 水別神社の建築に来ていた諏訪の立川流宮大工 たてかわわしるうとみまさ 立川和四郎冨昌に依頼し、総費用 500 両ほど要し たとの記録が残る。当時の神社建築を代表する諏 訪の宮大工、立川流と大隅流の二流派の神社建 築が、北国街道の隣り合う宿場に建てられたので ある。



写真 立川流の須須岐水神社本殿

#### 須須岐水神社の春祭り

には神輿の町内巡行、山車の曳行、子ども神輿の 巡行が行われている。また、祭り当日の拝殿前に 「一つ物」の道具が飾られ、かつての祭りの様子 を今に伝えている。

かつては、須須岐水神社において。南宮坐日吉神社の祭礼「御神事」に、須須岐水神社の神輿の雨宮唐崎渡御が行われていた。これは、須須岐水神社も雨宮坐日吉神社もともに山王社を勧請しており関係が深く、両社の大祭は同じ日に行われていた。明治5年(1872)に松代県の廃止に伴って、神輿の雨宮唐崎渡御は廃止されたが、「一つ物」と呼ぶ行列が昭和35年(1960)までは、屋代の町内を練り歩いていた。

一つ物は、須須岐水神社の神輿の唐崎渡御行列の中心を成すもので、山鳥の尾羽を笠に挿し馬に乗った童子の前後を武者や従者を従えた総勢百数十人の行列のことである。明治5年以降は、神輿の町内巡行の行列を「一つ物」と呼んでいた。

北国街道の矢代宿周辺では、道路拡幅により街道の様子を伝える建物は少なくなったが、神社前の通りが鍵の手に折れ曲がる地割が良く残っている。



写真 神輿巡行



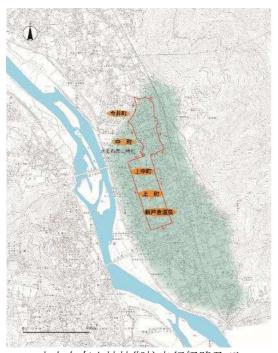
写真 一つ物行列 昭和 10 年(1935)



写真 北国街道は須須岐水神社に つきあたり右に曲がる

#### まとめ

北国街道の隣り合う宿場に、当時の諏訪の二大宮大工の大隅流と立川流の神社建築があたかも競い合うように建てられた。そうした神社を中心に、街道に面した宿場町から発展した戸倉・屋代地区には、神社の特徴的な建造物とともに、それぞれに祭礼が現在に引き継がれ歴史的風致を形成しており、今後も守り受け継いでいきたい歴史的風致である。



水上布奈山神社御柱曳行経路及び下戸倉宿にみる歴史的風致



須須岐水神社神輿巡行経路及び 矢代宿にみる歴史的風致

図 2-31 北国街道にみる歴史的風致

#### コラム 坂井銘醸酒蔵

坂井家は、下戸倉宿で酒造業を営み「下の酒屋」と呼ばれ、現在坂井銘醸㈱として酒造業を続けているが、この地での酒造りは行っていない。宝暦 10 年 (1760) 頃に建てら

れた茅葺の主屋や、寛政蔵・慶応蔵・明治蔵・大正蔵・昭和蔵など8棟が登録有形文化財として保存され、酒造道具類や所蔵資料の展示場や酒類販売所、飲食店として活用されている。また、所蔵資料には、江戸時代に芭蕉門下の俳人加舎白雄が長く逗留したことから白雄関係資料があり、また明治期には旅館業を営んだことから、竹久夢二はじめ文豪らの資料も多数所蔵されている。



写真 坂井銘醸㈱ 主屋

#### あめのみやにいますひょしじんじゃ 6 雨宮坐日吉神社にみる歴史的風致

雨宮地区は、千曲川右岸に形成された自然堤防上に営まれた、矢代宿で北国街道から分岐した松代道沿いの集落である。この地区にある雨宮坐日吉神社の祭礼に、重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」(御神事)があり、氏子である地域住民によって伝承されている。

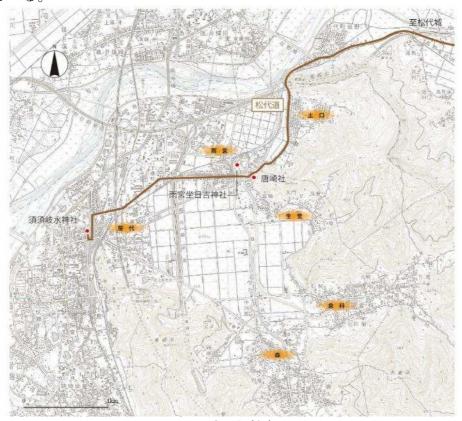


図 2-32 雨宮の御神事と周辺

#### 雨宮坐日吉神社

古くは「雨宮山王宮」と呼ばれ、祭神を日吉大社(滋賀県)より勧請し、明治元年(1868)に現在の「雨宮坐日吉神社」と改められた。

本殿は間口2間3尺、奥行3間の流造で、拝殿は間口7間、奥行4間の入母屋造で、ともに江戸後期の建築である。拝殿に接して左側に御供所があり、廊下で社務所につながっている。

境内には、通りに面した大鳥居を入ると、「黒門」と呼ばれる中門があり、拝殿へと続いている。中門の左手に 宝蔵庫があり、神輿をはじめ祭りの衣装や道具類が保管 されている。

表通りには、かつての街道を偲ばせる明治期の長屋門や土塀で囲む住宅などが点在している。祭りの際には表通りに灯籠が並べられ、通りを賑やかに飾っている。



写真 拝殿と本殿



写真 黒門、左に宝蔵庫

# でじんじ御神事

雨宮の神事芸能は、「雨宮の御神事」「獅子踊り」とも呼ばれる雨宮坐日吉神社の祭礼行事である。御神事の起源は明確ではないが、松代城まで出向き御神事踊りを藩主に披露している絵図[真田宝物館蔵、文政年間(1818-29)]から 200 年以上の歴史がわかる。明治 5 年(1872)までは、屋代村も加わり屋代田んぼ周辺一帯の村々の合同の祭りであった。以後、明治 22 年(1889)の雨宮 縣村合併までは、雨宮・森・倉科・生萱・土口の旧 5 か村合同で行われていたが、合併後合同で行われなくなり、しばらくはそれぞれの村ごとに行ってきたがそれも途絶え、現在雨宮地区のみで行われ続けている。雨宮地区でも、昭和 47 年(1972)までは毎年4月 29 日に行ってきたが、以後 3 年ごとに行われるようになり、現在に至っている。

祭りは、社殿での遷座式の神事後、「町太鼓」と呼ぶふれ太鼓の合図で、祭り装束に整えた諸役が社前に参集して始まる。中心となる「御行司」は、烏帽子をかぶり猿田彦の面をつけ、高下駄を履き、大太刀・大団扇を持ち社殿を背に立つ。御行司の大団扇の合図で、「朝踊り」「城踊り」と呼ぶ御神事踊りが行われる。笛・太鼓・歌に合せて、六大臣・御鍬・4頭の獅子が踊る。太鼓は、二人一組になって踊り



写真 豪快で優雅な獅子踊り



写真 町太鼓の合図で祭りが始まる



写真 御行司を中央に御神事踊り

ながら太鼓を叩く。踊りの中央には、「中踊り」と呼ぶ女装した幼児が立ち、「児踊り」と呼ぶ幼児6人が小さな太鼓を持って立つ。

獅子頭は、奉書紙を短冊状に切ったものを貼り合わせ獅子の髪とした重さ約 20kg ほどで、毎回貼り替えられ、獅子頭が振られると白い髪がゆれ勇壮である。

社前での踊りが終わると、若宮社・北町・御旅所と町内各所での踊りに向かう。踊りの一行が神社を出ると、武者・神輿が町内巡行に担ぎ出される。



写真 若宮社での踊り



写真 御旅所での踊り



写真 北町での踊り

町内各所で踊った踊り一行と神輿が神社前に 集まり、「獅子の化粧落とし」と呼ぶ貼り合わせ た髪を落とし、祭りのクライマックスともいう べき「橋懸り」の斎場橋に向かう。沢山川に架 かった斎場橋から、4頭の獅子が橋から逆さに 吊るされ、獅子頭で川面を叩くと大きな水しぶ きとともに、両岸から見守る住民や見物客から 大きな拍手と歓声がおこる。橋懸りの後、橋を 渡り対岸の唐崎社前で御神事踊りが行われ、神 社に戻り祭りは終了する。



写真 踊りが終わると神輿巡行



写真 灯籠が立てられた表通り



写真 衣装を整え神社へ



写真 唐崎社での神事

橋懸りの斎場橋は、昭和52年(1977)に水害対策のために、沢山川の堤防がかさ上げにより架け替えられ、以前は水面まで2mほどであったが、現在は4mと深くなり、

逆さに吊るされる獅子頭役、落とさないように 吊るす役の人も大変な祭りとなっている。

祭りの由来は、怨霊たたりを鎮めるために始まったと伝えられている。祭り中に鍬で耕す所作をする場面や、田植え唄が歌われたりするところから、怨霊たたりを鎮めるとともに、田畑の豊穣を祈願する祭りでもある。六大臣の古風な所作や、豪快で優雅な獅子舞、古雅な太鼓踊りなど、さまざまな芸能が一緒になり、整然として一団となって行われるのは、全国でも珍しい祭りといわれている\*。

\*三隅治雄「ゆらい」『雨宮の御神事』御神事保存会 1973年



写真 祭りのクライマックス「橋懸り」 4頭の獅子が逆さに吊るされ、水面を叩く \*獅子の髪(奉書紙)が、千曲川を流れ下り 新潟県に着く頃、田植えが始まるという。

#### まとめ

明治5年(1872)以前は、屋代田んぼを取り囲む村が合同で御神事踊りを行い、松代の藩主のところまで踊りを披露しに出かけていた。明治維新後の町村合併により合同での祭りは行われなくなり、次第に周辺地区でも行われなくなった中で、雨宮坐日吉神社の所在する雨宮地区のみ現在も祭りを行っている。

こうした伝統芸能が四百年も引き継がれていることは、雨宮地区住民の伝統を誇りと

して、地域の結束を図る意気込みが感じられ、鎮守の雨宮坐日吉神社とともに歴史的 風致を形成している。重要無形民俗文化財の指定を受けた歴史ある祭りでもあること から、今後も受け継ぎ、後世に伝えていきたい歴史的風致である。

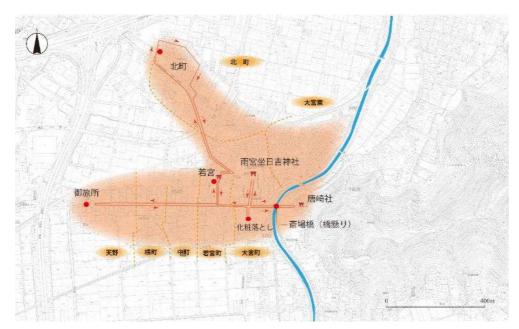


図 2-33 雨宮の御神事踊り経路及び歴史的風致範囲

#### コラム 自然堤防上の集落

屋代地区から雨宮地区一帯は、千曲川右岸に形成された自然堤防が長さ約2km、南北幅約200mにわたって続き、その南側には後背湿地の屋代田んぼが広がっている。

この自然堤防上の雨宮集落北側に、国道 403 号線のバイパスが計画され平成  $7 \sim 9$  年 (1995-97) に、大規模な発掘調査が行われた。その結果、地表下 60 cmから 100 cmほどのところから弥生時代から中世に至る集落跡が折り重なって発見された。この自然堤防

上では、昭和32年(1957)からこうした遺跡の発掘調査が度々行われ、弥生時代の集落跡や森将軍塚古墳を築造した人びとのムラの跡、奈良・平安時代の寺跡・集落跡、戦国時代の居館跡などが見つかっている。

千曲川とともに暮らす人びとは、数百年に一度 という洪水により集落が埋まった後、しばらくし てまたここに集落を営み、今日までこの自然堤防 上で暮らしている。



写真 自然堤防上の集落

#### 7 あんずの里にみる歴史的風致

千曲川右岸の山裾にある森・倉科地区は、東部山地から流れ出た沢山川・三滝川の扇状地に、三方を山に囲まれ西側に開けた傾斜地上に営まれた集落である。土壌が礫質土のため水田に適さず、大きな石や礫の多い畑地となっている。こうした畑地では、江戸時代から代々あんず栽培が行われてきた。春には、集落はピンクの花で埋め尽くされる。

#### あんずの里

森・倉科地区の農家の屋敷や畑の隅には、必ずといっていいほど在来種のあんずの木が数本植えられている。かって、あんずの種やあんず干しを出荷するためや、各家庭で自家用のあんず干しを作るために植えられていたものである。主屋や納屋・蔵などの建物の脇に、今では直径 50 cm以上、高さ 10 mほどと大きな在来種のあんずの木が数本みられる。



写真 高い大きな木は在来種のあんず

在来種のあんずは、主に種を収穫し、果肉はあんず干しにする直径3cmほどの小粒の 実がなる品種で、またその花は、品種改良種のあんずの花よりも花の色が濃いピンク 色で、大きな古木とともに花が見事である。

市では「市の花」に定め、花がきれいな在来種のあんずの木を保存樹木として指定(千曲市生活環境保全条例)し、集落景観の一部として大切に保護を図っている。



図 2-34 あんずの里 森・倉科地区



写真 屋敷に植えられたあんず 3本のあんずの木は保存樹木



写真 屋敷に植えられたあんず



写真 屋敷に植えられたあんず

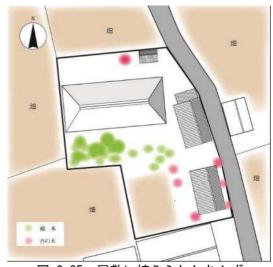


図 2-35 屋敷に植えられたあんず

森・倉科地区には、江戸時代後期から昭和 40 年代に建てられた歴史を刻む民家が 260 棟ほどある。こうした民家は、木造 2 階建の主屋と土蔵や納屋などで構成されており、また建物の周囲には在来種のあんずの大木があり、あんず栽培の歴史を感じさせる。あんずの花と歴史的な民家群は、この地域の特徴的な農村景観を作りだしている。住宅を新築しても、あんずの木は切らずに大切に残されている。歴史的建造物の農家とその屋敷に植えられている在来種のあんずの木は、あんず栽培の歴史を現在に伝えるとともに、その風情はあんずの里の原風景ともいえ、また花見や絵画の対象ともなっている。

#### あんずの栽培

あんず栽培の起源は定かではないが、『延喜式』に信濃国から「杏人」(杏仁)が納められていることから、古くから特産品であったことが知られる。江戸時代の安永年間(1772-1780)に、松代藩では殖産興業策として、各村にあんずの苗木を配布し栽培を奨励した。

森・倉科地区の扇状地の礫質土が栽培に適していたために、現在見るようなあんず畑となったものと推定される。



写真 実は7月初旬に収穫される

あんずの種「杏仁」は、咳止めの漢方薬として用いられており、文化8年(1811)にはあんず干(実の果肉を干して乾燥したもの)の販売が記録に残る。明治35年(1902)に、森村にあんずの缶詰加工場が操業し、東京方面へ出荷されるようになり、明治42年(1909)にはジャム製造も始まった。その後、昭和30年代(1955-1964)以降あんず干しの生産は減少し、自家用が主となった。また杏仁も昭和53年(1978)以降、長野県での生産はなくなった。

現在、生産されているあんずは、加工用または生食用に品種改良したものである。大正 4年(1915)頃、森村で作り出された新品種に「平和」があり、ほかにも「昭和」や「鏡 台丸」がある。現在は、長野県果樹試験場で作られた「信 州 大実」やカナダ原産の「ハーコット」が導入され、主に生食用として栽培されている。あんずの生産量は、平成 24年(2012)青森県の 1,300 t に次いで長野県 1,000 t で、そのうち千曲市産は 4割ほどである。

江戸時代ではあんずの種を出荷してきたが、近代にはあんずの実を加工用に出荷し、 現在では生食用として出荷されるものが多く栽培されている。最近では、市商工会議 所を中心に「杏都」ブランドを設けて、あんずを使ったスイーツなどの加工品の開発、 販売に力が入れられている。

#### あんずまつり

森地区のあんずまつりは、昭和30年(1955)の森村・雨宮縣村・屋代町との合併記念事業として昭和31年(1956)4月14・15日に開催されたことに始まり、60回を数える。昭和38年(1963)に約5千人だった花見客は、現在約20万人に増えている。

古くからあんずの栽培とともに、あんずの花見が行われてきた歴史があることから、

あんずの花を多くの人に楽しんでもらうために、 平成13年(2001)に、25品種、200本のあんずを 植え、花見客の休憩・案内施設として民家を改装 した「あんずの里スケッチパーク」を整備し、た くさんの花見客に見ていただくように努めている。 まつり期間中は、最寄の屋代駅からシャトルバ

まつり射面中は、最新の屋代駅からシャトルハスの運行や、スケッチパーク内のあんずの花の夜間ライトアップやコンサートなどの催しが行われている。

## まとめ

森・倉科地区のあんずの栽培は、生産性の低い 礫質土に適した作物として栽培されてきた江戸時 代に遡る歴史がある。

あんずは作物であるが、春に桜の花より一足早く咲く淡いピンク色の花により、集落全体がピンク色に染まったように咲くあんずの花は、当市の春を代表するものである。



写真 スケッチパークを散策する花見客



写真 ピンク色に染まるあんずの集落

森・倉科地区にある古い農家の建物と、在来種のあんずの大木は、あんず栽培の歴史を物語るものであるとともに、花見や絵画の題材ともなっており、当市の特色ある農村景観として残していきたいものである。森・倉科地区のあんず栽培の歴史は、あんずの花と実を活かした歴史的風致といえるものである。

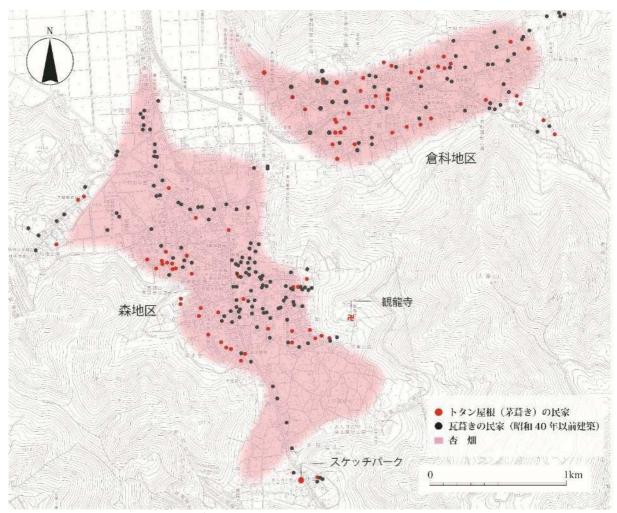


図 2-36 あんずの里(森・倉科地区)にみる歴史的風致範囲

# コラム 観龍寺と信濃三十三番観音霊場信仰

森地区の大峰山の麓にある真言宗の観龍寺は、創建年は不明で江戸時代に再建されたと伝えられている。長野県宝に指定されている千手観音坐像、十一面観音立像・聖観音立像(平成12年に盗難)はじめ、市指定有形文化財の仏像27点などを所蔵している。

信濃三十三番観音霊場第6番の札所に数えられ、「森のお観音さん」として親しまれ、あんずの花の咲く頃には花見客が多数訪れている。市内の札所にはほかに、5番倉科の教はうまんじなかけられている。かけがんじなりまますである。 数えられている。いずれも、檀家のない信徒により維持されているお寺である。



写真 県宝 千手観音坐像

#### 8 森将軍塚古墳にみる歴史的風致

千曲川右岸の尾根上には、古墳時代前期~中期の前方後円墳4基、左岸の尾根上(長野市域)にも同様に、前方後円(方)墳5基が築かれている。長野県の前方後円墳の分布から、古墳時代中期までは千曲川流域の善光寺平南端(18基)に築かれ、中期以後天竜川流域の飯田市周辺(25基)に築かれるという特徴がある。こうした大型首長墓の変遷から、信濃国の成立やその範囲について、その発祥地が善光寺平と推察されている。

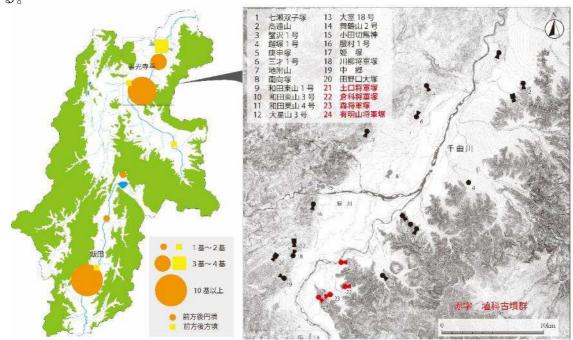


図 2-37 長野県の主要な古墳と埴科古墳群

#### 森将軍塚古墳の周辺

市内には、昭和46年(1971)に史跡指定された森将軍塚古墳(屋代地区)のほかに、 有明山将軍塚古墳(屋代地区)・倉科将軍塚古墳(倉科・生萱地区)・土口将軍塚古墳 (土口地区・長野市)の3基の前方後円墳があり、平成18年(2006)に、森将軍塚古墳 墳を含めた4基の前方後円墳が「埴科古墳群」として史跡指定された。

森将軍塚古墳 有明山から北に延びる標高 490 mの尾根上に築かれた古墳時代前期の全長 100 mの前方後円墳である。長さ 7.6mの長大な竪穴式石室を埋葬施設とし、現時点で県下唯一の きんかくぶちしんじゅうきょう を副葬し、墳丘上に埴輪列を設けた古墳である。大型首長墓の前方後円墳では、長野県下最大規模の前方後円墳である。

平成4年(1992)に、築造当時の姿に復原整備され広く公開されている。



写真 整備された森将軍塚古墳

有明山将軍塚古墳 有明山から北に延びる標高 540mの尾根上に築かれた古墳時代前期の全長 37mの前方後円墳である。長さ 6.0mの竪穴式石室を埋葬施設とし、素文鏡や小札革綴 冑 を副葬し、埴輪列を設けない古墳である。

**倉科将軍塚古墳** 東部山地の天城山から西側に延びる標高 550mの尾根先端に築かれた古墳時代中期の全長 82mの前方後円墳である。全長 93mの川 柳将軍塚古墳(長野市)に次ぐ、県下3番目の墳丘規模の前方後円墳である。後円部頂に長さ 6.3mの竪穴式石室、前方部頂に長さ 5.5mの竪穴式石室を設けている。盗掘のため、主要な副葬品は見つからなかったが、短甲や鉄鏃など鉄製武器の副葬があり、墳丘上に埴輪列を設けた古墳である。

対岸の古墳群 千曲川を挟み左岸側の長野市域には、姫塚古墳(32m前方後方墳)、川柳将軍塚古墳(93m前方後円墳)、中郷古墳(53m前方後円墳)、田野口大塚古墳(40m前方後万墳)、腰村1号古墳(43m前方後円墳)がある。いずれも、古墳時代前期~中期と推定されているが、確認調査がされていないため実態は不明である。



写真 有明山将軍塚古墳



写真 倉科将軍塚古墳



写真 土口将軍塚古墳

#### 森将軍塚古墳の保存運動

善光寺平には、「将軍塚」と名付けられた古墳が森将軍塚古墳をはじめ16基あり、地元では偉い人のお墓ということで呼んでいた。また、森街道(現在の県道白石千曲線)が開かれる以前は、森地区から屋代地区への通り道として森将軍塚古墳の前方部裾を通る道が利用され、古墳は行き交う人びとの休憩場所としても親しまれていた。



写真 昭和4年(1929)森本六爾撮影 「筑波大学所蔵

森将軍塚古墳のことが書物に取り上げられたのは明治 15 年 (1882) の『長野縣町村誌』においてである。また『埴科郡志』(1910)、『長野県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』(1923) などがある。昭和 4 年 (1929) には、考古学者森本六爾により森将軍塚古墳の踏査、写真撮影が行われた。その写真を見ると、古墳や尾根上には大きな木はなく畑となっていることや山道がみられ、人びとと古墳の関係をみることができる。

昭和31年(1956)には、『信濃史料』第1巻が刊行され「森将軍塚」と名付けられて紹介された。昭和40年(1965)に、森将軍塚古墳は長野県史跡に指定され、指定に伴う確認調査が3か年にわたり行われ、古墳時代前期の竪穴式石室を持つ重要な古墳であることが明らかにされた。

県史跡指定後の昭和45年(1970)には、開発に伴う 土砂採取により古墳の保存が危ぶまれる事態となった。 そのために市民・行政・研究者などから成る保存運動が おこり、旧更埴市内の全世帯の91.1%(17,275名)の 保存を求める署名が集められた。昭和46年3月16日 付けで、古墳は国の史跡指定を受けて保存されること になった。

旧更埴市では、広範な市民によって保存された古墳の活用にあたり、古墳本来の姿を市民だれもが理解できるものとするために、「全面発掘調査に基づき、古墳築造当時の姿に正しく復原整備を行う」ことを基本方針とした整備事業を実施し、昭和56年(1981)~平成4年(1992)まで11か年要し、平成4年9月に一般公開された。

また、周辺一帯を「科野の里歴史公園」として整備を行った。平成6年(1994)に、公園に隣接して長野県立歴史館が設置され、平成9年(1997)には森将軍塚古墳の出土品を展示した森将軍塚古墳館が開館した。現在、整備された森将軍塚古墳の写真が小中学校の教科書に掲載されていることから、森将軍塚古墳館には年間約300校、25,000人の子どもたちが見学に訪れている。

一方、平成2年 (1990) に保存を願った市民有志により「森将軍塚古墳友の会」が設置され、保存し整備された古墳を市民の手で後世に伝えようと古墳の草取りが行われている。古墳は築造当時の姿に、当時と同じ工法や材料で復原されたため、墳丘表面の葺石の間から草が生えるので古墳周囲の草取りを年3回行っている。平成10年 (1998) からは、古墳上で見学者に説明を行うボランティアガイドも4月~11月まで毎日行っている。



写真 教科書に掲載された 森将軍塚古墳



写真 市民による古墳の保護活動



写真 古墳上での科野大王の 収穫感謝の儀式

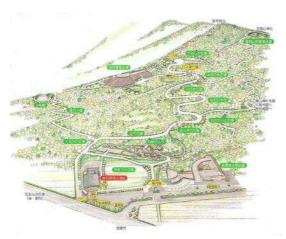
また、平成4年(1992)11月3日、復原整備された 古墳を市民みんなで見に行こうと、市民の有志による手づくりイベント「森将軍塚まつり」が開催された。以後、毎年11月3日に市内各種団体(53団体)から構成する実行委員会を設け、市民手づくりイベントとして定着して24回目となり、毎回1万人ほどの人出がある。

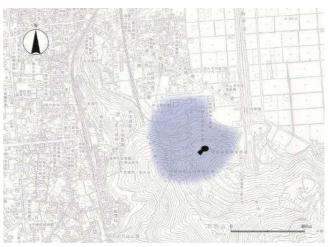
一方、有明山将軍塚古墳・倉科将軍塚古墳・土口将軍塚古墳では、それぞれの所在地区の自治会により、年2回の見学路の整備が行われている。また、平成11~13年(1999-2001)には、3基の前方後円墳の保存を目的とした範囲確認調査を行い、現状で保存されている。

#### まとめ

長野県最大の古墳である森将軍塚古墳の保存は、昭和4年(1929)の調査から市民の保存運動を経て、復原整備されるまでにはおよそ60年要した。特に、昭和45年(1970)の森将軍塚古墳の保存運動では、市民の9割もの保存署名が集められた力は大きなものであった。そうした力が、現在のボランティア活動や、毎回1万人の参加者がある市民手づくりイベント「森将軍塚まつり」に受け継がれている。

地域に残る文化財の古墳を後世に伝えるために、市民自ら保護活動や積極的に活用を行っている姿は、古墳とともに歴史的風致を形成しているといえる。





\* 科野の里歴史公園及び長野県立歴史館敷地一帯

図 2-38 森将軍塚古墳にみる歴史的風致範囲

# コラム 塚掘り六兵衛

明治36・37年(1903・04)ごろ、塚掘り六兵衛が森将軍塚古墳へ盗掘に行ったところ、 既に何者かによってほとんどの副葬品は持ち去られ、わずかな物しか見つけられなかったという話が伝わっている。通称「塚掘り六兵衛」は実在の人で、名前は北村六左衛門といい土口の農家に婿養子に入ったが家業を継がず、あっちこっちの塚を掘り、その副葬品を売って酒を飲んで暮らしていたという塚どろぼう、盗掘者である。

森将軍塚古墳では、その六兵衛より先に盗掘した者がいたようである。また、森将軍塚古墳の中は真っ赤に塗られ、頭に金の冠がのっていたという話も伝わっている。森将軍塚古墳の竪穴式石室の壁面は、ベンガラで赤く塗られ、床には水銀朱がまかれていたことが、発掘調査で確認されているので、金の冠も本当にあった可能性もある。

当市周辺では、あの古墳も、この古墳も塚掘り六兵衛によって盗掘されたという話が伝わっており、六兵衛の仕業になっているが、何人も盗掘者がいたと思われる。

#### 9 千曲川流域にみる歴史的風致

千曲市の市名の由来となっている千曲川と人びとの関わりは、とても深いものがある。

千曲川の豊かな水は、流域の人びとに多くの恵みをもたらす一方で、たびたび氾濫し大きな被害をもたらしてきた。地域住民にとって治水は大きな関心事で、堤防を築き被害を防ごうとした人びとと水との闘いの歴史や、水天宮を祀り水難除けを祈願するなど水に対する人びとの想いがみられる。現在までその思いは継承され、千曲川の豊かな恵みを享受しながら川とともに暮らす人びとの関わりがみられる。

#### 千曲川の堤防と祈り

千曲川はたびたび氾濫してきたが歴史的に大きなものには、平安時代の仁和4年(888)の「仁和の洪水」のほか、江戸時代の寛保2年(1742)の「戌の満水」がある。特に「戌の満水」では千人を超える死者があった。また、江戸時代には堤防や田畑の復興をたびたび行ったことや、川筋が変わって村境争論がしばしば起こったことなどが記録に残っている。

本格的に千曲川の堤防が整備され たのは、大正7年(1918)に着工さ れ昭和16年(1941)に完成した「内 務省堤防」と呼ばれているものであ

る。この堤防ができるまでは、戸倉上山田温泉街を守るために明治末期に自営堤防を築くとともに、堤防上に千曲川に向けて水天宮を祀り水除け祈願を行った。大正9年(1920)に左岸の内務省堤防が完成し、水天宮の石碑も再び堤防上に祀られた。

大正 13 年 (1924) から始まった温泉夏祭は、この 堤防上の本水天宮を温泉街に分祀して行っているも のである。現在も祭り当日は、まずこの堤防上の本 水天宮に洪水祈願を行った後に、温泉街に分祀した

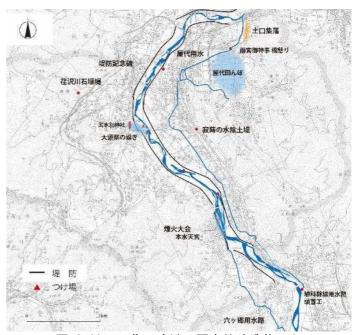


図 2-39 千曲川流域の歴史的建造物ほか



写真 堤防上の本水天宮 右側に千曲川、左側に温泉街

水天宮において温泉街の安全祈願の神事が行われ、温泉夏祭が賑やかに温泉街において行われている。

ほかにも、洪水から家屋や田畑を守るために人びとが工夫した痕跡を、川沿いの集落や支流に見ることができる。

元禄6年(1693)寂蒔・鋳物師屋・打沢・小島村の四か村によって築かれた「寂蒔

の水除土堤」は、洪水時には北国街道(主要道)を土のうや石で埋めて堤防としたものである。

明治15~17年(1882-84)に築かれた「荏沢川の石堰堤」は、千曲川支流に設けられた砂防施設で、内務省直轄砂防事業として行われた我が国初期の砂防施設の一つである。

土口地区の市道(松代道)沿いの集落では、1~3mほどの石垣を積みその上に家屋を建て、洪水から家屋を守る工夫をした高石垣が残る。



写真 寂蒔の水除土堤



写真 荏沢川の石堰堤



写真 土口の高石垣

#### 千曲川の伝統行事

千曲川左岸にある延喜式内社の武水別神社には、新嘗祭として文禄2年(1593)から行われている伝統行事の大頭祭がある。武水別神社が現在地にいつ建てられたのかについては不明であるが、境内に在る最古の建造物は室町時代末期に建てられた摂社高良社本殿である。寛政3年(1791))の「八幡宮境内惣絵図」には東西146間のうち116間が「川欠」と記され、千曲川の洪水によっ



写真 千曲川での禊ぎ

て流失した記録が残る。現在の本殿や拝殿は、嘉永3年(1850)に諏訪の宮大工立川 和四郎富昌によって建てられたものである。

この拝殿前で、大頭祭の時に頭人(氏子から選ばれた役)が、神社に奉納する新米は「御供」と呼ばれる一口大にちぎった餅である。この餅は、毎年12月3日に、5人の頭人や武水別神社の総代らによって餅つきが行われ準備される。この時に、餅つき役の若者らは杵を担ぎ神社から約1kmの千曲川まで走り、千曲川の水で禊ぎをしてから餅つきを行うことが古くからの伝統である。現在も、12月の冷たい千曲川に褌姿で入り、杵で餅つきの仕草をして気勢を上げ、神社まで走って帰り餅つきを行っている。

また、千曲川右岸にある雨宮 坐 日吉神社の春祭りにおいて、重要無形民俗文化財

「雨宮の神事芸能」の御神事踊りが行われている。神社は、千曲川の自然堤防上に江戸時代後期の社殿が建てられている。北国街道から分岐した松代道沿いの集落には、かつての街道を偲ばせる民家が点在している。

この祭りの中で、「橋懸り」と呼ぶ神事が行われている。千曲川の支流の沢山川の斎場橋から獅子を逆さに吊るし、獅子の髪(奉書紙)が剥がれ落ちて、沢山川か



写真 雨宮の御神事「橋懸り」

ら千曲川を流れ下り、新潟県に入り信濃川に流れ着く頃、屋代田んぼでは田植えがは じまるといわれている。祭りは、疫病や洪水などのたたりを鎮め、田畑の豊穣を祈る 祭りである。

祭事において、千曲川で禊ぎや橋懸りを行うことは、 当地域の人びとの精神的な拠所として、暮らしや水田 耕作などと千曲川が深く関わりを持っていることを物 語るものである。

千曲川での漁業には、アユ釣りや川魚のハヤの「つけ場」がある。アユ釣りは、6月下旬から7月初めに解禁になると、戸倉上山田温泉前や冠着橋付近でたくさんの釣り人が友釣りを楽しんでいる姿が見られる。つけ場は、千曲川中流域独特のハヤの漁法である。獲れたての新鮮な川魚は、戸倉上山田温泉客をはじめ地元住民に、千曲川の味覚として楽しまれている初夏の風物詩である。



写真 温泉前でのアユ釣り



写真 つけ場

#### まとめ

千曲川は自然堤防を形成し、その上に人びとが生活し集落を営むとともに、幾度となく洪水による大きな被害を人びとに与えてきた。一方、人びとは堤防の整備や水天宮を祀り洪水に備えるとともに、豊かな水を農業用水として利用してきた。また、伝統

行事の祭りや川魚にみられるように、心の拠所や楽しみの場としてきた。

セルリアンブルーの千曲川の流れとともに、堤防での祭事や千曲川での禊ぎなど伝統行事、風物詩のつけ場は、千曲川中流域に暮らす人びと区史的風致である。当市の市名の由来となる歴史的風致を、大事にしていきたいものである。

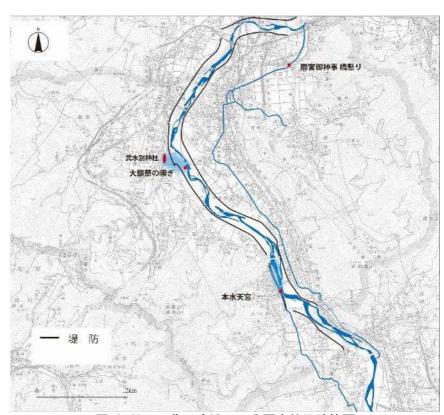


図 2-40 千曲川流域にみる歴史的風致範囲

#### コラム 屋代田んぼ

千曲川の豊かな水は、古くから農業用水として利用されてきた。屋代地区から雨宮地区一帯は、千曲川右岸に形成された自然堤防が続き、その南側に後背湿地を形成している。現在では、約230haの水田が造られ、通称「屋代田んぼ」と呼ばれ稲作が行われている。

現水田面の地下 60~100 cmほどに、平安時代の条里水田が仁和4年 (888) の大洪水の洪水砂に覆われて埋没していることが、昭和40年 (1965) 代に発掘調査で確



写真 屋代田んぼ (1982 年秋) \*高速道路建設以前

認された。こうした埋没条里水田跡の発掘調査での発見は、わが国で最初の事例である。 その下層には、森将軍塚古墳が築かれた頃の古墳時代の水田や、わが国で稲作が行われ 始めた頃の弥生時代の水田跡も確認されている。

屋代田んぼは、千曲川流域に暮らす人びとが積極的に千曲川の水を利用し、水田耕作を行ってきたものであり、二千数百年におよぶ歴史を重ねた水田である。

## 第3章 千曲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

#### (1) 歴史的建造物に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、前述のとおり指定文化財である建造物の他に、指定文化財以外の建造物も多数存在しており、これらが今日も受け継がれていることで本市の歴史的風致を醸し出している。

しかし、こうした歴史的建造物や町並みの修理や修復には、多額の費用を要することから、適切な維持管理が行われないまま老朽化が進んでいるものも存在している。このような状況は、文化財の指定・未指定に関わらずいえることで、指定文化財をみると、国指定の建造物等は、概ね良好な維持管理が行われているものの、重要伝統的建造物群保存地区はじめ登録有形文化財並びに県指定及び市指定の文化財については、数が多いこともあって修理・修復が追いついていないのが現状である。

特に個人等が所有している建造物は、所有者の高齢化や相続等の問題も加わり修理が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少も危惧されている。

また、未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないために、維持管理が行われないまま急速に老朽化が進み、中には失われてしまった貴重な建造物等も存在している。

耐震性についても、歴史的建造物の中には、脆弱なものも多く、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できていない点も大きな課題の一つともいえる。



写真 経年劣化が進んでいる 市指定文化財

#### (2) 歴史的建造物等を取り巻く環境に関する課題

歴史的建造物や歴史的風致の周辺においては、電線が張り巡らされている箇所が多く、これらはその魅力を減退させる要因となっているほか、防犯灯やバス停、サイン看板などの形状や色彩も景観や町並みに配慮されていない状況にある。道路においても狭隘な箇所が多く、混雑時には歩行者や自転車、自動車が行き交うため、ゆったりと散策できず安全性や利便性が危惧されている。加えて、観光シーズンは市外からのマイカーや大型バスが増加するが、専用の駐車場が不足しているため、駐車場の確保が課題となっている。その一方で、駐車場の整備や道路整備等の内容によっては、町並みの一体性を損なうおそれもあり、本市の歴史的風致を阻害することのないよう地域と一体となった計画的な維持、整備に対する取り組みが求められる。

また、町並み全体としての連続性や景観としての一体性確保の面から、歴史的風致を構成する建造物などが単体で適切に保存されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物が取り壊され空き地になっている状況があり、結果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることができない現状も見受けられる。特に、稲荷山地区や八幡地区、姨捨地区などでは、指定文化財や歴史的建造物の所有者の理解は得られても、それ以外の建物や敷地等の所有者の理解が十分に得られているとはいえない。



写真 建物が取り壊された空き地

そのほか当市の歴史的遺産には自然環境と一体となって特色ある歴史的風致を形成しているものが多いことから、下草刈りなどをはじめとして歴史的風致を阻害する景観支障木、枯損木等の伐採など自然環境の適切な維持管理が必要となる。特に姨捨の棚田においては、その独特な地形のため、水源となる里山等の整備を毎年行っていく必要があるが、急峻な地形であることや広範囲にわたること、多額の費用が必要となることなどから十分な整備ができていない。

#### (3) 歴史と伝統を反映した人びとの活動に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史と伝統を反映した人びとの活動は、稲荷山祇園祭、武水別神社の大頭祭などの祭礼や、大池の百八灯のような伝統行事、地域産業や生活に密着した中原の酒造りや姨捨の棚田での耕作、稲荷山地区の自衛団などが今日も地域に息づいている。

しかし、このような祭礼や伝統行事などは、担い 手である地域住民の活動の継承に対する使命感や ボランティア精神に頼る部分が大きく、コミュニティ意識の希薄化や近年の人口減少、少子高齢化を背 景とした担い手の不足など、中には活動の継承が危 惧されるものもある。また同様に、姨捨の棚田における耕作でも後継者不足や営農意識の低下に直面 している。



写真 大頭祭 頭人行列

#### (4) 歴史的風致の認識に関する課題

本市の維持向上すべき歴史的風致は、本市固有の資源であり、観光業においても主要な施策の一つとして力を入れるべき大切な資源でもある。市民のみならず他市町村からも人びとが訪れ、その歴史的風致が認識されることでさらに維持向上するものであり、認識されることで活動主体の意識向上にもつながることから、総じて本市の活性化に寄与するものである。しかしながら、それぞれの歴史的風致において、個々の歴史等に関する認知は十分ではない。また、その名称における認知度においても、首

都圏、北陸新幹線沿線の各県を対象に実施した調査では、戸倉上山田温泉・千曲市のイメージは、「温泉街」・「千曲川」・「美しい自然」・「歴史がある」などのイメージが上位に位置づけられる一方で、「姨捨の棚田」の認知度はまだまだ低い。それぞれの歴史的風致が持つ多様な魅力を発信するとともに、その発信方法についても、一体的に情報発信するなど、さらなる認知度の向上を目指して工夫をしていく必要がある。例えば、姨捨の棚田にあっては、その景観だけでなく、水源や里山から始まり、棚田で生産される米などを通して、棚田の持つ多様性を一体的に情報発信していくことも考えられる。

歴史的風致に関係する文化財等について詳細な調査も行われていない箇所がある ため、調査を行い、実態の解明を図るとともにその成果としての記録の保存及び情報 の発信もおこなっていかなければならない。

歴史的建造物を紹介する案内板や説明板、誘導サイン等については、設置されていない歴史的建造物や、設置されていても数が少ないなど情報媒体が不足し、歴史的風致に関する情報量が少ない。情報発信の拠点となる施設についても十分活用されているとは言い難いため、今ある施設を十分に活用しながら体験施設や散策路などを整備することにより地域を一体的に整備し、歴史的風致の認識を高めていく工夫が求められている。

また、それぞれの歴史的風致において、少子化や高齢化、地域コミュニティへの参加意識の希薄などの理由のほか、地域の歴史や文化に関する理解や周知が十分でないことによる、後継者の減少、担い手不足も大きな課題となっている。

#### 2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画

#### (1) 上位関連計画の状況と関連性

本計画は、平成24年(2012)4月に策定された「千曲市総合計画 後期基本計画」 に基づく計画である。

また、千曲市都市計画区域マスタープラン等の関連計画と連携・調整を図りながら、本計画に基づき歴史的風致の維持向上に資する各種事業等を展開・推進する計画と位置づける。

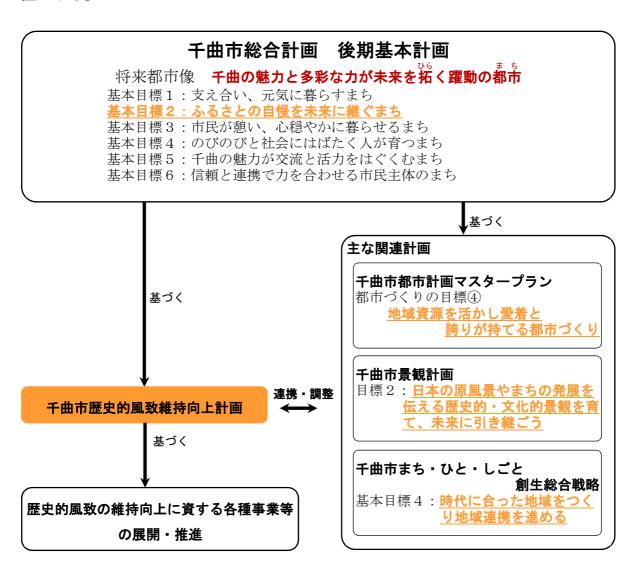


図 3-1 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係

#### (2) 千曲市総合計画

#### ①千曲市総合計画 後期基本計画(平成24年度~平成28年度)

本市では、平成 15 年(2003) 9月に合併して誕生し、地域の自然や歴史、文化を大切にしながら、市民が主役となって生き生きと活動する共生と交流のまちを実現するため、「共生」「交流」「協働」を新市の基本理念と位置づけ、さらに平成 19 年度 (2007) からは「千曲市総合計画」に定める将来像「千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市」の実現に向け取り組みを行ってきた。

こうした中、人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成23年(2011) 3月に発生した東日本大震災や長野県北部地震など未曾有の大災害の発生など、本市 を取り巻く社会情勢は変化してきた。

これを受け、平成24年度(2012)から平成28年度(2016)を目標とする「千曲市総合計画後期基本計画」を策定し、現在各種取り組みを行っているところである。総合計画では、「共生のまちづくり」、「交流のまちづくり」、「協働のまちづくり」の3つを基本理念に掲げ取り組んでいる。基本理念の「交流のまちづくり」では、"輝かしい歴史や文化、自然などの資産や高速交通などの特性を生かし、新しい文化や産業をはぐくむため、国内外のさまざまな分野の活発な交流や連携をすすめ、人やまちの個性を磨き、魅力あるまちを舞台に躍動感に満ちた多彩な活動が展開される、創造性あふれるまち"を目指している。

#### 基本理念

#### 共生のまちづくり・

市民一人ひとりの尊厳や人権が尊重され、個性や価値観を認め合う社会をつくるとともに、次代を担う若者をはじめ、あらゆる世代が共生し、未来への夢と希望を持って自分らしい生活と文化を創造できるまちをめざします。

#### 交流のまちづくり -

<u>輝かしい歴史や文化、自然などの資産や高速交通などの特性を生かし</u>、新しい文化や産業をはぐくむため、国内外のさまざまな分野の活発な交流や連携をすすめ、<u>人やまちの個性を磨き、魅力あるまちを舞台に躍動感に満ちた多彩な活動が展開される、創造性あふれるまちをめざします。</u>

#### 協働のまちづくり -

まちづくりの主役は市民一人ひとりです。地方分権時代における自主・自立のまちづくりを実現していくため、市民の積極的なまちづくりへの参画を促すとともに、様々な分野に特色のある人材をはぐくむ人づくりをすすめ、市民、企業、行政が役割を分担しながら、多彩な力が発揮できる協働のまちづくりをすすめます。

#### 将来像

# 千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市

都市像に込められた想い

#### 千曲の魅力

千曲川を軸にまとまりの良い市域を舞台にして、豊かな自然と風土(千曲川・開けた大地・東西の山々など)、歴史や文化(棚田・森将軍塚など)、恵まれた人・物の交流が盛んな中継地(更埴 IC・更埴 JCT)である優位性、人を癒す温泉の力などを生かし、「地域の魅力を育て、活力を発展させるまちづくり」をすすめます。

#### 多彩な力

次代を担う若者や熟年者、高齢者、移住者、団塊の世代などが、多様な力を発揮 し、「ライフステージごとの夢や喜び、そして安心して暮らすことができるまちづく り」をすすめます。

市民や事業者・NPO・ボランティア・自治区などの力を合わせ、「多彩な力が発揮できるまちづくり」をすすめます。

#### 未来を拓く躍動の都市

千曲の魅力と多彩な力が結集したまちをめざして、「未来が拓ける躍動感あふれる まちづくり」をすすめます。



図 3-2 千曲市総合計画における目標体系とまちづくりに向けた考え方

#### ②第二次千曲市総合計画 前期基本計画(平成29年度~平成33年度)

「第二次千曲市総合計画」は、前回計画における「共生のまちづくり」、「交流のまちづくり」、「協働のまちづくり」の3つの基本理念を継承しつつ、将来像を「科野の国 さらしな はにしな 史都がにぎわう 信州の交流拠点 千曲」と定め、新たなまちづくりを展開するものとしている。

基本理念の「交流のまちづくり」では、前回計画同様、"輝かしい歴史や文化、自然などの資産や高速交通などの特性を生かし、新しい文化や産業をはぐくむため、国内外のさまざまな分野の活発な交流や連携をすすめ、人やまちの個性を磨き、魅力あるまちを舞台に躍動感に満ちた多彩な活動が展開される、創造性あふれるまち"を目指している。

また、基本目標 5 「輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち」において、 千曲川や冠着山、旧街道の町並み、温泉など豊かな自然や景観をはじめ、姨捨の棚田、 稲荷山重要伝統的建造物群や森将軍塚古墳など多くの歴史的・文化的遺産、さらには 地域色豊かな食文化・伝統行事など、後世に残したいふるさとの自慢がたくさんある としている。これらの貴重なふるさとの財産の保全・保存・活用に努め、市民一人ひ とりがその重要性を再認識しながら、次世代に継承し、地域の新たな活力を生み出す まちづくりが位置付けられており、歴史的風致維持向上計画は合致するものである。

#### 将来像

# 科野の国 さらしな はにしな 史都がにぎわう 信州の交流拠点 千曲

#### 科野の国 さらしな はにしな 史都

本市は、古くは「科野の国」の交通・文化の中心地として、平安時代から江戸時代には文人墨客の憧れの地「さらしな」として知られ、国指定の史跡「埴科古墳群 森将軍塚古墳」や名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、稲荷山の「重要伝統的建造物群保存地区」、開湯 120 年を超える「戸倉上山田温泉」などが今日も息づいています。

#### 信州の交流拠点

とりわけ、本市は、昔から首都圏、中京圏、北陸圏と結ばれ、人・物の盛んな交流が活力を生み出してきた高い交通利便性を有する地にあり、100万人を超える長野県民が住む長野・上田・松本の3地域への移動時間がほぼ等しい地に位置しています。

#### にぎわう 千曲

この特性を最大限に活かした「交流拠点都市」として、有形・無形の歴史文化や自然 等、市内の各地域が持つ資源をさらに磨き上げ、それぞれの地域の連携・交流を高める まちづくりを進め、躍動感あふれ勢いのある「史都」の創生を目指します。

## まちづくりの目標体系

#### 〈将来像〉 〈基本目標〉 〈達成方針〉 基本目標1 1-1 [都市基盤] 交流を活発にする都市空間を整備する 1-2 [産業連携] 連携による千曲市産業の基盤をつくる 千曲の魅力で創生する 1-3 [産業振興] 多様な産業群のイノベーション(革新・刷新)による 賑わいと活力あるまち 産業の活性化を図る 科野の 1-4 [観光交流] 訪れたくなるまちを育てる 1-5 [雇用] 安定した雇用を創出する 1-6 [移住・定住] 住んでみたい、住み続けたいまちをつくる の **E** 基本目標2 ■ 2-1 [子育で] 「千曲っ子」を元気に生み育てられる環境をつくる 2-2 [教育] 子どもがのびやかに育ち、生きる力を育む環境をつくる 安心して子育てができ、 2-3 [生涯学習スポーツ文化芸術] 学びや芸術・スポーツを通じ、人 のびやかに育ち学べるまち と地域の魅力を高める 2-4 [男女共同参画] 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を つくる はに 2-5 [多文化共生] 国際性の豊かな人とまちをつくる 2-6 [人権・平和] 人を大切にし、差別のないまちをつくる 基本目標3 3-1 [地域福祉] ともに支え合う地域としくみを育てる 3-2 [健康づくり] 健康な心や体を市民自らがつくる気持ちを育てる 支え合い、だれもが健康で 3-3 [保健・医療] いつでも適切な医療を受けられる体制をつくる 活躍するまち 3-4 [高齢者福祉] 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境をつくる 3-5 [障がい者福祉] 障がい者の自立をみんなで支えるしくみをつくる 3-6 「生活支援」安定した生活を送れるまちをつくる 基本目標4 41 [安全・安心] 安全で安心な暮らしを確保する 4-2 [公園・緑地] 花や緑があふれる潤いのあるまちをつくる 災害に強く、安全で 4-3 [上下水道] きれいな水の循環を保つ 心穏やかに暮らせるまち 4-4 [ごみ処理] 「もったいない」の心を大切にする循環型社会をつくる 4-5 [地球環境保全] 地球環境の保全を意識した社会をつくる 基本目標5 5-1 [歴史・文化財] 輝かしい歴史・文化的遺産を守り、未来に継ぐ 5-2 [自然との共生] ふるさとの自然に溶け込み、親しみ守る 輝かしい歴史文化や 5-3 [景観形成] 景観の美しいまちをつくる 美しい自然を未来に継ぐまち 5-4 [食文化] 郷土料理を伝えていく 5-5 [伝統文化] 伝統行事や民話などを楽しみ、次代に伝承する 基本目標6 6-1 [市民協働・市民交流] 市民と行政が協働する地域社会をつくる 6-2 [行政経営] 将来にわたり持続可能な行財政運営を進める 協働で創る、市民主体の 6-3 [広域行政] 近隣広域行政圏、国・県との連携を進める 住みたい住み続けたいまち 6-4 [情報コミュニケーション] ICTを活用し、いつでもどこでも快適に 情報の入手・発信ができる環境をつくる

図 3-3 第二次千曲市総合計画における目標体系とまちづくりの指針

#### ③第三次千曲市総合計画(令和4年度~令和8年度)

「第三次千曲市総合計画」は前回計画における「共生のまちづくり」、「交流のまちづくり」、「協働のまちづくり」の3つの基本理念を継承しつつ、将来像を「人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都 ~文化伝承創造都市・千曲~」と定め、新たなまちづくりを展開するものとしている。

基本理念の「交流のまちづくり」では、前回計画同様"輝かしい歴史や文化、自然とともに、交通の要衝など地域資源の特性を活かし、新しい産業や文化を育むため、国内外の様々な人や分野での活発な交流や連携を進め、人やまちの個性を磨き、魅力あるまちを舞台に躍動感に満ちた多彩な活動が展開される、創造性あふれる持続可能なまち"を目指している。

また、基本計画 5 「輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち」において、姨捨の棚田や稲荷山重要伝統的建造物群、森将軍塚古墳など多く歴史・文化的遺産のほか、千曲川や冠着山など雄大な自然が織りなす景観、さらには、食文化や伝統行事など人々の営みや有形・無形の文化がたくさんあるとしている。これらの貴重な地域の財産を守り、育み、活かし、将来に伝承するとともに、多様な文化を創造し、市民一人ひとりが、この地域に愛着と誇りを持ち、地域の活力が高まるまちづくり進めると位置付けられており、歴史的風致維持向上計画はこれに合致するものである。

#### 将来像

### 人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる 月の都 ~文化伝承創造都市・千曲~

#### 人をてらす 人をはぐくむ 人がつながる

市民一人ひとりが輝くためには、その人らしい個性や価値観を認め合い、安心して自立した生活を送るための社会の形成が必要です。

月明かりのように、誰にもやさしく、すべての「人をてらす」ことで、その人らしさを大切にした一人ひとりが輝ける場所や機会を創出し、誰一人取り残さない共生のまちを目指します。

「人をはぐくむ」ことは、家庭・地域・保育園・幼稚園・学校で子どもを育むこと、そして、成人して年老いるまで人生を育むことであり、それは、その子や孫へと引き継がれていきます。「人をはぐくむ」ことを大切にした魅力あるまちを目指します。

まちづくりは、人が中心となり、人が集まる地域や社会のつながりから始まります。人口減少を抑制し、まちの活力を維持するには、家庭・友人のつながりから、地域における人とのつながり、学校・社会、市外の人や、市内へ移住・定住された新たな千曲人とのつながり、これらすべての「人がつながる」協働による活力あるまちを目指します。「人をてらす」ことで誰もが輝くまちをつくり、「人をはぐくむ」魅力あるまちを形成し、「人がつながる」活力あるまちを目指します。

#### 月の都

千曲川の左岸にひときわ高くそびえる冠着山(古くは、「姨捨山」と呼ばれました。)の麓は、「更級の姨捨山に照る月」、「田毎の月」と呼ばれ、古くから月見の名所として知られ、数多の古人により、月見にまつわる和歌や浮世絵などが残され、親孝行を説く説話・文学である「棄老物語」の地としても語り伝えられてきました。

令和 2 年 6 月 19 日に、日本遺産「月の都 千曲 ー姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」 ー」として認定されたことから、「月の都」は千曲市のブランドイメージとして知られてきています。

#### 文化伝承創造都市・千曲

文化とは、市内の特色ある農業や商工業などの産業、伝統行事、自然環境、景観、温泉など、今ある市内の様々な特色ある魅力すべてを表します。今日まで築き上げられたこの特色ある文化を次代に伝承し、さらに多様な人々との交流を通じ、多文化を認め合いながら共生する中で、お互いの文化を更に磨き上げ、進化させ、そして新たな文化を創造する持続可能なまちを目指します。

## まちづくりの目標体系

#### 〈達成方針〉 〈将来像〉 〈基本目標〉 1-1【防災・減災】復興計画の着実な推進と災害に強いまちをつくる -基本目標1-1-2【安全・防犯】誰もが安全で、安心して暮らせるまちをつくる 災害に強く、安全で安心な 1-3【交通】交流と生活に便利な交通ネットワークが整備されたまち 暮らしができるまち 1-4【都市基盤】快適で便利な、持続可能なまちをつくる 2-1【子育て】子育てしやすい環境づくりと、家庭・地域で子どもを -基本目標2-育むまちを目指す 千曲っ子が元気に育つ、 2-2【教育】一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む教育環境を つくる 生涯学びのまち 2-3【生涯学習】学びと交流を進め、人生を豊かにする 2-4【スポーツ振興】スポーツを通じ、心身の健康と活力あるまちを 3-1【地域福祉】ともに支え合い、安心して暮らせるまちをつくる -基本目標3-3-2【健康づくり】すべての人が心も体も健康で生活できるまちを 支え合い、かかわり合い、 3-3【保健・医療】いつでも適切な医療を受けられる安心のまちをつ 誰もが健康で活躍する まち 3-4【高齢者福祉】生きがいを持って地域で住み続けられるまちを つくる 3-5【障がい者福祉】その人らしさを認め合い、みんなで支えるまち をつくる 3-6【生活支援】誰もが安定した生活を送れるまちをつくる 4-1【商工業振興】多様な産業の活性化を図り、持続可能な産業への -基本目標4-改革を目指す 千曲の特色を磨き上げ、 4-2【農林業振興】地域の特性を活かした農業振興と、森林資源の多 面的活用を目指す 賑わいと活力あるまち つなが 4-3【観光交流】市内・広域の観光資源の連携を図り、千曲ブランド を確立する 4-4【移住・定住】住みたい・住み続けたい魅力あるまちをつくる 5-1【歴史・文化財】歴史・文化的遺産の保全・活用を進め、文化都市 -基本目標5-を形成する 輝かしい歴史文化の伝承 5-2【景観形成】まち全体が調和された、景観の美しいまちをつくる 月 と、新たな文化を創造する 5-3【伝統文化】伝統的な行事や生活文化を次代に伝承する まち 5-4【文化芸術】豊かな心を育む文化芸術のまちをつくる 5-5【多文化共生】個性や互いの文化を理解し、共に生きるまちをつ 都 造 6-1【地球環境保全】一人ひとりが地球を大切にする社会をつくる 基本目標6-6-2【自然との共生】ふるさとの自然を守り、人と自然が共生するま 未来に繋げる自然と共生 ちをつくる するまち 6-3【公園・緑地】人が集う、自然と調和したまちをつくる 6-4【循環型社会】資源を大切にし、持続可能な循環型社会をつくる 7-1【男女共同参画】多様性を認め合い、自分らしく輝ける社会をつ -基本目標7-一人ひとりが輝く、協働で 7-2【人権・平和】すべての人々の人権が尊重され、平等で差別のな 曲 いまちをつくる 創るまち 7-3【市民協働・市民交流】みんなでつくる活力ある地域を目指す 7-4【行政経営】広域連携を進め、持続可能な行政運営を目指す

図 3-3-2 第三次千曲市総合計画におけるまちづくりの目標体系

#### (3) 千曲市都市計画マスタープラン

## ①千曲市都市計画マスタープラン(平成21年8月)

千曲市都市計画マスタープランは、平成 21 年(2009) 8月に策定され、平成 38 年 (2026) を目標年次、中間年次を千曲市総合計画 後期基本計画の目標年次である平成 28 年 (2016) とした計画である。

千曲市都市計画マスタープランでは、総合計画における将来像「千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市」に基づき、5つの都市づくりの目標が掲げられており、その中の「地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり」では、「美しい風景と自然資源の保全と活用」、「歴史的、文化的遺産の保全・継承」、「農村環境の維持・向上」に向けた取り組みが示されている。

## 【都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標と基本方針】

## 都市づくりの目標① 人・まち・自然環境が共生する都市づくり

基本方針1:都市拠点を中心とする集約型の市街地づくり

基本方針2:環境負荷の低減を目指した都市づくり

基本方針3:千曲川と里山が身近に感じられる市街地づくり

### 都市づくりの目標② 支えあい安心して生き生きと暮らせる都市づくり

基本方針1:安心して暮らせる災害に強いまちづくり

基本方針2:子供から高齢者まで快適に暮らせる地域社会の形成

基本方針3:歩いて暮らせる生活空間づくり

#### 都市づくりの目標③ 活力に満ち交流の盛んなにぎわいのある都市づくり

基本方針1:魅力ある市街地空間づくり

基本方針2:さまざまな人との交流

基本方針3:地域経済の活性化

#### 都市づくりの目標④ 地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり

基本方針1:美しい風景と自然資源の保全と活用

基本方針2:歴史的、文化的遺産の保全・継承

基本方針3:農村環境の維持・向上

基本方針4:温泉資源の活用

基本方針5:計画的に整備された都市施設の有効活用

#### 都市づくりの目標⑤ 多様な主体の協働による市民が輝く都市づくり

基本方針1:市民や団体等の参画

基本方針2:千曲の応援団づくり

基本方針3:広域的な連携による公共施設の利用促進と効率的な運用

図 3-4 千曲市都市計画マスタープラン



図 3-5 千曲市都市計画マスタープラン 将来都市構造と拠点等の形成

## ②千曲市都市計画マスタープラン(平成31年3月)

全国的な人口減少と少子高齢化や厳しい財政状況の下、居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になりかねない状況が懸念されはじめたことから、国においても、持続可能なまちづくりのため、コンパクトシティと公共交通によるネットワーク化を目指す立地適正化計画制度を創設するなど新たな取組が行われている。

これら社会情勢の変化や第二次千曲市総合計画、第二次国土利用計画(千曲市計画)、立地適正化計画などが策定されたことから、それらを踏まえ、見直しを行った。

千曲市都市計画マスタープランでは、第二次総合計画における将来像「科野の国さらしな」はにしな「史都がにぎわう」信州の交流拠点「千曲」に基づき、5つの都市づくりの目標が掲げられており、その中の「地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり」では、前回計画同様「美しい風景と自然資源の保全と活用」、「歴史的、文化的遺産の保全・継承」、「農村環境の維持・向上」に向けた取り組みが示されており、歴史的風致維持向上計画は合致するものである。

## 【都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標と基本方針】

都市づくりの目標① 人・まち・自然環境が共生する都市づくり

基本方針1:都市拠点を中心とする集約型の市街地づくり

基本方針2:環境負荷の低減を目指した都市づくり

基本方針3:千曲川と里山が身近に感じられる市街地づくり

都市づくりの目標② 支えあい安心して生き生きと暮らせる都市づくり

基本方針1:安心して暮らせる災害に強いまちづくり

基本方針2:子供から高齢者まで快適に暮らせる地域社会の形成

基本方針3:歩いて暮らせる生活空間づくり

都市づくりの目標③ 活力に満ち交流の盛んなにぎわいのある都市づくり

基本方針1:魅力ある市街地空間づくり

基本方針2:立地特性を活かした広域的な交流

基本方針3:さまざまな人との交流

基本方針4:地域経済の活性化

#### 都市づくりの目標(4) 地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり

基本方針1:魅力ある地域資源の保全・活用・継承

基本方針2:農村環境の維持・向上

基本方針3:計画的に整備された都市施設の有効活用

## 都市づくりの目標⑤ 多様な主体の協働による市民が輝く都市づくり

基本方針1:市民や団体等の参画

基本方針2:千曲の応援団づくり

基本方針3:行政による協働の仕組みの検討や支援

基本方針4:広域的な連携による公共施設の利用促進と効率的な運用

図 3-6 千曲市都市計画マスタープラン

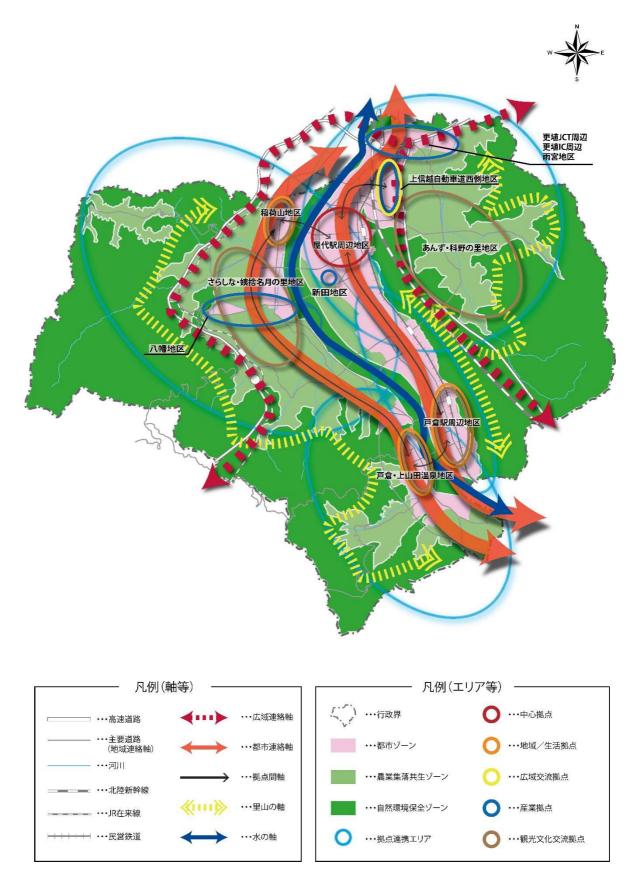


図 3-7 千曲市都市計画マスタープラン 将来都市構造と拠点等の形成

#### (4) 千曲市景観計画

## ①千曲市景観計画(平成21年8月)

平成 21 年(2009) 8 月に策定した千曲市景観計画では、本市の特徴的な大地が育む豊かな自然と、そこに住む人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで脈々と伝えられてきた、固有の資源を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かすことを目指し、千曲市独自の景観形成を進めることを目的とし、以下のような千曲市らしい景観形成の道筋となる基本的な方針や、施策並びに規制が位置づけられている。

特に、千曲市景観計画の目標2には「日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、未来に引き継ごう」と位置づけられ、人びとが古くからそこに住まうことで培われた集落の風景や、駅前の商店街や宿場町などのまちの発展を象徴する、歴史的・文化的景観を、守り・育て・活かしながら、未来に引き継ごうとするものであり、千曲市景観計画と歴史的風致維持向上計画は合致するものである。

基本理念1. 良好な景観は未来の千曲市をつくる社会資本

基本理念2. 千曲市の風景は、市民・来訪者にとってふるさと

基本理念3. ふるさとの景観を多様な参画で、長期的につくりあげる

## 景観形成の目標:未来へ引き継ぐふるさとの景観まちづくり

目標1. 雄大な自然景観を守り、未来に引き継ごう

目標2.日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、 未来に引き継ごう

目標3.新しい都市景観を創り、未来に引き継ごう

目標4. 景観まちづくりを未来に引き継ごう

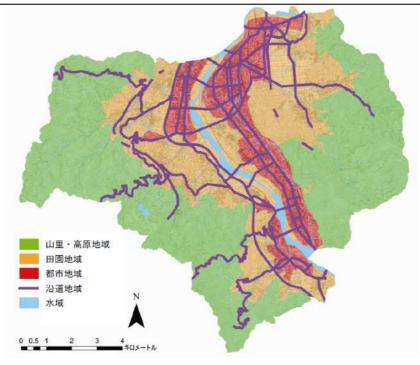


図 3-8 千曲市景観計画における地域区分図

また、景観形成区域は千曲市全域と位置づけ、そのうち重点地区として千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、良好な眺望景観を有する地区、歴史的・文化的景観を有する地区、自然と調和した景観を有する地区などにより6つの景観形成重点地区が設定されている。

候補地	地区の概要
姨捨地区(指定済)	棚田が国の重要文化的景観に選定
森・倉科地区	日本一のあんずの里
桑原・稲荷山・八幡 地区	明治・大正の繁栄の歴史を継承す るかつての宿場町
戸倉上山田温泉地区	開湯100年を迎えた千曲川ほとり の温泉地
磯部地区	かつての宿場町としての風情を残 す落ち着いた雰囲気の集落
力石地区	養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る 集落

歴史的風致維持向上計画は、既に景観形成重点地区に指定された姨捨地区をはじめ、 景観形成重点地区候補地の桑原・稲荷山・八幡地区、戸倉上山田温泉地区を含む範囲 を計画対象地域とするものである。

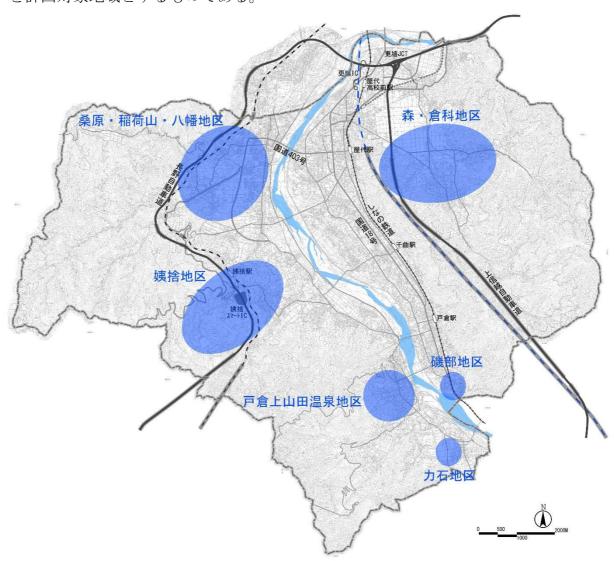


図 3-9 千曲市景観計画 景観形成重点地区 (候補地)

### ②千曲市景観計画(平成31年3月)

平成 21 年(2009) 8 月に策定された千曲市景観計画をもとに、第二次千曲市総合計画に示されるまちづくりの基本目標の一つである「輝かしい歴史文化や美しい自然を未来に継ぐまち」を踏まえ、見直しを行ったものである。

特に、千曲市景観計画の目標 2 には前回計画同様「日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、未来に引き継ごう」が位置づけられ、人びとが古くからそこに住まうことで培われた集落の風景や、駅前の商店街や宿場町などのまちの発展を象徴する、歴史的・文化的景観を、守り・育て・活かしながら、未来に引き継ごうとするものであり、千曲市景観計画と歴史的風致維持向上計画は合致するものである。

基本理念1. 良好な景観は未来の千曲市をつくる社会資本

基本理念2. 千曲市の風景は、市民・来訪者にとってふるさと

基本理念3. ふるさとの景観を多様な参画で、長期的につくりあげる

## 景観形成の目標:未来へ引き継ぐふるさとの景観まちづくり

目標1. 雄大な自然景観を守り、未来に引き継ごう

目標2. 日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、 未来に引き継ごう

目標3.新しい都市景観を創り、未来に引き継ごう

目標4. 景観まちづくりを未来に引き継ごう

また、景観計画区域は千曲市全域と位置づけ、そのうち重点地区として千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、良好な眺望景観を有する地区、歴史的・文化的景観を有する地区、自然と調和した景観を有する地区などより6地区に分け、姨捨地区を景観形成重点地区に、また、その他の5地区を候補地として設定している。

地区名	地区の概要	選定基準
景観形成重点地区 姨捨地区 (第1号)	棚田の重要文化的景観に選定される	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 森・倉科地区	日本一のあんずの里	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 桑原・稲荷山・八幡 地区	明治・大正の繁栄の歴史を継承するかっての宿場町であり、北信随一の商都であった稲荷山の一部が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される	(2) 歴史的・文化的景観を有する地区
候補地 戸倉上山田温泉地区	開湯120年を超える歴史を有する千曲 川ほとりの温泉地	
候補地 磯部地区	かつての宿場町としての風情を残す 落ち着いた雰囲気の集落	
候補地 力石地区	養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る集落	



図 3-10 千曲市景観計画 景観形成重点地区とその候補地

## (5) 千曲市 未来創造物語 第2章 ~コンパクトシティ・プラス・ネットワーク~

本市は、「千曲市総合計画 後期計画」(平成19年度~平成28年度)の「千曲の魅力と多彩な力が地域を拓(ひら)く」を将来像の実現に向けた基本目標の一つに「ふるさとの自慢を未来に継ぐまち」を位置づけ、貴重なふるさとの歴史遺産や文化の適切な保全や保護、活用を図り、市民一人ひとりがそれらを再認識するとともに、継承し、地域の新たな活力を生み出すまちづくりを積極的に取り組んできた。

しかし、「千曲市総合計画 後期計画」の策定以降も、全国的に人口減少や少子高齢化の進展に対し、国も持続可能な都市経営のため都市全体の観点など多様な政策を 進めている。

そのため、千曲市では国の取り組みなどを踏まえ、平成 29 年度からの「千曲市第二次総合計画」の策定に先立ち、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを推進するための指針となる「千曲市 未来創造物語 第2章」を掲げ、そのなかで今後の重点的な取り組みとして5つの柱を示している。

その取り組みの一つとして、「千曲市歴史まちづくり事業」があり、千曲川左岸地域一帯を「歴史・文化ゾーン」として位置づけ、歴史的遺産や伝統行事などの歴史的風致の維持向上を図り、本市の地域的特色を広く市内外に周知し、その保全と地域振興を図るものとしている。

## **千曲市総合計画 後期基本計画**(平成 19 年度~平成 28 年度)

将来都市像 千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市

\_\_\_人口減少や少子高齢化の進展、地域経済の低迷や財政規模の縮小など 社会経済情勢の動向を踏まえ

## 「千曲市」未来創造物語、第2章」

~コンパクトシティ・プラス・ネットワーク~

#### 千曲市第二次総合計画に向けた橋渡しとして

- 今後の重点的な取り組みとして5つの柱を示す
- (1) 千曲市都市再生整備計画事業 (重点地区)
- (2)千曲市歴史まちづくり事業
- (3) 新幹線新駅を活かしたよらつくり事業(ゲートシティの形成)
- (4)観光資源を活かしたまちづくり
- (5)公共交通を活かしたまちづくり

**千曲市第二次総合計画**(平成 29 年度~平成 38 年度)

図 3-11 「千曲市 未来創造物語 第2章」の位置づけと5本の柱



図 3-12 「千曲市 未来創造物語 第2章」の全体像と5本の柱

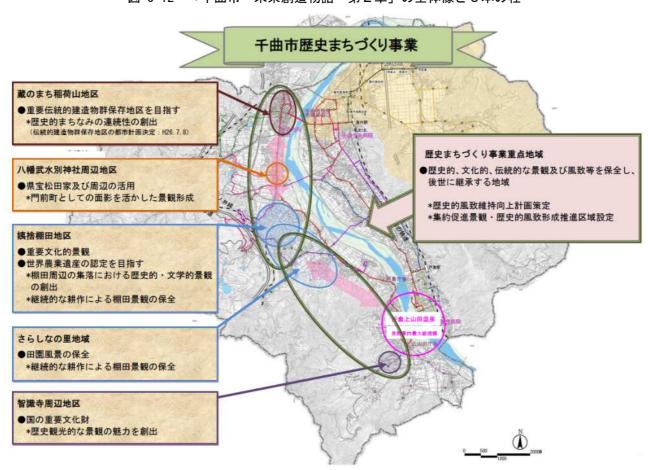


図 3-13 「千曲市 未来創造物語 第2章」における千曲市歴史街づくり事業の考え方

#### (6) ①千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成28年2月)

千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少問題の克服及び地域活性化を 目指し平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年 法律第136号)に即し公表された。

千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、5つの基本目標と目標達成に向けた 具体的施策が掲げられており、その中の「基本目標4 時代に合った地域をつくり地 域連携を進める」では、稲荷山の伝統的建造物群保存地区の保全と活用や、さらしな 地域(姨捨の棚田・八幡・さらしなの里・智識寺)への進展とネットワーク形成など に向けた施策・取り組みが位置付けられており、歴史的風致維持向上計画に合致する ものである。

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標2 新しい人の流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代に合った地域をつくり地域連携を進める

基本目標5 健康寿命を延ばし高齢者の社会参加を高める



#### 基本目標4における基本的方向(抜粋)

●稲荷山の伝統建造物などの市内の歴史・文化資源の整備に投資を行うことで、 将来の交流人口の増加につなげ、雇用者数の増加を見込む。

#### 具体的施策3 稲荷山の伝統的建造物群の保全と活用

- (1)稲荷山の伝統的建造物群の保全と活用
  - 重伝建保存事業、買上事業、歴史的風致維持向上計画
- (2) 既存施設を活かした拠点づくり
  - ・滞在時間延長となる拠点づくり (蔵を改修したゲストハウス等)
  - ・稲荷山宿「蔵し館」、ふる里漫画館等の既存施設の活用
- (3) さらしな地域への進展とネットワーク化
  - ・姨捨の棚田や松田家、さらしなの里、智識寺の歴史的遺産のネットワークの形成

### 図 3-14 千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標と具体的施策

②第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和4年4月)

第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略は第三次千曲市総合計画と計画期間を整合し、両計画を統合することで一括して管理していくこととしております。

第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略は第三次千曲市総合計画の将来像の実現に向け、第1期千曲市総合戦略の基本目標を継承し、「まちの創生」、「ひとの創生」、「しごとの創生」による人口減少の克服と地域経済の活性化を目的とし、第三次千曲市総合計画と一体的に推進することとしており、5つの基本目標と目標達成に向けた具体的施策が掲げられております。その中の「基本目標2 新しい人の流れをつくる」と「基本目標4 時代に合った地域をつくり地域連携を進める」については、第三次千曲市総合計画の「基本目標5 輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち」に対応していることから、第三次千曲市総合計画と同様に歴史的風致維持向上計画に合致するものであります。

## 第2期千曲市総合戦略の5つの基本目標

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標2 新しい人の流れをつくる

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代に合った地域をつくり地域連携を進める

基本目標5 健康寿命を延ばし高齢者の社会参加を高める

図 3-14-2 第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標

			第2 期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	THE REAL PROPERTY.
第	三次千曲市総合計画	`	達成方針		新しい人の流	結婚・出産・ 子育ての希望	時代に合った 地域をつくり 地域連携を進	ばし高齢者の
	基本目標		達成方針	を創出する	れをつくる	をかなえる	地域連携を進 める	社会参加を高める
		1-1	【防災・減災】復興計画の着実な推進と災害に強いま ちをつくる				•	
я	災害に強く、安全で安心な	1-2	【安全・防犯】誰もが安全で、安心して暮らせるまち をつくる				•	
1	暮らしができるまち	1-3	【交通】交流と生活に便利な交通ネットワークが整備 されたまち		•		•	•
		1-4	【都市基盤】快適で便利な、持続可能なまちをつくる	•	•	•	•	•
		2-1	【子育て】子育てしやすい環境づくりと、家庭・地域 で子どもを育むまちを目指す		•	•		
2	千曲っ子が元気に育つ、	2-2	【教育】一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育む 教育環境をつくる		•	•		
2	生涯学びのまち	2-3	【生涯学習】学びと交流を進め、人生を豊かにする		•			•
		2-4	【スポーツ振興】スポーツを通じ、心身の健康と活力 あるまちを目指す		•		•	•
		3-1	【地域福祉】ともに支え合い、安心して暮らせるまち をつくる				•	•
		3-2	【健康づくり】すべての人が心も体も健康で生活できるまちをつくる			•		•
	支え合い、かかわり合い、	3-3	【保健・医療】いつでも適切な医療を受けられる安心 のまちをつくる			•	•	•
3	文え合い、かかわり合い、 誰もが健康で活躍するまち	3-4	【高齢者福祉】生きがいを持って地域で住み続けら れるまちをつくる					•
		3-5	【障がい者福祉】その人らしさを認め合い、みんなで 支えるまちをつくる	•		•	•	•
		3-6	【生活支援】誰もが安定した生活を送れるまちをつ くる	•		•		•
		4-1	【商工業振興】多様な産業の活性化を図り、持続可能な産業への改革を目指す	•	•	•	•	
	千曲の特色を磨き上げ、	4-2	4-2【農林業振興】地域の特性を活かした農業振興 と、森林資源の多面的活用を目指す	•	•		•	
4	下曲の特色を磨さ上げ、 賑わいと活力あるまち	4-3	【観光交流】市内・広域の観光資源の連携を図り、千 曲ブランドを確立する	•	•		•	
		4-4	【移住・定住】住みたい・住み続けたい魅力あるまち をつくる	•	•	•	•	
-	/		【歴史・文化財】歴史・文化的遺産の保全・活用を進め、文化都市を形成する		•		•	
		5-2	【景観形成】まち全体が調和された、景観の美しいま ちをつくる		•		•	
5	輝かしい歴史文化の伝承と、 新たな文化を創造するまち	5-3	【伝統文化】伝統的な行事や生活文化を次代に伝承する		•		•	
		5-4	【文化芸術】豊かな心を育む文化芸術のまちをつく る		•		•	
		5-5	【多文化共生】個性や互いの文化を理解し、共に生きるまちをつくる	•	•		•	
		6-1	【地球環境保全】一人ひとりが地球を大切にする社 会をつくる				•	
	未来に繋げる自然と	6-2	【自然との共生】ふるさとの自然を守り、人と自然が 共生するまちをつくる				•	
6	共生するまち	6-3	【公園・緑地】人が集う、自然と調和したまちをつくる		•	•	•	
		6-4	【循環型社会】資源を大切にし、持続可能な循環型 社会をつくる				•	
		7-1	【男女共同参画】多様性を認め合い、自分らしく輝け る社会をつくる			•	•	
	一人ひとりが輝く、	7-2	【人権・平和】すべての人々の人権が尊重され、平等 で差別のないまちをつくる				•	
7	協働で創るまち	7-3	【市民協働・市民交流】みんなでつくる活力ある地域 を目指す		•		•	
		7-4	【行政経営】広域連携を進め、持続可能な行政運営を目指す		•		•	

図 3-14-3 第三次千曲総合計画、第2期千曲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 各基本目標対応表

### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承や歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図る。また、これらの取組みと併せて歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持向上を図る。

#### (1) 歴史的建造物の保存・活用の推進

歴史的建造物は、指定文化財は文化財保護法等に基づき保存・活用を図り、指定文化財以外の建造物は修理等への支援を実施するとともに、新たに文化財指定すること等により歴史的建造物の保存を図る。

指定文化財の建造物は、文化財保護法や長野県文化財保護条例(昭和 50 年長野県条例第 44 号)及び千曲市文化財保護条例(平成 15 年千曲市条例第 124 号)、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 25 年千曲市条例第 28 号)に基づき、今後も保存・活用を図る。損傷が進行している指定文化財については、文化庁や長野県教育委員会、専門家等の指導を仰ぎながら、適切な修理を行い保存するとともに、積極的な活用を図る。

稲荷山伝統的建造物群保存地区については、保存計画(平成 26 年千曲市教育委員会告示 3 号)において、「先人が築き上げた千曲市稲荷山の商都としての伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、住民の創意と発意を尊重し、住民と行政が誇りと愛着を持って互いに協議しながら保存整備を進め、文化的向上と活性化に資すことえを目的とする。」を保存計画の基本としている。

また、名勝「姨捨(田毎の月)」については、保存管理計画(平成 25 年改訂)において、「(1) 歴史・時間的特性への配慮、(2) 空間特性への配慮、(3) 景観を支える構造特性への配慮を前提に、自然的要素・人文的要素・農業的要素ごとに本質的価値を構成する諸要素に対する保存管理方針」を定めている。

指定文化財以外の建造物は、本計画に基づく歴史的風致形成建造物に指定するとともに、千曲市文化財保護条例に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく登録有形文化財を検討し、今後の保存・活用を図る。加えて、これら建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していくものとする。

なお、損傷が進行している建造物は、所有者等の修理への支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働により維持管理や活用を検討する。

市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、公開や活用のためのユニバーサルデザイン化を進めるとともに、周辺の散策路等を整備するなどより周遊しやすい環境を構築することを目指す。

### (2) 歴史的建造物等を取り巻く環境の保全

歴史的建造物等を取り巻く環境は、可能な法制度の活用や、事業の実施、景観形成 重点区域の指定などにより環境の保全を図る。

一体的な歴史的町並み周辺の歴史的環境を向上させるために、各種のまちづくり施策と連携を図りながら電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、外周部における駐車場の整備や通過交通処理に寄与する道路整備など、そこに流入する自動車交通量の抑制対策を総合的に検討する。なお、整備によって町並みの一体性が損なわれることのないよう、その位置や整備内容について十分に注意して検討を行っていく。また、町中を走る市循環バスの形状やバス停、案内看板などについても、町並み景観に配慮した色彩や形状となるよう、計画的な整備を目指す。

歴史的建造物やそれらを取り巻く建造物で空き家となっているものについては滅失の防止や景観の観点から、まちづくり活動を行う地元組織等と連携しながら、空き家に関する情報共有を行い、既存の建物用途にとらわれない建造物の利活用について検討を行う。

当市の歴史的風致や遺産には自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成しているものが多いことから、自然環境の適切な維持管理を図る。特に姨捨の棚田の水源となる里山等については計画的に整備を図っていくものとする。

#### (3) 歴史と伝統を反映した人びとの活動の継承

歴史と伝統を反映した人びとの活動は、担い手の育成や支援に取り組むことにより 活動の継承を図る。

祭礼や伝統芸能等については、その担い手である地域住民の活動継承に対する自負や使命感を再燃させるため、講演会等のイベントを開催することにより、これらの活動への積極的な参加を促し、地域の結びつきの再構築を図る。

特有の地形を生かした姨捨の棚田における稲作については、営農意識の向上を図る。 また、将来の担い手の育成にあたっては、地域住民や保護団体への支援を実施する ことにより、後継者育成、伝承者の育成を図る。

特に、子どもについて、地区の歴史、祭礼等にふれる機会を創出するほか、地域の 歴史や文化に関する理解が図れるようにする。

#### (4) 歴史的風致の認識を高めるための取組みの推進

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、歴史的建造物付近や交通結節点等での説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行うとともに、効果的に情報を発信するため、最寄りの鉄道駅や駐車場等の人が集まる場所において情報発信を行うほか、情報誌や情報媒体を通じて歴史的風致の魅力をわかりやすく伝えていく。情報発信の拠点となる施設についても十分活用されているとは言い難いため、今ある施設を十分に活用しながら体験施設や散策路などを整備することにより、地域を一体的に整備し、歴史的風致の認識を高めていくことを目指す。誘導サイン等の公共サインについては、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、周遊路としての一体感を生み出すため、デザイン方針について関連機関とともに協議を進める。

また、観光ガイドボランティア等の各種団体と協働によるイベント等の開催等を行うなど歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体と連携した情報発信を行うことで、市内外の人びとを問わず歴史的風致の認識を積極的に高めていく。

歴史的風致に関係する文化財等の詳細な調査が行われていない箇所については、実態の解明を図るため調査を行い、その成果としての記録の保存及び情報の発信を行う。

そのほか、それぞれの歴史的風致において、地域の歴史や文化、伝統、価値に関する理解や周知が十分でないことなどから、パンフレットや冊子を作成し、認識の向上を図る。

#### 4 計画実現のための推進体制

本計画の推進、実施にあたっては、計画策定時同様に都市計画課・歴史文化財センターが事務局を担い、歴史まちづくり法第11条に基づく千曲市歴史的風致維持向上協議会において計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進することを基本とする。

計画の推進や事業の実施に際しては、国や長野県の指導を仰ぎながら、庁内の関係 各課との連絡調整を行いつつ、事業対象となる文化財の所有者や周辺住民等と協議の 上、一体となって事業を推進する。

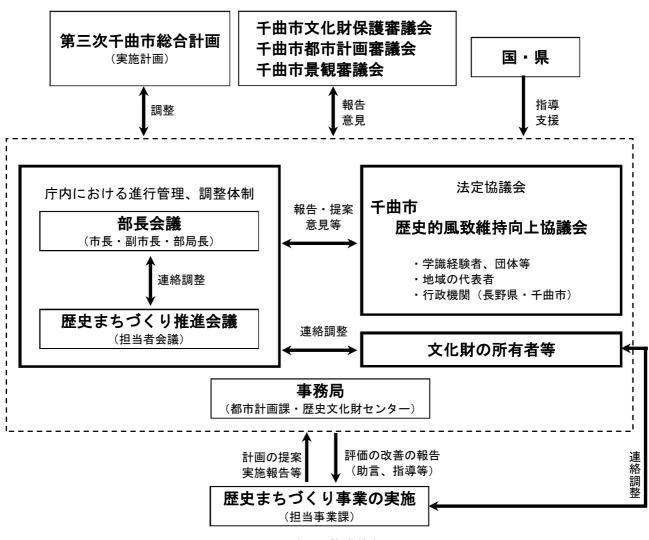


図 3-15 計画の推進体制

## 第4章 重点区域の位置及び区域

#### 1 重点区域の設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人びとの活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲を設定する。

さらに、本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致の維持及 び向上が効果的に図られる区域を設定する。

特に、本市では千曲川左岸地区を歴史・文化を活かしたまちづくりを図ることを目的にしていることから、第3章に記載のとおり、千曲川左岸の川西地域の「善光寺街道にみる歴史的風致」と「武水別神社にみる歴史的風致」、「更級の名月と姨捨の棚田にみる歴史的風致」、「戸倉上山田温泉にみる歴史的風致」の4つの歴史的風致の維持向上を目指すものである。

そのうち、稲荷山地区と桑原地区及び中原地区は、江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町として形成された町並みや建築物、稲荷山伝統的建造物群保存地区とともに、稲荷山の祇園祭や中原の獅子舞神楽、伝統的な酒造りなど、そこに暮らす人びとが伝承し続ける歴史的風致が息づいている。

また、八幡地区においては、善光寺街道に通じる街道が通り、武水別神社に多くの参拝客が来訪していた。この武水別神社の大頭祭は、文禄2年(1593)から現在まで、一度も中断することなく四百数十年も引き継がれてきたものである。武水別神社社殿をはじめ松田家の神主屋敷の斎館において、川西地域の大部分の人びとが関わり、秋の収穫が終わり厳しい冬の訪れを告げる風物詩であり、将来にわたり守り伝えていきたい歴史的風致である。

更級地区や姨捨地区は、更級の名月や姨捨の棚田は古くから観月の地とされ、多くの文学作品や絵画が創作された。こうした文化的景観とともに、姨捨の棚田における稲作や、姨捨の棚田上部の大池集落で四百年も行われてきた大池の百八灯が地域住民等により大切に受け継がれている。

戸倉上山田温泉地区は、開湯百二十年の歴史を有する長野県屈指の規模を誇る温泉 街で、現在も和風旅館建築が残る温泉街とともに、千曲川納涼煙火大会や温泉夏祭り の伝統が引き継がれた温泉街という歴史的風致を形成している。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置等の施策展開により、これまで維持向上を図ってきたが、伝統的家屋等の老朽化の進行、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、稲荷山の祇園祭や武水別神社の大頭祭、姨捨の棚田耕作など伝統的な祭事や耕作の後継者不足など、今後歴史的風致の維持が危惧される。

また、これらの歴史的風致は情報発信不足などにより、市民のみならず市外から訪れる人びとの認識も低下しており、その価値や継承する意義を共有できていない。

そのため本計画では、これらの課題を解決するとともに、歴史的風致の維持及び向上を効果的に図るため、歴史的風致が多く集積している「稲荷山・桑原・八幡地区」と「更級・姨捨地区」及び、「戸倉上山田温泉地区」を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、重点区域は、本計画を推進することで、千曲市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などには、随時、見直しを行っていくものとする。

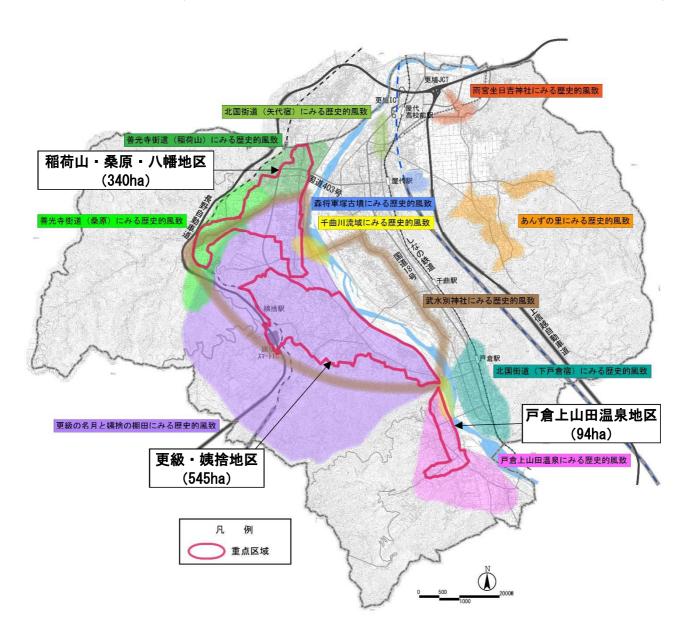


図 4-1 千曲市における歴史的風致と重点区域

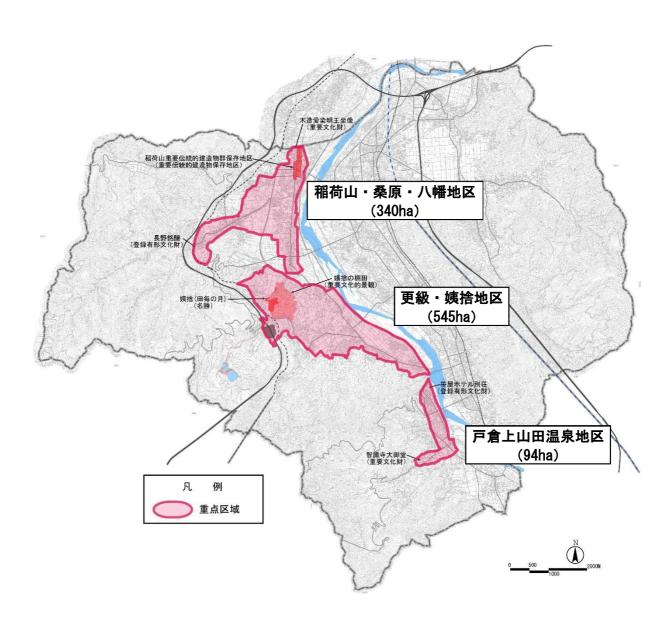


図 4-2 千曲市における国の指定文化財と重点区域

#### 2 重点区域の位置及び区域

# (1) 稲荷山・桑原・八幡地区

「稲荷山・桑原・八幡地区」は、善光寺街道とそこにつながる通称一本松峠道に関連し、「善光寺街道にみる歴史的風致」と「武水別神社にみる歴史的風致」の2つの歴史的風致が残る地域である。

まず、稲荷山は江戸時代に整備された善光寺街道の宿場町を基礎とし、明治時代の繁栄を色濃く残す店舗や町家などを中心として形成された町並みや建築物が残されている。その町並みを舞台とする伝統的な祇園祭や、自衛団の活動は現在も引き継がれている。

稲荷山から善光寺街道を南下すると桑原・中原の集落があり、桑原は間の宿として 伝馬屋敷が設置された宿であり、現在も通りに面して格子戸やうだつを設けたかつて の宿場を偲ばせる建物に混じって、気抜きの棟木を載せた養蚕民家もみられる。

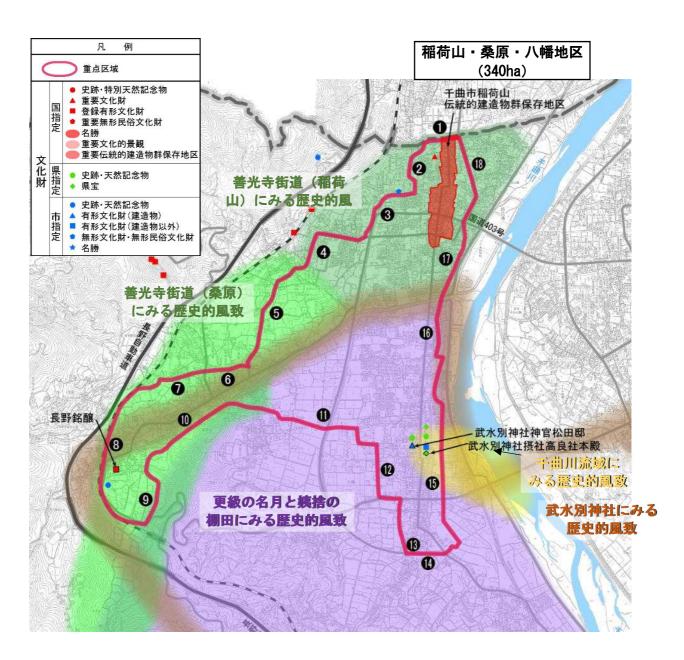
また、中原は、「八幡の七頭(清水)」と呼ばれる湧水群に代表される豊富な湧水を使用した江戸時代から続く酒造所があり、現在も江戸時代末期に建築された建物で酒造りが行われている。さらに中原には酒造りのほかに、現在も地区の祭りや武水別神社の大頭祭で披露される江戸時代から続く民俗芸能の獅子舞神楽がある。

次に、八幡の中央には先述の武水別神社があり、松本方面へ通じる通称一本松街道が武水別神社を通り、稲荷山宿で善光寺街道に合流している。このため、八幡地区は、武水別神社をはじめ善光寺参りの参拝客のための旅館・料理屋・飲食店などの町家が軒を並べた門前町として形成された町並みで、厳粛なお宮の杜や、歴史的な建造物が当時のにぎわいを偲ばせる。また、この武水別神社の大頭祭は、先の中原も含め広い地域の氏子により支えられ、四百数十年、一度も中断することなく現在に引き継がれてきた伝統行事である。

これらにより、善光寺街道を軸とした稲荷山・桑原・中原地区と善光寺街道につながる通称一本松峠道を軸とする八幡地区については、街道と一体となって発展してきた良好な町並みを形成している既存集落地域を重点区域として設定する。区域の設定については、街道を軸とした良好な町並みを形成している集落地域で、歴史的建造物等の敷地や道路界を考慮し設定することを基本としつつ、伝統的な地域活動として一体とすべき地域においては字界をもって境界と設定する。

重点区域の名称:稲荷山・桑原・八幡地区

重点区域の面積:340ha



- 長野市との市境
- ❸ 市道 7135 他
- 6 市道 7200
- 7 市道 8000
- ❷ 農道
- 市道 9130 他
- (3) 斉ノ森神社
- ₲ 市道 9030 他
- 市道 7078 他

- 2 市道 7098 他
- 4 治田神社
- 6 市道 7250
- ❸ JR 篠ノ井線
- 大字桑原と大字八幡境
- 1 市道 9135 他
- 18 号 国道 18 号
- 市道 9031 他
- ❸ (主)長野上田線

図 4-3 稲荷山・桑原・八幡地区重点区域の範囲

# (2) 更級・姨捨地区

「更級・姨捨地区」は、更級の名月と姨捨の棚田が織りなす文化的景観や、大池の百八灯などの一体的な歴史的風致を形成する地域である。

まず、更級は冠着山山麓に位置し、平安時代から京の都でも知られ、『古今和歌集』などに多数の和歌が詠まれる月の名所として広く知られてきた地域である。冠着山はその当時から「姨捨山」と呼ばれていたが、高くそびえる冠着山と比べると容易に足を運ぶことがができることから「田毎の月」の方が次第に有名になり、やがて「田毎の月」のある長楽寺周辺が「姨捨山」と呼ばれるようになったものと考えられている。この地には、松尾芭蕉をはじめとした文人墨客が訪れ、長楽寺にはその「芭蕉翁面影塚」など多くの文学碑や、俳人小林一茶が訪れた頃の宝暦・明和期頃(1750-60)の観音堂が残されている。

この「田毎の月」の舞台となる姨捨の棚田は、現在のように斜面全体が水田化されるのは、江戸時代の初めにため池の「大池」が造られて以降のこととされ、現在もその当時からの用水路や「田越し灌漑」手法により水田耕作が行われている。

このように、歴史的建造物と伝統的営みが一体となって良好な歴史的風致を形成している棚田の地域と伝統的営みを継承する人々が住む集落を含めた地域を重点区域として設定する。区域の設定については、名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、千曲市景観計画における景観形成重点地区を踏まえ、歴史的建造物や景観及び、伝統的な地域活動に配慮した字界、道路界をもって境界を設定する。

重点区域の名称:更級・姨捨地区

重点区域の面積:545ha

● 無形文化財・無形民俗文化財 ★ 名勝

#### 歷史的風致 0 姨捨 (田毎の月) 0 子曲川流域に みる歴史的風致 姨捨の棚田 北国街道 にみる歴 史的風致 更級 · 姨捨地区 0 (545ha) 0 更級の名月と姨捨の 0 5 500 棚田にみる歴史的風致 凡 例 戸倉上山田温泉にみる歴史的風致 ) 重点区域 史跡·特別天然記念物 ● 国道 18号 2 市道 9270 ▲ 重要文化財 ■ 登録有形文化財 ● 重要無形民俗文化財 ③ JR 篠ノ井線 4 市道 9511 他 ● 名勝 ■ 重要文化的景観 ■ 重要伝統的建造物群保存地区 6 市道 192 他 **⑤** 姨捨サービスエリア (県)内川姨捨停車場線 ❸ 農道 文 県指定 **9** 市道 127 他 ● 市道83他 史跡·天然記念物 ◆ 県宝 ● 市道 2-3 他 10 佐良志奈神社 ● 史跡・天然記念物 ▲ 有形文化財(建造物) ■ 有形文化財(建造物以外) (県)上田千曲長野自転車道線(千曲川堤防) ● 市道 9061 (主)長野上田線

武水別神社にみる

図 4-4 更級・姨捨地区地区重点区域の範囲

● 市道 9356 他

#### (3) 戸倉上山田温泉地区

「戸倉上山田温泉地区」は、明治 26 年(1893) に戸倉温泉、明治 36 年(1903) に 上山田温泉が開湯された、長野県屈指の規模と歴史を有する温泉街である。

地区内には、建築家遠藤新による設計で昭和7年(1932)に建てられた「笹屋ホテル別荘」があり、国の登録有形文化財に登録された木造和風旅館建築で、志賀直哉が逗留中に執筆した『豊年蟲』から「豊年虫」と名付けられ現在もホテル客室として使われている。

温泉街には20軒ほどの和風旅館など宿泊施設が建ち並び、その通りや路地には飲食店や土産物店など、昭和初期の風情を残す温泉街としての町並みを形成している。

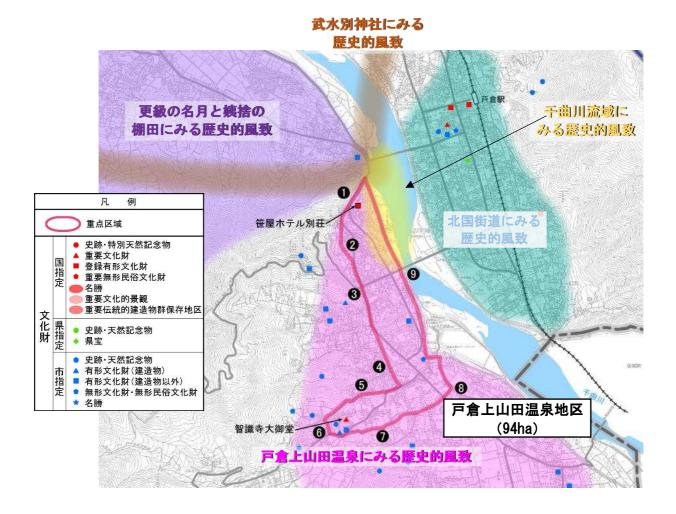
また、千曲川万葉公園には、千曲川に関わる万葉歌碑や文学碑が32基あり、地域 住民や来訪者の散策コースとしても親しまれ、納涼煙火大会や夏祭りが伝統行事とし て引き継がれている。

さらに、重要文化財の智識寺大御堂や十一面観音立像と、地域に伝承される十一面 観音信仰や太々御神楽は、地域の人びとによって守り伝えられてきた歴史的風致を形成している。

このように、歴史的建造物による昭和の風情と地域の営みや伝統行事が一体となって良好な歴史的風致を形成している温泉街とこの地域に伝承する御神楽を守ってきた人々の集落を重点地区として設定する。区域の設定については、温泉街を形成している地域は千曲川堤防界や道路界を基本として設定し、伝統的な地域活動を守る集落の地域においては集落界をもって境界と設定する。

重点区域の名称:戸倉上山田温泉地区

重点区域の面積:約94ha

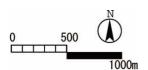


● (主)大町麻績インター千曲線

- ③ (主)大町麻績インター千曲線
- 5 字羽場地区境
- 7 上山田·新山地区境
- 9 千曲川堤防

- 2 市道 1-C-030 他
- 4 字住吉地区境
- 6 市道 7-C-004
- ❸ 字神戸地区境

図 4-5 戸倉上山田温泉地区重点区域の範囲



#### 3 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

本市では、「稲荷山・桑原・八幡地区」、「更級・姨捨地区」、「戸倉上山田温泉地区」 の3つの重点区域において、重点的かつ一体的な事業の推進を行うとともに、歴史的 風致の維持向上の重要性を発信していく。

このことにより、本市全域に歴史・文化を活かしたまちづくりの認識を高めることが可能となり、ひいては、本市における歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

#### 4 良好な景観形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた施策がある。

#### (1) 千曲市の都市計画との連携

本市では、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、土地の合理的な利用を図るために、行政区域11,979haのうち49.3%にあたる5,900haが都市計画法に基づく「千曲都市計画区域」として定められている。また、都市計画区域内の1,452ha、行政区域の12.1%にあたる面積には、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の土地利用を定める「用途地域」が指定されている。

さらに、用途地域内に位置する稲荷山地区の約 13ha には「千曲市都市計画伝統的 建造物群保存地区」が指定され、文部科学省より「重要伝統的建造物群保存地区」に 選定されている。

本計画の重点区域との関係でみると、全地区が都市計画区域内に位置し、「稲荷山・桑原・八幡地区」と「戸倉上山田温泉地区」の一部は用途地域内に位置している。「稲荷山・桑原・八幡地区」は、千曲都市計画区域の用途地域内にあり、稲荷山と八幡の中心地は商業地域や近隣商業地域の商業系用途地域に指定されており、その周辺を住居系用途地域が指定されている。また、「戸倉上山田温泉地区」は、温泉街一帯が商業地域の用途が指定され、その南北には住居系用途が指定されている。

また、「稲荷山・桑原・八幡地区」には千曲市都市計画伝統的建造物群保存地区が含まれている。千曲市都市計画伝統的建造物群保存地区には、土壁や漆喰壁の蔵づくりの町家や土蔵などの建物が数多く現存し、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例及び保存計画に基づき、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定め、本保存地区の文化向上と活性化が図られている。

このため、本計画では引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

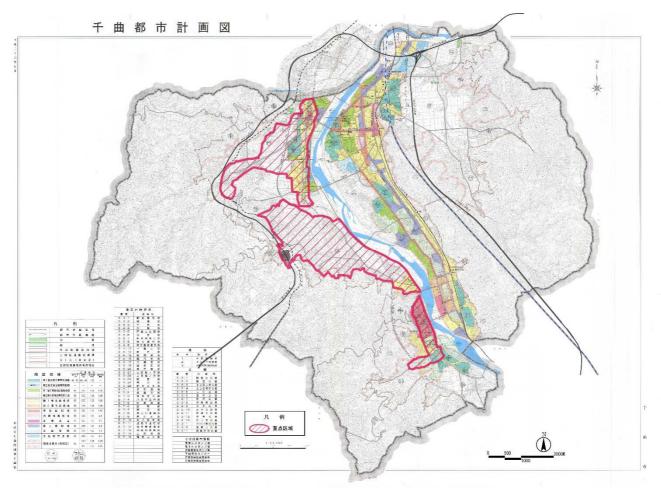


図 4-6 千曲都市計画区域

## (2) 千曲市景観計画との連携

本市の景観は、大地が育む豊かな自然と、そこに住む人びとの生業と生活によって 培われた歴史や文化によって形づくられ、現在に至るまで脈々と伝えられてきた、固 有の資源である。

この景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、景観の保全、育成、創出を推進するための基本的な方針や、施策並びに規制を位置づけるため、平成31年(2019)3月に市域全体を対象とした千曲市景観計画が改定され、地域別の景観については、以下のような境界区分に基づき定められている。

	区分
山里・高原地域	●都市計画区域外の地域
山田州村	●都市計画法に基づき都市計画区域として定められた区域の
田園地域	うち、下記に示す都市地域以外の地域
	●都市計画法に基づき用途地域が定められた地域
都市地域	●都市計画マスタープランにおいて都市ゾーンに位置づけら
	れた地域
	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道、都市
沿道地域	計画道路(計画幅員16m以上)の両側30mの地域
	(沿道地域は、山里・高原、田園、都市地域の該当区分への
	上乗せ制限となります。)

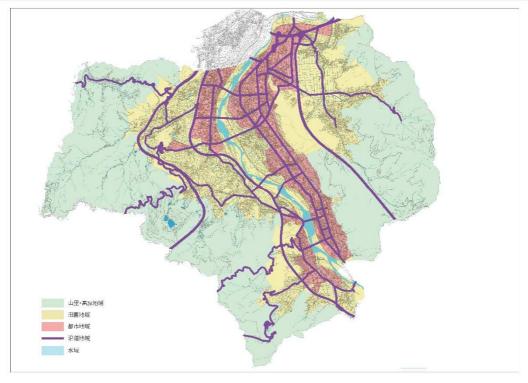


図 4-7 千曲市景観計画 地域区分図

また、景観計画区域全域を対象に、以下の大規模開発行為を届出対象行為として設定されている。

#### 特定届出対象行為

	行為の種類	届出を要する規模
	新築、増築、改築若しくは移転	高さ 13mを超えるもの
建		延床面積 1,000 ㎡を超えるもの
築物	外観を変更することとなる修繕若しく	変更に係る面積が 400 ㎡を超えるもの
170	は模様替又は色彩の変更	
	プラント類、自動車車庫(建築物となら	高さ 13mを超えるもの
工作	ない機械式駐車装置)、貯蔵施設類、処	
物	理施設類※2の建設等	築造面積 1,000 ㎡を超えるもの
建	電気供給施設等**3の建設等	高さ 20mを超えるもの
設等	太陽光発電施設の建設等	太陽光パネルの合計面積が 1,000 ㎡を
等		超えるもの
<b>※</b> 1	上記以外の工作物	高さ 13mを超えるもの

## その他の届出対象行為

行為の種類	届出を要する規模
土地の形質の変更**4	面積 1,000 ㎡**5 を超えるもの
	生じる法面・擁壁の高さ3mまたは長さ20
	mを超えるもの
土石類の採取	面積 1,000 ㎡**5 を超えるもの
	生じる法面・擁壁の高さ 3mまたは長さ 20
	mを超えるもの
屋外における物品の集積	集積の高さ3mまたは面積 1,000 ㎡を超
	えるもの
建築物又は工作物の外観における公衆の	面積 25 ㎡を超えるもの
関心を引くための形態又は色彩その他の	
意匠*6の変更	

- ※1「建築等」: 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又 は色彩の変更。
- ※2「プラント類」: コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。

「貯蔵施設類」: 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「処理施設類」: 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設。

- ※3「電気供給施設等」: 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設。
- ※4「土地の形質の変更」: 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為および景観法施行令第4条 第1項に規定する土地の形質の変更。
- ※5 同一事業者が隣接する地域において同時又は異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上となるもの。
- ※6 当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。

景観計画区域は千曲市全域と位置づけ、そのうち重点地区として千曲市を代表する個性ある地域について、重点的かつ段階的に景観形成を進めるために、良好な眺望景観を有する地区、歴史的・文化的景観を有する地区、自然と調和した景観を有する地区などより6地区に分け、姨捨地区を景観形成重点地区に、また、その他の5地区を候補地として設定している。

地区名	地区の概要	選定基準
景観形成重点地区 姨捨地区(第1号)	棚田の重要文化的景観に選定される	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 森・倉科地区	日本一のあんずの里	(1) 良好な眺望景観を有する地区 (2) 歴史的・文化的景観を有する地区 (3) 自然と調和した景観を有する地区
候補地 桑原・稲荷山・八幡 地区	明治・大正の繁栄の歴史を継承するか つての宿場町であり、北信随一の商都 であった稲荷山の一部が、国の重要伝 統的建造物群保存地区に選定される	(2) 歴史的・文化的景観を有する地区
候補地 戸倉上山田温泉地区	開湯120年を超える歴史を有する千曲 川ほとりの温泉地	
候補地 磯部地区	かつての宿場町としての風情を残す 落ち着いた雰囲気の集落	
候補地 力石地区	養蚕で繁栄し、豪壮な民家が残る集落	

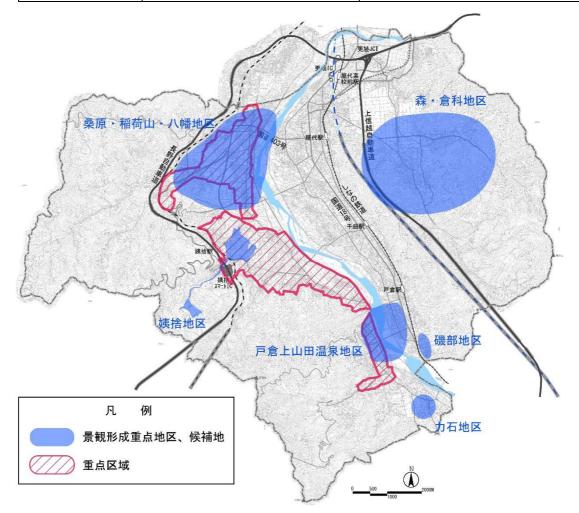


図 4-8 千曲市景観計画 景観形成重点地区とその候補地

#### 第4章 重点区域の位置及び区域

景観形成重点地区第1号として指定してされた姨捨地区の具体的な区域、行為の制限について以下のとおり決定されている。

また、今後、他の候補地においても重点地区の指定について検討していく。

## 届出対象行為

	1	<b>元為の種類</b>	届出を要する規模
建築物	新築、増築、	改築または移転	延床面積10㎡を超えるもの
建築物	外観の変更		変更に係る面積が15㎡を超えるもの
	装飾塔、記念	塔 等	高さ5mまたは表示面積が3mを超えるもの
	擁壁、垣、さ	く、塀等	高さが1.5mまたは長さが5mを超えるもの
		自動車車庫(建築物とならない機 )、貯蔵施設類、処理施設類 <sup>*2</sup>	築造面積が10㎡を超えるもの
工作物の	電気供給施設	等**3	高さが8mを超えるもの
新築等※1	太陽光発電施	設	太陽光パネルの合計面積が20㎡を超えるもの
	貯水槽、その	他	高さが5mまたは築造面積が10meを超えるもの
	自動販売機等		高さが1mを超えるもの
	上記以外の工	作物	高さが5mを超えるもの
仮設の建築	数及び工作物	の新築等 <sup>※1</sup>	全て
建築物また	は工作物の外	観における公衆の関心を引くため	表示面積が3㎡を超えるもの(掲出する物件に
の形態その他の意匠※4の表示または掲出		表示または掲出	ついては、高さが 5 mまたは表示面積が 3 m²を 超えるもの)
土地の形質	〔の変更※5	面積が300㎡ <sup>26</sup> または生ずる法面・	擁壁の高さが1.5mを超えるもの
		農林漁業を営むため以外のもの	
		農地の整備、開墾	面積が1,000㎡ <sup>※7</sup> を超えるもの
		用排水施設	幅員が1mを超えるもの
		農道、林道	幅員が2mを超えるもの
土石類の採取			地形の外観の変更に係る面積が300㎡ <sup>**6</sup> または
			生ずる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの
		高さが3mまたは面積が100㎡を起	望えるもの
<b>積又は貯蔵</b> 農林漁業を営むため以外のもの		農林漁業を営むため以外のもの	
堆積		堆積又は貯蔵の期間が30日を超え	るもの
		農業目的以外の物品の集積	高さが1.5mまたは面積が50㎡を超えるもの
木竹の伐採等			高さ5mまたは伐採面積が300㎡を超えるもの

- ※1「新築等」: 新築、増築、改築又は移転。
- ※2「プラント類」: コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。

「貯蔵施設類」: 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設。

「ごみ焼却場等施設」: 汚物処理場、ごみ焼却場その他の廃棄物処理施設。

※3「電気供給・通信施設等」: 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第9号に規定する「電気事業」の ための施設または電気通信事業法

(昭和59年法律第86号) 第2号第1号に規定する「電気通信」のための施設。

- ※4 当該意匠がある状態が30 日を超えて継続しないものを除く。また、営利を目的としないもの。
- ※5「土地の形質の変更」: 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更。
- ※6 同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が 300 ㎡以 トとなるもの。
- ※7 同一事業者が隣接する地域において同時または異なる時点に行為を行う場合は、その合計面積が 1,000 ㎡ 以上となるもの。

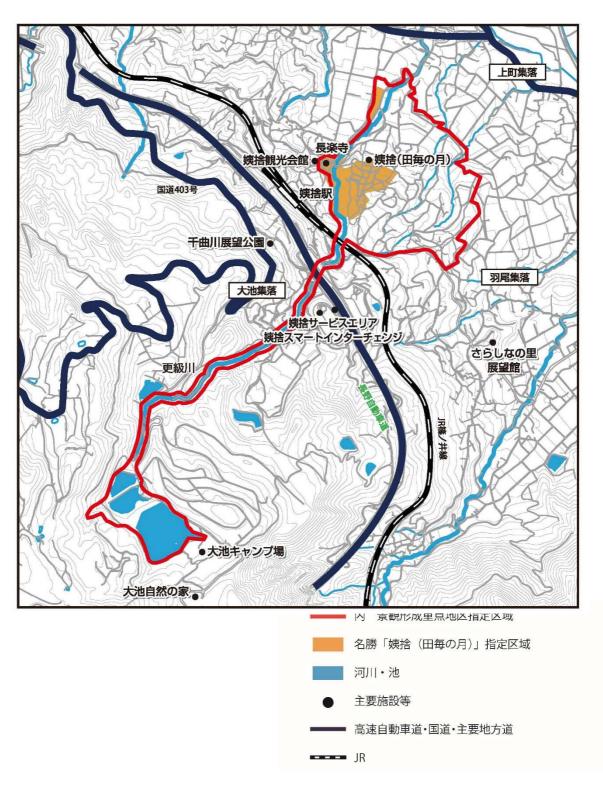


図 4-9 千曲市景観計画 景観形成重点地区(姨捨地区) 位置図

## (3) 屋外広告物法との連携

本市における屋外広告物は、屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)により規制されている。

本市内における指定区域には、基本的に屋外広告物を禁止する「禁止地域」と許可申請により設置が可能な「許可地域」の2つがある。そのうち「禁止地域」には、都市計画法に定められた「住居専用地域」(第1種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層専用地域)と「道路等からの展望地域」(高速自動車国道、一般国道、県・市町村道等及び鉄道から展望できる範囲、一定の地域)がある。

これら指定区域における屋外広告物の表示や設置を規制・指導することにより、風致景観を維持されるものであり、本計画では引き続き屋外広告物法と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

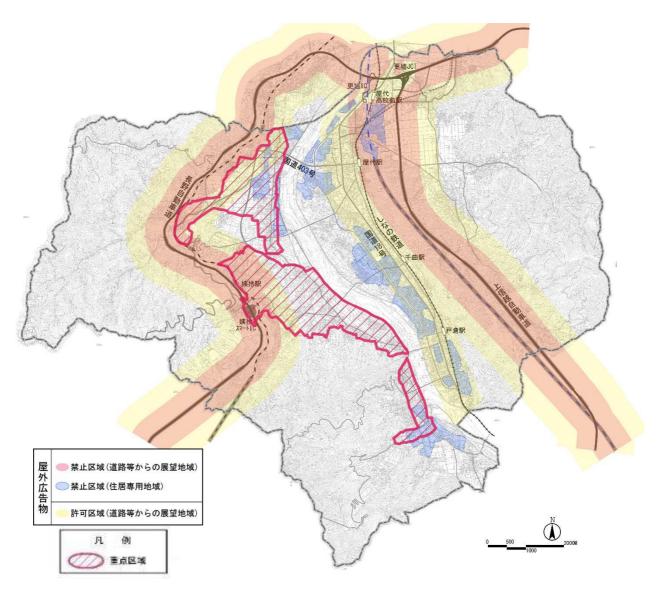


図 4-10 屋外広告物条例 屋外広告物条例指定地域

#### (4) 文化財保護法との連携

重点区域には、重要伝統的建造物保存地区に選定されている"稲荷山伝統的建造物保存地区"があり、187棟の建造物が保存対象となっている。また、名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」が所在し、保護が図られている。

当市では、稲荷山伝統的建造物群保存地区については"千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区保存計画"(平成26年千曲市教育委員会告示3号)を策定し、「先人が築き上げた千曲市稲荷山の商都としての伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、住民の創意と発意を尊重し、住民と行政が誇りと愛着を持って互いに協議しながら保存整備を進め、文化的向上と活性化に資すことを目的とする。」を基本として、保存並びに活用を図るよう取り組んでいる。

一方、名勝「姨捨(田毎の月)」については、"名勝「姨捨(田毎の月)」保存管理計画"(平成25年7月改訂)を、重要文化的景観「姨捨の棚田」については"姨捨棚田の文化的景観保存計画"(平成20年3月)を策定し、ゾーニングと整備水準の基本方針を定め、姨捨の棚田の保存と活用に取り組んでいる。



図 4-11 稲荷山伝統的建造物群保存地区 (13ha)



図 4-12 重要文化的景観「姨捨の棚田」選定区域 (64.3ha) \*うち名勝指定地(6.8ha) 含む

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

#### 1 千曲市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、平成31年(2019)2月現在で国指定等文化財45件、長野県指定文化財18件、千曲市指定文化財86件の合計149件の有形・無形の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法や長野県文化財保護条例、千曲市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、引き続き保護のための措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も市内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財も保存・活用を図ることが重要である。

このため、文化財は指定・未指定に関わらず、本市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、文化財等の調査を行い、価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策等を行う。

また、祭事や伝統芸能・行事等については、その活動の記録を作成するとともに、 今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

#### (2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財の建造物は、経年劣化や災害等の外的要因などによるき損や滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、き損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、文化財の価値を維持することであるため、過去の改変履歴や調査 記録等の活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に、指定文化財の修理は、文化財保護法や長野県・千曲市の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。 未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、 所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市は、多くの有形・無形の文化財を有しており、この保存・活用を図る上では、 文化財の保存・活用や展示を行うための施設や、文化財を総合的に情報発信する拠点 となる施設が必要である。

文化財を保存・活用する施設は長野県立歴史館・森将軍塚古墳館・さらしなの里歴 史資料館があり、現在これらの施設が本市における文化財についての展示施設の役割 を担っている。

今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うものとするが、より多くの人びとに興味・関心を持ってもらうため文化財の情報を広く情報発信し、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

また、重要伝統的建造物群保存地区の稲荷山地区などを訪れた観光客等の便益施設である駐車場やトイレ等の整備をすることにより、文化財の活用を推進する。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値に強い影響力を与えることから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の価値を高めることが重要である。そのため、都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

このため、引き続き都市計画法や景観法に基づいてその保全に努める。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却をするとともに、整備を行う際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。

予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。

防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取組み、文化財防火デーには、各地の消防団や各種自主防災組織と連携して文化財施設での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、 被災履歴を記録する体制を整える。

#### (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財は、これまで活用が効果的に行われていなかった状況もあり、本市内外の人びとの文化財に対する認識を高めるために、より多くの人びとに文化財の存在や理解を促す機会を提供する、普及・啓発の取組みが重要である。

市内外の人びとを対象として実施する普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、イベントの開催等により、広く普及・啓発を図る。

市民への主な普及・啓発は、広報誌やイベントの開催等により日頃からの認識向上とともに、地域に根差した伝統芸能や行事の将来の担い手である子どもたちに対しても、これら伝統芸能や行事への愛着をはぐくむための取り組みを推進する。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が540遺跡確認されており、重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、長野県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保護を図る。

#### (8) 文化財の保存・活用に係る千曲市教育委員会の体制に関する方針

文化財の保存活用については、千曲市教育委員会の歴史文化財センターが主な役割を担っている。歴史文化財センターでは、文化財の保存活用に関する業務全般と文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、森将軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館などの管理運営を行っている。

また、稲荷山重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の実施、重要文化的景観「姨捨の棚田」選定地内や、名勝「姨捨(田毎の月)」指定地内での道水路の整備事業の実施、史跡「埴科古墳群 森将軍塚古墳」や、長野県史跡「武水別神社神主松田家館跡」の修理事業の実施、重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」や記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を受けている「武水別神社の頭人行事」などの無形民俗文化財の記録作成事業を実施している。

教育委員会の諮問機関としては、千曲市文化財保護条例に基づき、千曲市文化財保 護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び 活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。 審議会は7名で構成されており、各専門分野は、歴史4名、建造物1名、美術工芸1名、民俗1名である。

また、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置されている。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項について市長及び教育委員会に答申する。

審議会は11名で構成されており、建築史・都市計画等の専門委員3名、建造物所有者2名、教育委員会が必要と認める者(地元関係団体)6名である。

なお、名勝「姨捨(田毎の月)」保存整備事業・松田家資料保存整備事業の実施に あたっては、それぞれに整備委員会を設けてその指導・助言を得て事業を行っている。 整備委員会は、専門家による専門委員と、地元関係者による地元委員、文化庁・長野 県教育委員会等の関係機関で構成している。

庁内の体制は、事務職及び学芸員をそれぞれ複数名配置している。

# (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市をはじめとする行政機関だけで 取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連 携することは必要不可欠である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、千曲市棚田保全推進会議をはじめ多くの団体があり、地域の歴史や文化財の調査・発信を行っている団体や、無形民俗文化財の保護活動を行っている団体などが存在する。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。

表 5-1 千曲市の文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名 称	主な活動エリア	活動概要
更埴郷土を知る会	市内全域	会誌「ちょうま」を発行、郷土史研
		究活動
戸倉史談会	市内全域	会誌「とぐら」を発行、郷土史研究
		活動
稲荷山自衛団	稲荷山地区	防火パトロール、消防器具点検など
稲荷山勇獅子保存会	稲荷山地区	祇園祭に勇獅子を披露
稲荷山神輿会	稲荷山地区	祇園祭の神輿を担ぐ活動など
NPO 法人稲荷山蔵の会	稲荷山地区	空き店舗を修理し、おやき・いなり
		ずし等の販売、地域振興活動
中原郷土芸能保存会	中原地区	中原の獅子舞神楽の継承、祭礼での
		奉納披露
武水別神社氏子会	八幡・更級	武水別神社の大頭祭の継承
	• 五加地区	
八幡まちづくり	八幡地区	武水別神社の節分祭、菊花展、朝市
実行委員会		などの活動
千曲市棚田保全	姨捨の棚田	姨捨の棚田での耕作支援、関係保全
推進会議		団体との調整など
大池区	八幡大池地区	大池の百八灯の継承
さらしなの里友の会	更級地区	友の会だよりの発行、縄文祭りの開
		催、文化財の清掃活動など
戸倉上山田温泉	戸倉上山田温泉	夏祭りの継承及び開催
夏祭実行委員会	地区	
上山田神楽保存会	上山田地区	獅子舞神楽の継承、祭礼等での奉納
		披露
水上布奈山神社氏子会	戸倉地区	水上布奈山神社の御柱祭の継承
須須岐水神社氏子会	屋代地区	須須岐水神社の祭礼の継承
雨宮坐日吉神社	雨宮地区	御神事踊りの継承
御神事踊り保存会		
NPO 法人	森地区	あんずの里スケッチパーク内のあ
あんずの里振興会		んずの管理ほか
森将軍塚古墳友の会	森将軍塚古墳	古墳の草取り、ボランティアガイド

#### 2 重点区域に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が23件、県指定文化財が5件、市指定文化財が15件の合計43件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、これまで文化財保護法や長野県・千曲市文化財保護条例の他、関連法令に基づき保護のための措置が講じられてきた。

指定文化財について、各文化財の保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、八幡地区などに立地する伝統的家屋等の損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、市指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。

また、個人所蔵の古文書も損傷や廃棄の恐れがあることから、後世に保存し活用を図るために目録作成等の所在確認調査を行い、デジタルデータ化を行う。

本市における文化財保護のマスタープランとするために、文化財の総合的な把握と、 保護策をまとめた歴史文化基本構想を策定する。

## (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財には、稲荷山の伝統的建造物や八幡の 松田家住宅などがあり、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年 劣化による建造物の屋根等のき損が進行しており、倒壊などによる滅失の恐れにつな がることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や長野県・千曲市文化財保護条例・千曲市伝統的建造物群保存条例に基づき修理を行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援する。

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、重点区域内にはさらしなの里歴史資料館があるものの、稲荷山や八幡など情報発信を行う施設はない。

また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の未設置や案内標識の未整備など、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況である。

そのため、歴史的風致に係る稲荷山の重要伝統的建造物群保存地区の情報を発信するための拠点整備や、松田家住宅の早期開館、空き建物等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。あわせて、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「稲荷山・桑原・八幡地区」の重要伝統的建造物群保存地区内や「戸倉上山田温泉地区」には、アスファルトの道路や電線、開渠の水路がコンクリート側溝となっているなど歴史的環境にそぐわない景観が存在している。このため、小路・道路の石畳による整備や電線類地中化、石垣での水路整備・補修など、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域の「更級・姨捨地区」では、姨捨の棚田での耕作の担い手不足が大きな課題となっていることから、耕作の継続できるシステムの構築や、更級川沿いの河畔林の景観支障木の整備を実施する。

また、周遊路として千曲市全体の一体感を創出させるため、誘導サインや施設説明板のデザインの統一を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

#### (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する稲荷山伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の多くが 木造であり、家屋ごとの間隔も狭いことから、地震による倒壊や火災による延焼によ り、周囲の家屋を巻き込み、多くの歴史的町並みを失ってしまう可能性がある。

そのため、防災施設の整備や自主防災組織の活動支援を行っていくものとする。

また、所有者等と協議を行い耐震補強などにも取り組んでいくものとする。

さらに、町並みに配慮した防犯灯の整備などにより、防犯対策や美術工芸品等の有形文化財が恣難にあわないよう所有者への意識啓発に努めていくものとする。

## (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的 風致を維持向上させる上でも重要である。

そのため、訪れる人びとの周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、市内外の人びとへの普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である若者や児童・生徒に対し、千曲市の歴史や文化財に愛着をはぐくむための取組みを推進する。

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に約 120 箇所存在 しており、本市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求めら れる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、 その義務を徹底することにより保存を図る。

また、稲荷山地区の稲荷山城跡や、八幡地区の更級郡衙の所在が推定されている八幡遺跡群においては、計画的な範囲確認調査を行い、その保護のうえ活用を図る。

# (8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、千曲市棚田保全推進会議はじめ、各地域の自治会や氏子等が存在しており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、自主的なまちづくりに係る団体やひいては本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成を図る。

表 5-2 重点区域に関わる文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

	1 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
名 称	主な活動エリア	活動概要		
(1) 稲荷山・桑原・八幡地区				
稲荷山自衛団	稲荷山地区	防火パトロール、消防器具点検な		
		ど		
稲荷山勇獅子保存会	稲荷山地区	祇園祭に勇獅子を披露		
稲荷山神輿会	稲荷山地区	祇園祭の神輿を担ぐ活動など		
NPO 法人稲荷山蔵の会	稲荷山地区	空き店舗を修理し、おやき・いな		
		りずし等の販売、地域振興活動		
中原郷土芸能保存会	中原地区	中原の獅子舞神楽の継承、祭礼で		
		の奉納披露		
武水別神社氏子会	八幡・更級・五加	武水別神社の大頭祭の継承		
	地区			
八幡まちづくり	八幡地区	武水別神社の節分祭、菊花展、朝		
実行委員会		市などの活動		
(2) 更級・姨捨地区				
千曲市棚田保全推進会議	姨捨の棚田	姨捨の棚田での耕作支援、関係保		
		全団体との調整など		
大池区	八幡大池地区	大池の百八灯の継承		
さらしなの里友の会	更級地区	友の会だよりの発行、縄文祭りの		
		開催、文化財の清掃活動など		
(3) 戸倉上山田温泉地区				
戸倉上山田温泉	戸倉上山田温泉地	夏祭りの継承及び開催		
夏祭実行委員会	区			
上山田神楽保存会	上山田地区	獅子舞神楽の継承、祭礼等での奉		
		納披露		

## 第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

## 1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をした上で整備をとともに、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討していくものとする。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記、歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間 内に実施する事業は以下のとおりである。

また、以前に歴史的地区環境整備事業(身近なまちづくり支援街路事業)により整備した道路などにおいても老朽化等が懸念され、今後、早期発見に努めるとともに適切な補修事業を行っていくものとする。

さらに、重点区域内を通過する交通量の減少に向けた周辺における道路整備などに も、今後、取り組んでいくものとする。

## (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

- 1. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
- 2. 八幡地区町並み整備事業
- 3. 桑原·中原地区歷史的建造物等整備事業
- 4. 智識寺大御堂整備事業

## (2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

- 5. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業
- 6. 更級·姨捨地区 環境整備事業
- 7. 戸倉上山田温泉地区 環境整備事業
- 8. 千曲市循環バス施設整備事業
- 9. 水源涵養里山整備事業

## (3) 歴史と伝統を反映した人びとの活動を支える事業

10. 姨捨の棚田耕作支援施設整備事業

### (4) 歴史的風致の意識向上と情報発信に関する事業

- 11. さらしなの里整備事業
- 12. 歴史資源調査活用事業

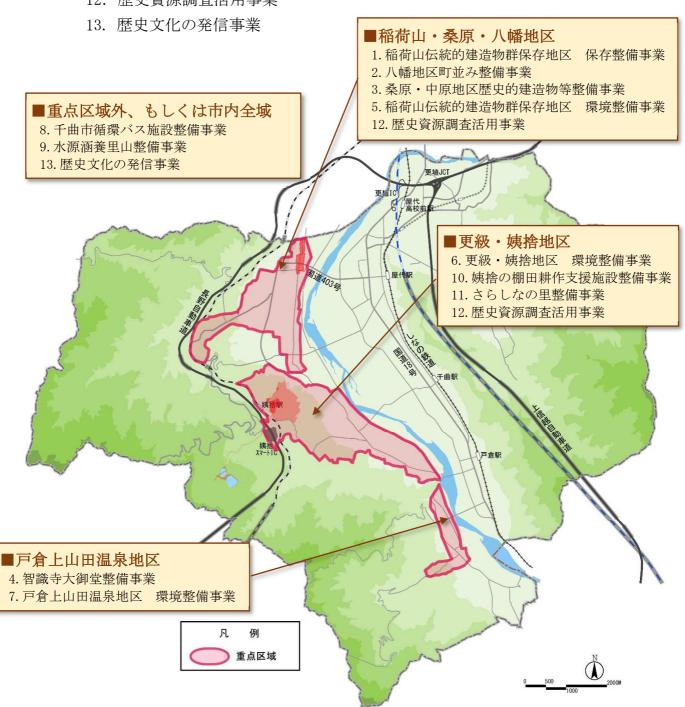


図 6-1 事業総括図

# 2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

## (1) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

# 1. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業

1. 他何以亿	\$************************************
重点区域名称	稲荷山・桑原・八幡地区
事業番号	1
事業名	稲荷山伝統的建造物群保存地区 保存整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	平成27年度~令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 文化財保護事業補助金
事業個所	万. 例 更由起来
事業概要	稲荷山伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物等の保存・活用を図るため、建造物等の買上や修理、修景などを行い、歴史的な町並みの整備を図る。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	歴史的建造物の修理や修景を行うことによって、良好な町並み景観が保全され、稲荷山伝統的建造物群保存地区の魅力の向上が図られることで歴史的 風致の維持及び向上に寄与する。

## 2. 八幡地区町並み整備事業

2. 八幡地区	は
重点区域名称	稲荷山・桑原・八幡地区
事業番号	2
事業名	八幡地区町並み整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	平成29年度~令和7年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 市単独事業
事業個所	/1 en
事業概要	松田家及び神宮寺、大頭祭沿道八幡地区 の町並み整備を行う。 また、松田家資料保存整備事業を早期に 完成させ、松田家住宅の公開を図る。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	伝統的祭事である大頭祭の拠点及びその沿道の整備を行うことによって、 良好な町並み景観が保全され、それにより大頭祭の魅力が向上することで祭 りの伝承に寄与し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

# 3. 桑原•中原地区歴史的建造物等整備事業

3. 発原・4	·
重点区域名称	稲荷山・桑原・八幡地区
事業番号	3
事業名	桑原・中原地区歴史的建造物等整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	令和6年度~令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A A M A
事業概要	登録有形文化財の酒造関係建造物の酒蔵など老朽化した建物の整備を行うとともに、広く公開のうえ、稲荷山と姨捨の棚田を結ぶ観光拠点の一つとして活用する。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	登録有形文化財に登録されている酒造関係建造物等の整備を行うことによって、歴史的建造物が保全され歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

# 4. 智識寺大御堂整備事業

	▗ኵᆂ┲배ヂ <del>ҡ</del> ▎
重点区域名称	戸倉上山田温泉地区
事業番号	4
事業名	智識寺大御堂整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	平成 28 年度~平成 29 年度
支援事業名	国宝重要文化財保存整備事業補助金
事業個所	A. M.
事業概要	重要文化財「智識寺大御堂」の茅葺屋根等の修理を行う。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	重要文化財「智識寺大御堂」の茅葺屋根等の修理を行うことによって、歴史 的建造物が保全され歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

# (2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境の景観保全に関する事業

## 5. 稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業

重点区域名称	稲荷山・桑原・八幡地区			
事業番号	5			
事業名	稲荷山伝統的建造物群保存地区 環境整備事業			
事業主体	千曲市			
事業期間	平成27年度~令和7年度			
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 市単独事業			
事業個所	A MY			
事業概要	街路整備や防災、拠点施設整備、町家活用など、千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区の環境整備を行う。			
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	稲荷山伝統的建造物群保存地区の環境を整備することによって、町並みの連続性や景観の一体性が確保され、歩いて楽しく、見て美しい空間が生み出されることにより、一体的な歴史的町並みが形成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。			

# 6. 更級・姨捨地区 環境整備事業

0. 史秘"频	(行地区 現現雀哺争未 
重点区域名称	更級・姨捨地区
事業番号	6
事業名	更級・姨捨地区 環境整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	平成28年度~令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業補助金 文化財保護事業補助金 長野県の「地域発元気づくり支援金」
事業個所	P. OF
事業概要	名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」及び周辺の道路、農道、 水路などの環境整備を行う。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	名勝「姨捨(田毎の月)」・重要文化的景観「姨捨の棚田」及び周辺の環境整備によって、棚田の保全や耕作しやすい環境を確保し、耕作者や後継者の負担軽減を図るとともに、姨捨の棚田に関する認知度向上のため、見学者の利便性向上を図ることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

# 7. 戸倉上山田温泉地区 環境整備事業

	出温永地区   環境登備事業
重点区域名称	戸倉上山田温泉地区
事業番号	7
事業名	戸倉上山田温泉地区 環境整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	令和5年度~令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	月 例 東京区域
事業概要	千曲川河畔の情緒あふれる温泉地として の景観に配慮した電線地中化、歩道整備な ど環境整備を行う。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	温泉街特有の景観に配慮した環境整備によって、町並み景観のさらなる改善が図られ、温泉街の魅力が向上することから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

# 8. 千曲市循環バス施設整備事業

8. 十四巾作	境ハ人他設発偏争表
重点区域名称	
事業番号	8
事業名	千曲市循環バス施設整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	令和4年度~令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	P. M.
事業概要	色彩や形状など歴史的町並み景観に配慮した市循環バス施設の整備を行う。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	市循環バス施設の色彩や形状などを歴史的町並みに配慮して整備することによって、歴史的風致の魅力を向上させ、歴史的風致景観並びに住民意識の向上につながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## 9. 水源涵養里山整備事業

9. 水源涵	爱里山 <b>登</b> 偏争耒 ·				
重点区域名称					
事業番号	9				
事業名	水源涵養里山整備事業				
事業主体	千曲市				
事業期間	平成 28 年度~令和 7 年度				
支援事業名	市単独事業				
事業個所	月 別 重意図域				
事業概要	姨捨の棚田の水源である三峰山や冠着山 等の森林整備及び、安全に登れる登山道や 遊歩道の整備を行う。				
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	歴史的風致を取り巻く環境整備を図り、市民が活用できるよう整備することによって、歴史的風致への理解を深めることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。				

# (3) 歴史と伝統を反映した人びとの活動を支える事業

# 10. 姨捨の棚田耕作支援施設整備事業

重点区域名称	更級・姨捨地区		
事業番号	10		
事業名	姨捨の棚田耕作支援施設整備事業		
事業主体	千曲市		
事業期間	平成29年度~令和3年度		
支援事業名	市単独事業		
事業個所	A. O. D.		
事業概要	地形上、耕作者が農機具を置く場所がないため、支援施設(小屋等)の整備を行い、耕作しやすい環境の整備を行うことにより、活動の継続を図る。また、都市と農村の交流を目的とする棚田貸します制度の参加者など棚田への来訪者のための駐車場を整備することにより、農道への駐車を減らし、耕作者にとって耕作しやすい環境の整備を行う。		
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	耕作者のための耕作支援施設の整備や棚田への来訪者のための駐車場を整備することにより、耕作者にとって耕作しやすい環境を整備し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		

# (4) 歴史的風致の意識向上と情報発信に関する事業

## 11. さらしなの里整備事業

11. 656	が、少生・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・
重点区域名称	更級・姨捨地区
事業番号	11
事業名	さらしなの里整備事業
事業主体	千曲市
事業期間	令和3年度~令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	A M
事業概要	さらしなの里歴史資料館は、姨捨の歴史がわかる資料館として情報発信の拠点となることから、さらしなの里古代体験パークや資料館の改修、体験施設整備並びに、 更級地区の歴史的遺産や景観を活かした歴史散策路等の整備を行う。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	姨捨から更級までの歴史を一体的に発信する拠点施設として整備することにより、地区の歴史を身近に感じ歴史的風致に関する理解を深めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## 12. 歴史資源調査活用事業

12. 歴史質	<b>源</b> 調 <b>食</b> 活用争耒			
重点区域名称	稲荷山・桑原・八幡地区、更級・姨捨地区			
事業番号	12			
事業名	歴史資源調査活用事業			
事業主体	千曲市			
事業期間	平成29年度~令和7年度			
支援事業名	市単独事業			
事業個所	凡 例 重点逐渐			
事業概要	稲荷山の町並み形成の契機となった稲荷山城跡、更級郡衙範囲など歴史的資源の調査を行い、実態解明を図る。その成果に基づき、その保存並びに活用を図る。			
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	歴史的資源の実態を調査することによって、貴重な文化財の保存活用が図られ、併せて情報発信を行うことにより歴史的風致への認識が深まることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。			

## 13. 歴史文化の発信事業

重点区域名称	
事業番号	13
事業名	歴史文化の発信事業
事業主体	千曲市
事業期間	平成29年度~令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業個所	市内全域
事業概要	文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、歴史的風致を中心とした千曲市の歴史文化に関する冊子を作成し、郷土学習資料として活用してもらうほか、観光客に対してパンフレットを作成し配布することで、より一層の誘客増、魅力発信を図る。
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	歴史的資源の情報発信を行うことによって、郷土の歴史的風致の理解や意識高揚を図ることにより、地域への郷土愛を醸成し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

## 第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

#### 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護 法及び長野県や千曲市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図って きた。しかし、本市には指定文化財以外にも歴史的建造物は多く存在しており、これ らの建造物においても適切な保護が求められている。

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定を行っていくものとする。

これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持向上及び向上を図る上で重要であるものを基本とし、当該建造物の所有者との協議の上、同意を得られた物件を前提に、下記の基準に該当する建造物を指定・保全を図るものとする。

なお、重点区域内においては、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要 に応じ随時、指定していくものとする。

#### 表 7-1 歴史的風致形成建造物の指定基準

- ア 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化 財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
- イ 景観法(平成 16 年法律第 110 条)第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
- ウ 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、 同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- エ 千曲市文化財保護条例(平成 15 年千曲市条例第 124 号)第4条第1項に基づ く千曲市指定有形文化財、同条例第 31 条第1項に基づく千曲市指定史跡名勝 天然記念物
- オ その他、千曲市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が 必要と認めたもの

#### 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針

#### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、長野県や千曲市の文化財保護条例に基づき 指定されている建造物については、当該条例に基づき適正に維持・管理を行い、それ 以外は、建造物の特性や価値に基づき適正に維持・管理を行うこととする。

適正な維持・管理は、所有者等による維持・管理を基本とし、歴史まちづくり法第 15 条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長 への届出及び勧告等を活用し、適正な維持・管理を図る。また、維持・管理を行う上 で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行った上で、往時の姿 に修復・復原することを基本とする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図るものとする。公開にあたっては、外部から望見できるよう措置を講じるだけでなく、可能な限り内部の公開に努めることとし、公開する場合は、所有者の生活に支障を与えないよう配慮するとともに十分な協議の上、実施することとする。

#### (2) 個別の事項

県宝(建造物)及び市指定有形文化財(建造物)は、建造物の外部及び内部とも現 状保存を基本とし、これら建造物を維持管理もしくは公開活用のために保存修理する 場合には、歴史資料や古写真等の調査に基づく修復・復原を基本とする。

また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値の担保に支障を与えない範囲で実施するものとする。

特に、民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に 努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などにより必要な技術的指導助言を 踏まえて実施する。

登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本し、内部の維持・保存にも努めるものとする。

また、千曲市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本し、内部の維持・保存にも努めるものとする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

#### (3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

#### 表 7-2 届出が不要な行為

- ア 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化 財で、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- イ 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 132 条第1項に基づく登録記念物 (名勝地関係)で、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 133 条に基づく 現状変更の届出を行った場合
- ウ 景観法(平成 16 年法律第 110 条)第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、 同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- エ 文化財保護条例 (昭和50年長野県条例第44号) 第4条第1項に基づく県宝で 同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条 例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- オ 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第30条第1項に基づく県指 定史跡名勝天然記念物で、同条例第34条及び第13条第1項に基づく現状変更 等の許可申請を行った場合、及び同条例第34条及び第14条第1項に基づく復 旧の届出を行った場合
- カ 千曲市文化財保護条例(平成15年千曲市条例第124号)第4条第1項に基づ く千曲市指定有形文化財で同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申 請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- キ 千曲市文化財保護条例 (平成 15 年千曲市条例第 124 号) 第 36 条第 1 項に基づ く千曲市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第 36 条及び第 14 条第 1 項に基づ く現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第 36 条及び第 15 条第 1 項 に基づく復旧の届出を行った場合
- ク 千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年千曲市条例第28号)第3 条第2項第1号に基づく、伝統的建造物群保存地区を構成している建造物等 で、同条例第4条第1項に基づく行為の届出を行った場合

## (4) 歴史的風致形成建造物一覧

当該重点区域において、指定済み、並びに候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名称 (区分:建築時) 【所在地】	写真	建築年構造	所有者	その他
1	長野銘醸酒蔵 (酒造所) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	登録有形 文化財
2	長野銘醸長屋門 (酒造所) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	登録有形 文化財
3	長野銘醸事務所 (酒造所) 【八幡】		大正 木造2階建	個人	登録有形文化財
4	松田家斎館 (神主家) 【八幡】		江戸 木造2階建	個人	市指定 文化財 【指定日】 平成 29 年 3 月 31 日
5	武水別神社本殿 (神社) 【八幡】		江戸 木造 三間社流造	神社	
6	武水別神社拝殿 (神社) 【八幡】		江戸 木造 入母屋造	神社	
7	武水別神社御新宮 (神社) 【八幡】		江戸 木造 切妻造	神社	

No.	名称 (区分:建築時) 【所在地】	写真	建築年構造	所有者	その他
8	武水別神社額殿 (神社) 【八幡】		明治 木造 入母屋造	神社	
9	八幡神宮寺建物 (元寺院) 【八幡】		江戸 木造	個人	武水別神社 の神宮寺
10	松屋旅館 (旅館) 【八幡】		明治 木造2階建	個人	
11	斎森神社 (神社) 【八幡】		江戸 木造	神社	
12	J R 姨捨駅舎 (駅舎) 【八幡】		昭和9年 木造	JR 東日本	
13	明徳寺観音堂 (寺院) 【羽尾】		江戸 木造	寺院	
14	佐良志奈神社本殿 (神社) 【若宮】		江戸 木造	神社	

# 資 料 編

一 国・県・市指定等文化財一覧 ー(令和2年(2020) 2月1日現在)

# ■国指定等文化財

種別		名 称	所在地	指定年月日
	智識寺大御堂	<u></u> 堂	上山田字釜屋 1197	明治 40.8.28
	水上布奈山社	申社本殿	戸倉 1990	昭和 63.5.11
<b>季</b> 中	木造愛染明王坐像		稲荷山 2239	明治 39. 4. 14
	木造十一面観音立像		上山田字釜屋 1197	昭和 12.8.25
重要文化財	鳥羽院庁下文		屋代 260-6	平成 10.6.30
	長野県吉田川西遺跡土壙出土品		屋代 260-6	平成 2.6.29
	長野県日向林 B 遺跡出土品		屋代 260-6	平成 23. 6. 27
重要無形民俗文化財	雨宮の神事		雨宮	昭和 56. 1. 21
	M 1 42 11 4 2	森将軍塚古墳	森字大穴山ほか	昭和 46.3.16
		有明山将軍塚古墳		平成 19. 2. 6
史 跡	埴科古墳群	倉科将軍塚古墳	倉科字北山ほか	平成 19.2.6
			土口字北山ほか	平成 19. 2. 6
名 勝	姨捨(田毎の	土口将軍塚古墳	<u> </u>	平成 19. 2. 6
名 勝 特別天然記念物	焼拾(田母) カモシカ	<u>'ソカナ</u>	千曲市内	昭和 30. 2. 15
重要文化的景観	姨捨の棚田		八幡	平成 22. 2. 22
重要伝統的建造物群保存		山伝統的建造物群	稲荷山	平成 26. 12. 10
地区 地区	保存地区	山伝机的建垣物群	1/1日1円   二	平成 20. 12. 10
	笹屋ホテルを	別荘	上山田温泉 1-1-1	平成 15.1.31
	坂井銘醸	主屋	戸倉 1855-1	平成 15.1.31
	坂井銘醸	文庫蔵	戸倉 1855-1	平成 15.1.31
		宝暦蔵	戸倉 1855-1	平成 15.1.31
		<b>寛政蔵</b>	戸倉 1855-1	平成 15. 1. 31
		<b>慶</b> 応蔵	戸倉 1855-1	平成 15.1.31
		明治蔵	戸倉 1855-1	平成 15.1.31
	坂井銘醸 大正蔵		戸倉 1855-1	平成 15. 1. 31
		<b>沼和蔵</b>	戸倉 1855-1	平成 15. 1. 31
		事務所	八幡字中原 272-5 他	平成 26. 12. 19
		西蔵	八幡字中原 272-5	平成 26. 12. 19
		<u> </u>	八幡字中原 272-5	平成 26. 12. 19
		有蔵 14.4%	八幡字中原 272-1 他	平成 26. 12. 19
	長野銘醸 米蔵 長野銘醸 粕蔵		八幡字中原 272-5 他	平成 26. 12. 19
₹ 43 <del>1</del> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			八幡字中原 272-1 他	平成 26. 12. 19
登録有形文化財	長野銘醸 東納屋		八幡字中原 274 他	平成 26. 12. 19
		西納屋 東山麓	八幡字中原 272-1 他	平成 26. 12. 19
		東土蔵	八幡字中原 272-1	平成 26. 12. 19 平成 26. 12. 19
		西土蔵 文庫蔵	八幡字中原 272-1   八幡字中原 272-1	平成 26. 12. 19
			八幡字中原 272-1	平成 26. 12. 19
		長屋門 <sup>委</sup>	桑原字小坂東	平成 18. 10. 18
	龍洞院架道橋		稲荷山字元町	平成 18. 10. 18
	寿高原食品四階倉庫		戸倉字大明神 1465-1	平成 29. 6. 28
	瀧澤家住宅主屋		磯部字石原 122	平成 29. 6. 28
	瀧澤家住宅土蔵		磯部字石原 122	平成 29. 6. 28
	瀧澤家住宅長屋門		磯部字石原 122	平成 29. 6. 28
	在沢川石堰提(第1号)		桑原字佐野山	平成 21. 1. 8
	在沢川石堰提(第2号)		桑原字宝殿	平成 21. 1. 8
	在沢川石堰提(第3号)		桑原字宝殿	平成 21. 1. 8
	荏沢川石堰提(第7号)		桑原字宝殿	平成 21. 1. 8
記録選択*	武水別神社の頭人行事		八幡	昭和 61.12.17

<sup>\*</sup>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

## ■県指定等文化財

二八日之廿八日初			
種別	名称	所在地	指定年月日
	武水別神社摂社高良社本殿	八幡 3012-2	昭和 50.7.21
	木造千手観音坐像	森 2650-1	昭和 37.7.12
	木造十一面観音菩薩立像	森 2650-1	平成 5.2.18
	木造聖観音菩薩立像	森 2650-1	平成 5.2.18
	木造聖観音坐像	内川 264	昭和 50.7.21
	木造千手観音立像	戸倉 2049-1	昭和 52.3.31
	銅製釣燈篭	八幡 3012-2	昭和 45.4.13
県 宝	大文字の旗	屋代 260-6	平成 9.8.14
	細形銅剣	若宮字村東 2-5	昭和 49.11.14
	動物装飾付釣手土器	屋代 260-6	平成 11.3.18
	屋代遺跡群出土木簡	屋代 260-6	平成 16.3.29
	下茂内遺跡出土品	屋代 260-6	平成 18.4.20
	社宮司遺跡出土木造六角宝幢	屋代 260-6	平成 23. 3. 28
	長野県行政文書	屋代 260-6	平成 19.5.1
	清水家文書	屋代 260-6	平成 20.4.21
史跡	村上氏城館跡	磯部字城下 1734	昭和 49.1.17
义 哟	武水別神社松田家館跡	八幡字森下 3033-1 ほか	平成 18.4.20
天然記念物	武水別神社社叢	八幡 3012-2	昭和 40.2.25

# ■市指定等文化財

種別	名称	所在地	指定年月日
	屋代小学校旧本館	屋代 2111	昭和 48.3.15
	波閇科神社本殿	上山田字城山 3503-7	昭和 62.1.27
	智識寺仁王門	上山田 1197-2	昭和 62.1.27
	武水別神社神官 松田邸	八幡 3,033-1 ほか	平成 15. 2. 28
	力石さん	力石字西沖 301	昭和 62.1.27
	新山宿の石神様	新山 666-2	昭和 62.1.27
	飯盛女の献燈	戸倉 1990	昭和 63.3.28
	宝篋印塔	若宮 2	昭和 63.3.28
	木造観音二十八部衆	森 2650-1	昭和 48.3.15
	伎楽面	八幡 3012-2	昭和 53.3.24
	獅子面	八幡 3012-2	昭和 53.3.24
	石造子安地蔵菩薩立像	上山田 2698-1 の先	昭和 62.1.27
	木造地蔵菩薩立像	上山田 1197-2	昭和 62.1.27
	木造聖観音菩薩立像	上山田 1197-2	昭和 62.1.27
	木造金剛力士立像	上山田 1197-2	昭和 62.1.27
	木造釈迦如来坐像	上山田 1197-2	昭和 62.1.27
	木造阿弥陀如来坐像	上山田	昭和 62.1.27
	木造阿弥陀如来立像	新山	昭和 62.1.27
	鉄像吉祥天立像	上山田 2443	昭和 62.1.27
	木造虚空像菩薩坐像	力石 707	昭和 62.1.27
	木造薬師如来坐像	戸倉 486	昭和 63.3.28
	木造不動明王立像	森字大峯 2650-1	平成 4.12.24
+ TX + 1. FH	木造毘沙門天立像	森字大峯 2650-1	平成 4.12.24
有形文化財	金銅製六角釣燈篭	八幡字社地 3012-2	昭和 48.3.15
	千石舟模型	新山 1290-1	昭和 62.1.27
	庄内神社古文書	新山 137-1	昭和 62.1.27
	市川家古文書	新山	昭和 62.1.27
	宮下家古文書	新山	昭和 62.1.27
	古畑家古文書	新山	昭和 62.1.27
	宮本家古文書	上山田	昭和 62.1.27
	滝沢家古文書	新山	昭和 62.1.27
	旧上山田町所蔵古文書	桜堂 268-1	昭和 62.1.27
	旧上山田町所有古文書	桜堂 268-1	昭和 62.1.27
	五輪堂遺跡第2号火葬墓出土遺物	桜堂 268-1	昭和 61.1.27
	御屋敷土器一括	桜堂 268-1	昭和 62.1.27
	陣鐘及び湯釜	上山田	昭和 62.1.27
	禾天目茶碗	上山田温泉	昭和 62.1.27
	古常滑大甕	上山田 3509-1	昭和 62.1.27
	経筒	羽尾 247-1	昭和 63.3.28
	人面付小形深鉢土器	羽尾 247-1	平成 10.3.26
	佛光円明禅師袈裟及び念珠	森 1564	昭和 57. 3. 10
	佐久間象山墨跡及び書簡	桜堂 268-1	昭和 61.1.27
	上山田温泉第1号湯標石	上山田温泉 4-1-8	昭和 62.1.27
	佐久間象山書五反幟	桜堂 268-1	昭和 62.1.27
	「屋代家文書」ほか一括	桜堂 268-1	平成 19.3.30
	屋代遺跡群水田遺構出土祭祀遺物群	桜堂 268-1	平成 29. 3. 30
無形文化財	上山田大々御神楽	上山田	昭和 62.1.27
	水上布奈山神社の御柱祭	戸倉	平成 12.11.30
無形民俗文化財	稲荷山祇園祭	稲荷山	平成 24.6.6
W/// FAIR > IRV1	大池の百八灯	八幡字大池	平成 27. 4. 1

種別	名称	所在地	指定年月日
史跡(城館跡)	屋代城跡	屋代字一重山ほか	昭和 48.10.24
	荒砥城跡群	上山田 3509- <u>1</u> ほか	昭和 62.1.27
	入山城跡	新山 1420 ほか	昭和 62.1.27
	小坂城跡	桑原字城ほか	平成 27.4.1
	塚穴古墳	稲荷山字篠山 2433	昭和 50.12.20
	北山古墳	生萱字北山 1023	昭和 50.12.20
	金比羅山古墳	上山田 1875・1876	昭和 62.1.27
	四ツ塚古墳群	上山田 1904	昭和 62.1.27
史跡 (古墳)	堂上古墳	上山田 1991-2 ほか	昭和 62.1.27
	観音林古墳	上山田 1353	昭和 62.1.27
	釜屋1号墳	上山田 1197-13	昭和 62.1.27
	中山古墳	戸倉 1063-15	昭和 63.3.28
	白塚古墳	森	平成 14.1.25
史跡 (井戸跡)	石組み井戸	新山 161	昭和 62.1.27
史跡 (古道)	四十八曲峠古道	上山田 3757-479	昭和 62.1.27
	見性寺境内一円	新山 624 ほか	昭和 62.1.27
名勝	曽根堂の不動滝一円	上山田字大窪	昭和 62.1.27
<b></b>	樽岩	上山田字大窪	昭和 62.1.27
	山崎氏庭園	新山	昭和 62.1.27
	智識寺寺叢	上山田 1197	昭和 62.1.27
	三本木神社の欅	上山田 581-1	昭和 62.1.27
	清水の榎	新山	昭和 62.1.27
	天坂の柊	新山	昭和 62.1.27
	漆原の柏	新山	昭和 62.1.27
	漆原のくまの水木	新山	昭和 62.1.27
	見性寺のタラヨウ	新山 625	昭和 62.1.27
	ハコネサンショウウオ棲息地	新山	昭和 62.1.27
天然記念物	中原のりんご国光原木	八幡字古屋敷 461-4	平成 6.3.31
人然記念物	姨捨長楽寺の桂ノ木	八幡字姨捨 4984-1	平成 6.3.31
	お稲荷様のケヤキ	森字上平 2042	平成 6.3.31
	柏王の大カシワ	戸倉柏王 878	平成 10.3.26
	明徳寺の大スギ	羽尾 1309-11	平成 10.3.26
	天狗のマツ	戸倉 1130-2	平成 10.3.26
	セツブンソウ群生地	戸倉字日影平 1124 ほか 倉科字杉山 2039 ほか	平成 18. 9. 28
	水上布奈山神社のクヌギ	戸倉字鎮守 1990-3	平成 23.4.7
	天皇子神社のケヤキ	寂蒔八幡新田 1062	平成 24.6.6